

平成28年第4回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
11	30	水	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・決算特別委員会報告，採決 ・議案上程 ・一部議案審議 		
12	1	木	休 会			
	2	金	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4人） 		
	3	土	休 会			
	4	日	休 会			
	5	月	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・総括質疑 常任委員会 		
	6	火	常任委員会			
	7	水	常任委員会			
	8	木	休 会			
	9	金	休 会			
	10	土	休 会			
	11	日	休 会			
	12	月	休 会			
	13	火	休 会			
	14	水	休 会			
	15	木	休 会			
	16	金	休 会			
	17	土	休 会			
	18	日	休 会			
	19	月	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			
	20	火	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	21	水	本会議（最終日）			
			・ 常任委員長報告、採決			
			・ 議案審議			
			・ 議員派遣の件			
			・ 継続審査、調査			
			・ 閉会			

平成28年第4回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成28年11月30日

閉会 平成28年12月21日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案72	平成27年度さつま町歳入歳出決算の認定について	28.09.30	28.11.30	認定	決算特別
73	平成27年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	〃	〃	認定	決算特別
74	平成27年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	原案可決	決算特別
75	平成27年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について	〃	〃	認定	決算特別
76	平成27年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	原案可決	決算特別
77	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	28.11.30	28.12.21	原案可決	文教経済
78	さつま町納骨堂条例の廃止について	〃	〃	原案可決	総務厚生
79	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	28.11.30	原案可決	—
80	さつま町税条例の一部改正について	〃	28.12.21	原案可決	総務厚生
81	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	総務厚生
82	平成28年度さつま町一般会計補正予算(第6号)	〃	28.11.30	原案可決	—
83	平成28年度さつま町一般会計補正予算(第7号)	〃	28.12.21	原案可決	2 常任
84	平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	原案可決	総務厚生
85	平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	原案可決	総務厚生
86	平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算(第2号)	〃	28.11.30	原案可決	—
87	平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算(第2号)	〃	〃	原案可決	—
88	さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について	〃	〃	可決	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
89	さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	28. 12. 21	28. 12. 21	原案可決	—
90	さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
91	さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
92	平成28年度さつま町一般会計補正予算（第8号）	〃	〃	原案可決	—
発委3	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)の提出について	〃	〃	原案可決	—
	議員派遣の件	〃	〃	決 定	—
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	決 定	—

平成28年第4回さつま町議会定例会会議録

目 次

○11月30日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第72号 平成27年度さつま町歳入歳出決算の認定について (委員長報告・質疑・討論・採決)	6
議案第73号 平成27年度さつま町上水道事業会計決算の認定について (委員長報告・質疑・討論・採決)	6
議案第74号 平成27年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (委員長報告・質疑・討論・採決)	6
議案第75号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について (委員長報告・質疑・討論・採決)	6
議案第76号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (委員長報告・質疑・討論・採決)	6
議案第79号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	13
議案第82号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第6号） (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	13
議案第86号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号） (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	13
議案第87号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第2号） (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	13
議案第77号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (提案理由説明)	16
議案第78号 さつま町納骨堂条例の廃止について (提案理由説明)	16

議案第 80 号 さつま町税条例の一部改正について	16
（提案理由説明）	
議案第 81 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	16
（提案理由説明）	
議案第 83 号 平成 28 年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）	16
（提案理由説明）	
議案第 84 号 平成 28 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	16
（提案理由説明）	
議案第 85 号 平成 28 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	16
（提案理由説明）	
議案第 88 号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について	18
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
散 会	24
○ 12 月 2 日（第 2 日）	
一般質問表	25
会議を開催した年月日及び場所	27
出欠席議員氏名	27
出席事務局職員	27
出席説明員氏名	27
本日の会議に付した事件	28
開 議	29
一 般 質 問	29
森山 大議員	29
発達障害児支援について	
川口 憲男議員	37
地方創生について	
平八重光輝議員	48
捕獲獣肉の利活用について	
山間地農業の助成について	
米丸 文武議員	55
農業振興対策について	
散 会	67
○ 12 月 5 日（第 3 日）	
会議を開催した年月日及び場所	69
出欠席議員氏名	69
出席事務局職員	69
出席説明員氏名	69
本日の会議に付した事件	70

議案付託表	7 1
開 議	7 3
議案第 7 7 号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について	7 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7 8 号 さつま町納骨堂条例の廃止について	7 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 0 号 さつま町税条例の一部改正について	7 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 1 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	7 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 3 号 平成 2 8 年度さつま町一般会計補正予算 (第 7 号)	7 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 4 号 平成 2 8 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	8 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8 5 号 平成 2 8 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) ...	8 4
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	8 4
○ 1 2 月 2 1 日 (第 4 日)	
会議を開催した年月日及び場所	8 5
出欠席議員氏名	8 5
出席事務局職員	8 5
出席説明員氏名	8 5
本日の会議に付した事件	8 6
開 議	8 7
議案第 7 7 号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の 整備等に関する条例の制定について	8 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 8 号 さつま町納骨堂条例の廃止について	8 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 8 0 号 さつま町税条例の一部改正について	8 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 8 1 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	8 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 8 3 号 平成 2 8 年度さつま町一般会計補正予算 (第 7 号)	8 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 8 4 号 平成 2 8 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	8 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	

議案第 85 号 平成 28 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） …	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 89 号 さつま町職員の勤務時間，休暇等に関する条例等の一部改正について	
.....	93
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 90 号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について ………	93
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 91 号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する	
条例の一部改正について ………	93
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 92 号 平成 28 年度さつま町一般会計補正予算（第 8 号） ………	93
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
発委第 3 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)の提出につ	
いて ………	97
（趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議員派遣の件 ………	98
（決定）	
閉会中の継続審査・調査について ………	98
（決定）	
閉 会 ………	98

平成28年第4回さつま町議会定例会

第 1 日

平成28年11月30日

平成28年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成28年11月30日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総務課 長	崎野 裕二 君
企画財政課 長	押川 吉伸 君	税務課 長	丸田 忠 君
町民環境課 長	三腰 善行 君	福祉課 長	鍛冶屋 勇二 君
介護保険課 長	中村 慎一 君	健康増進課 長	四位 良和 君
農政課 長	上野 俊市 君	耕地林業課 長	杉水流 博 君
建設課 長	三浦 広幸 君	水道課 長	岩元 義治 君
代表監査委員	新屋敷 浩 君	監査委員事務局 長	福田 澄孝 君
農業委員会事務局 長	岩下 純一 君	教育総務課 長	角 茂樹 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第72号 平成27年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第73号 平成27年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第74号 平成27年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 8 議案第75号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第76号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 第10 議案第79号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第82号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第6号）
- 第12 議案第86号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第87号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第77号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 第15 議案第78号 さつま町納骨堂条例の廃止について
- 第16 議案第80号 さつま町税条例の一部改正について
- 第17 議案第81号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第18 議案第83号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第7号）
- 第19 議案第84号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第85号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第88号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について

△開 会 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成28年第4回さつま町議会定例会を開会します。
教育委員会委員長及び農業委員会会長から、本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番、岸良光廣議員及び14番、上久保澄雄議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの22日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件については、補足して説明します。
9月30日、第3回定例会本会議において設置された8名の委員で構成する決算特別委員会については、同日、正副委員長の互選が行われ、委員長に東哲雄議員、副委員長に新改幸一議員が選任されたことを報告します。
次に、11月9日、節目となる第60回町議会議長全国大会が東京都のNHKホールで開催されました。
大会のメインテーマは「地方創生の実現を目指して」で、大会では会長挨拶のあと、我が国の景気は、これまで緩やかな回復基調が続いているものの、町村においては少子高齢化や過疎化の中で依然として厳しい経済雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退している。加えて、東日本大震災や熊本地震による影響は、被災地のみならず、我が国社会全体に及んでおり、本格的な復興に向けて解決すべき課題が山積している。今こそ、国と地方が一体となって本格的な復旧復興への取り組みを加速させ、人口減少の克服と地方創生を実現するためには町村の自治能力を高め、

都市と農山漁村が共生し得る社会を強力に進めていくことが重要である。地方創生こそが一億総活躍社会実現のためのメインエンジンであり、地方創生に向けた大きな流れを緩めてはならず、今回の町村議会議長会全国大会の開催を機に、地方創生の実現を目指し、一致結束して果敢に行動していくことの宣言がなされました。

また、安倍晋三内閣総理大臣ほか、来賓各位の祝辞を受けたあと、議事に入り、東日本大震災及び熊本地震からの復旧復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議ほか4項目の特別決議を行い、9つの地区要望及び25件の全体要望を採択し、関係省庁への提出が全会一致で承認されました。

大会終了後、本県の町村議会議長会では、役員及び代表者が3班に分かれ、鹿児島県選出の衆参両国会議員に対し、全国大会で決議採択された項目に基づく要望活動を行いました。

次に、監査委員から例月出納検査及び平成28年度備品監査の結果報告並びに教育委員会から平成27年度教育委員活動及び事務事業自己点検評価結果報告書の提出がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告を申し上げます。

印刷してお配りしているところでございますが、この中で、10月14日の県立公園のびのびゾーンの開園記念式典に関する事項、10月25日から26日の北薩空港幹線道路整備促進期成会ほか中央要望活動及び九州治水期成同盟連合会と国会議員との意見交換会及び中央要望、10月29日の鹿児島大学での九州沖縄COC合同シンポジウム意見交換会並びに11月6日の鹿児島県歯科保健文化賞表彰式について、補足して御報告を申し上げます。

まず、10月14日に実施をいたしました県立北薩広域公園のびのびゾーン開園記念式典についてでございます。県立北薩広域公園につきましては、これまで立地町であります本町の数次にわたる県知事への要望等を踏まえながら、河川とか森林などの豊かな自然景観を生かしつつ文化性を備えた北薩地域のシンボリックな役割を持つ都市公園として県が整備を進めておりまして、既にふるさとゾーンにつきましては供用開始になっているところでございますが、これに引き続いて、今回のびのびゾーンの開園に至ったところであります。町としましても、公園内の町管理区域であります、ちくりん公園とかぐや姫グラウンドの再整備を計画をいたしまして、公園施設の相互利用等による利便性向上を図るため、のびのびゾーンの開園と合わせまして、基幹園路の整備を実施をいたしました。

のびのびゾーンの完成を一つの契機としまして、現在、川内川流域で取り組んでおりますかわまちづくり計画、あるいは地域高規格道路、北薩横断道路の整備との連携を図りまして、北薩地域の観光、スポーツ、レクリエーションの拠点として、交流人口の増加、ひいては定住促進につながるよう、さらなる当地域の発展の足がかりとなるように、県知事を初めとしまして地元選出の国会議員、関係の県会議員、そして近隣の首長の皆さん方など関係者160人余りをお招きいたしまして、開園記念式典を盛大に開催をいたしましたものでございます。

なお、10月14日から16日まで、開園記念式典を皮切りにいたしまして、鹿児島県地域振興公社等との連携によりまして、お月見コンサート、花かごしまオータムフェスティバルなどの開園記念祭を開催をいたしまして、延べ1万7,000人余りが来園をされたところでございます。

次に、10月25日から26日に行われました北薩空港幹線道路整備促進期成会ほか中央要望活動について及び九州治水期成同盟連合会と国会議員との意見交換会及び中央要望についてであります。25日は、私が会長を仰せつかっております4市2町の北薩空港幹線道路整備促進期成会及び3市1町の国道328号の整備促進期成会におきましてでございます。北薩横断道路の整備につきましては、鹿児島空港から北薩空港道路間及び広瀬道路から泊野道路間並びに紫尾道路から南九州西回り自動車道の阿久根北インターチェンジ間、実際は国道3号線のタッチでございますけれども、一応、阿久根北に向かってということでございますが、これの早期完成を図ることについて、国道328号の整備につきましては、整備に必要な財源の確保と、南九州西回り自動車道へのアクセス道路としましてのバイパスの建設、鹿児島市の郡山町から県道小山田谷山線の国道3号交差点を結ぶ線へのバイパスの建設の要望をいたしているところでございます。これらについての予算の総額確保についてと、国土交通省の国土交通大臣、政務官、国土交通審議官、財務省の主計局次長、公共事業担当主計官、こういった方々宛てに直接面談をいたしまして、地方の社会資本整備の促進について要望をいたしてまいったところであります。

さらに、自民党の副幹事長、鹿児島県選出の国会議員に対しましても要望を行ってきておりますけれども、自民党の副幹事長からは、その場で直接、国土交通省の道路局長等への電話要請までしていただいたところでございます。

また、25日には、国土交通省水管理・国土保全局との河川整備意見交換会も行われました。国土交通省において、九州各県の九州の河川改修の期成会の会員と国土交通省水管理・国土保全局の幹部の皆さんとの、河川整備についてのさまざまな意見交換を行ってきたところでございます。

翌日の26日におきましては、九州治水の期成同盟連合会と国会議員との意見交換会ということで、国土交通省の水管理・国土保全局も出席の中で開催をされたところでございますが、この会の中で私のほうに意見発表をしてくれというようなことでございましたので、「川内川の下流域における河川ダム事業の概要とそのストック効果等について」と題しまして、鶴田ダムの再開発事業後の治水効果、あるいは激特事業後の河川敷の活用、水防災教育、こういったことと、あるいは川内川流域の取り組み、国、県と連携していくことの重要性等につきまして、意見発表を行ってきたところであります。

会議終了後、国土交通省及び財務省、自民党本部、地元選出国会議員に対しまして、治水関連事業の予算確保等について要望をいたしてまいりました。

次に、10月29日に行われました鹿児島大学での九州沖縄COC合同シンポジウム意見発表会についてでございます。これは、鹿児島大学の産学官連携推進センターCOCが中心となって、地方創生を効果的に進めるということで、大学を初め関係の自治体、産業界の関係者が一堂に会しまして、大学と地域のあり方について意見交換を行うシンポジウムでございました。

その中で、「地域が紡ぐ」ということをテーマにいたしました分科会におきまして、話題提供者ということで2つの事例について発表をいたしてきたところであります。一つは、この鹿児島大学農学部との連携をいたしました、薩摩西郷梅を核としました地域マーケティング戦略づくりに関する取り組みでございます。本年度、同大学の学生20人が4月から4カ月間にわたりまして、製品の大規模な試食テストとか梅の生産者、関係機関、各種団体へのインタビューなど行っ

ていただきまして、多くの調査内容と結果について発表していただいたところでございますが、こういったことについて発表をいたしたところでもあります。

二つ目につきましては、学生の地域密着と地元企業や自治体の受け入れ態勢についてということで、自治体の立場からということで発表をいたしたところでもあります。さつま町で組織しておりますものづくり企業振興会で実施しております、周辺地域の高等学校あるいは短大の進路指導の担当教諭との意見交換会を初めとしました活動、あるいは町内立地企業の状況、その業績による市町村民所得推計での本町が県内で占める現状、地元企業におけるインターンシップの取り組みについて、発表をいたしました。

今後、大学生を対象にいたしました地元企業視察とか、学生から見た企業との新しい取り組みなどの提案もお願いしたところでございますが、そのほかのさつま町の持つ恵まれた資源、自然とか地理的な条件についても、あわせて紹介をさせていただいたところでもあります。

最後に、11月6日に行われました鹿児島県の歯科保健文化賞の表彰式についてであります。この賞につきましては、県内において地域住民の歯科保健衛生の向上及び推進にすぐれた業績のあった個人、団体に贈られるものでありますが、団体では薩摩郡歯科医師会の推薦をいただきまして、本町が一町、今回こういった県の歯科保健の文化賞という荣誉ある表彰を受賞いたしましたところでもあります。さつま町では、平成26年度から町内全ての幼稚園、保育園並びに全ての小学校でフッ化物洗口事業への取り組みを進めているところでもあります。このような取り組みは、県内でも本町だけということもあって、高い評価を得て、今回の表彰につながったものと思っております。

歯は永久歯が生えそろう中学生ごろまでが最も重要な時期と言われております。これを機に、幼少期にあっては栄養の吸収とか、こういうものを助けるための運動機能を活性化させまして、また老齢期にあっては老化を 방지認知症を抑制する、いわゆる歯の大切さをさらに周知啓発をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、町長報告を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（舟倉 武則議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5「議案第72号 平成27年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第6「議案第73号 平成27年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、日程第7「議案第74号 平成27年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第8「議案第75号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について」、日程第9「議案第76号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第5「議案第72号 平成27年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第9「議案第76号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」まで、以上議案5件を一括して議題とします。

なお、決算特別委員会審査の中で決算書にあわせて提出のありました証書類に印刷誤りがあり、

執行部から訂正の申し出を受けて審査が行われております。お手元に配付した正誤表により訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

それでは、決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔東 哲雄議員登壇〕

○決算特別委員長（東 哲雄議員）

決算特別委員会に付託されました「議案第72号 平成27年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第73号 平成27年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、「議案第74号 平成27年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、「議案第75号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について」及び「議案第76号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」審査の過程と結果につきまして御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月30日の第3回定例会最終日において、委員8人で設置され、委員長に私、東哲雄が、副委員長に新改幸一委員が選任されました。

審査は、10月5日、6日、7日、11日及び12日の5日間の日程で、執行部から各種資料の提出を求め、計数等の精査については、既に監査委員が例月出納検査等を初め専門的立場で照査されていることから必要最小限にとどめ、予算の適正な執行、事業による行政効果や経済効果、また今後の行財政執行上、改善すべき点等に主眼を置き、慎重に審査を行ったところです。

その結果、当委員会に審査を付託されました議案5件のうち、議案第72号、議案第73号及び議案第75号については認定、議案第74号及び議案第76号については原案可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第72号 平成27年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

初めに、消防本部の関係では、救急出動件数1,150件のうち転院搬送が232件、率にして20.2%を占めており、急病患者等への搬送に支障を来すおそれがあることから、この対策についてただしましたところ、転院搬送の全国の平均は率にして10%程度であり、本町の転院搬送は大変多いと捉えている。少ない職員数での対応となることから、救急車両が同時に3台出動した場合には、非番週休者の参集を行って対応している状況にある。また、二次医療機関である薩摩郡医師会病院でも、救急患者の41%を受け入れているが、さらに高度な三次医療機関への転院搬送も十分あり得るとのことです。

次に、建設課の関係で、住宅リフォーム支援事業の実績が平成26年度と比較して1.54倍に当たる175件のリフォームが行われ、町内業者への経済効果も上がっていることから、リフォームの主な工事内容についてただしましたところ、一番は外壁と屋根の塗装、ふきかえ、二番目に台所等水回りの改修、次に畳の更新等が主な工事内容になっているとのことです。

また、リフォームの工事内容が複数箇所あり、自己資金の都合により1回でリフォームできない場合、2回目の申請が可能であるのかただしましたところ、財政面を考慮したときに、複数回の申請を受け付けることは難しいことから、現時点では、原則として一住宅一個人に対して1回の申請に限定して受け付けているとのことです。

次に、学校給食センターの関係で、監査意見書に記載してある災害時給食用非常食導入への対応についてただしましたところ、ことし1月25日の大雪と寒波による水道管の破裂の関係で子供たちの弁当持参が1日あり、多くの保護者から不満の声があった。平成28年度の第1回学校給食運営協議会の中で議題として提案し、同意が得られたことから全国の栄養士協議会が提案し、業者に委託してつくっている救給カレー1食分を緊急用の非常食として導入する対応を図ったと

のことであります。また、常温で3年の保存が可能であるが、学校給食費で賄うことから、大震災が発生した3月11日前後に給食の試食のかわりに体験も兼ねて提供し、来年4月に更新する計画であるとのことであります。

次に、総務課の関係で、毎年5月に実施している避難訓練は公民館任せになっていると思われることから、住民が安全に自分の身を守るような徹底した指導、対策のあり方についてただしましたところ、自主防災組織の組織率は合併後10年で96%まで伸びてきているが、今後課題になってくるのはその内容だと捉えている。本町で一番心配されるのは出水期の土砂災害であり、5月の防災点検及び避難訓練において、積極的な住民参加を呼びかけているが参加者が伸びてこない状況にあることから、公民会の役員だけでも地域の危険箇所等を把握するための話し合いの場を複数回持つよう働きかけていきたいとのことであります。この回答を受けて、一挙に住民の参加を増やすことは難しいと思われるが、避難訓練のあり方の抜本的な見直しも含め、積極的な取り組みを要請しました。

また、監査意見書に記載してある専門的な業務等への再任用制度の積極的な活用について、その実績をただしましたところ、平成24年度から再雇用により退職職員を雇用している。平成24年度は、専門職として庁舎建設に係る建築主事1名の再雇用を行い、平成26年度に退職職員の再任用制度が始まったことから、平成26年度に3名、平成27年度に3名、平成28年度に1名の再任用を行ったとのことであります。

次に、教育総務費の関係で、平成27年度末で閉校となった小学校5校のピアノ等を含む備品の取り扱いについてただしましたところ、既存校に設置してあるピアノと比較して交換が必要なものについては既に交換を行っており、古いピアノについては、現在、旧紫尾小学校で一括して保管している。また、ほかの貴重な備品等については統合後の学校に全て移管したと考えており、残っている学校教材備品等は、閉校後1年間の行事を実施する中で必要な備品は移管したいと考えているとのことであります。

次に、学校教育課の関係で、監査意見書に記載してある不登校傾向の児童生徒に対する小学校から中学校への連携の取り組みについてただしましたところ、中学校へ進学するときに、遅刻の日数が多くても学校に行ける児童は不登校としてカウントされず、中学校に進学すると不登校状態になってしまう児童がいることから、欠席日数に加え、遅刻の日数等のデータについても中学校に引き継ぎ、事前に中学校へ情報を提供することで、学級配置の工夫、あるいは学級担任が最初からかわりができるよう連携に努めているとのことであります。

次に、社会教育課の関係で、平成26年4月の西手公民会の合併以降、公民会の合併が進展していないことから、公民会の合併推進に係る取り組みについてただしましたところ、公民会の適正な運営については100戸前後の戸数が適当と捉えており、年度初めの研修会において合併の利点等も説明しているが、進んでいない状況にある。現在、11月末までの期間で開催している20区の町政座談会の中でも説明を行い、公民会合併の推進を図っているとのことであります。この回答を受けて、住民の意向、地域性の問題など難しい課題であると捉えているが、ある程度の規模で公民会が運営できるよう、助成措置の検討や合併に前向きな公民会にあっては、公民会役員と一緒に、地域が抱える課題の解決に取り組むよう要請しました。

次に、税務課の町税等の未納対策の関係で、税の公平性という観点から、未納者に対する分納誓約が確実に履行されているのかただしましたところ、分納誓約については、時効の中断に対応するとともに滞納者の生活実態も把握することができる。また、分納誓約後においても納付されない場合は、金融機関等への預金調査等を実施し、預貯金や給与を差し押さえるなどの取り組みを行っているとのことであります。

次に、介護保険課の関係で、地域包括支援センターの業務が昨年直営から社会福祉協議会へ移管されたことから、移管後に変化があったものかたまたまのところ、事務所の位置は以前と変わらないが、社会福祉協議会においても介護支援の専門職を配置されており、今年度は2年目で少し落ち着いてきていると思われる。社会福祉協議会とのつながりの点では、各種会議等において顔合わせもあり、また定例的に連絡会議等を開催しているため、その部分では従来にないお互いの共通理解ができているとのことであります。

次に、福祉課の関係で、給食の配達サービスに係る新規申請109件中、決定が96件、却下が13件となっていることから、却下になった理由についてたまたまのところ、給食サービスは基本的に自分で食事をつくれぬ方や食事を確保できない方を対象としているが、中には高齢を理由に、つくるのが面倒との理由で申請される元気な方もある。毎週判定会議を行っているが、家族もあり、自分で車も運転される方で給食サービスを希望される方が年間には数人あり、判定会議で決定に至らず却下となる方がどうしても発生するとのことであります。

また、臨時福祉給付金及び子育て世帯特例給付金の申請において、本人に連絡がとれても申請しない方があったものかたまたまのところ、平成27年度は臨時福祉給付金が6,000円、子育て世帯特例給付金が3,000円で、あらゆる手段を通じて、呼びかけは実質8回行ったところである。給付金の額の関係もあったと思われるが、特に子育て世帯特例給付金については申請を辞退されたものと判断しているとのことであります。

次に、健康増進課の関係で、急病者等への救急出動が増加していることから、薩摩郡医師会病院の医師確保対策事業の取り組みについてたまたまのところ、医師確保対策事業は、医師を見つけていただければ1年間を上限に毎月40万円を助成する財政的な支援の取り組みで、常勤医師を増やす制度として設けているが、実態として常勤医師がふえない状況にある。本事業は平成29年度までの5カ年の時限事業であることから、補助要綱のチェックを行い、どこに課題があるのか精査する時期にあると考えている。また、現体制で常勤医師がふえないとすれば、支援体制のあり方そのものも検討する必要があることから、薩摩郡医師会病院とも連携しながら課題解決に向けて努力していきたいとのことであります。

次に、町民環境課の関係で、償還期限の最終年度が平成31年度となる住宅新築資金償還についてたまたまのところ、平成27年度末の滞納者は27人で41件の9,807万725円となっており、新築資金の償還については、本町だけに限らず全国の関係自治体が抱える大きな課題であると捉えている。今後も債権回収に向けて納付の督促に努めるが、最終的には法的手続を行う必要があるとのことであります。この回答を受けて、誠実に償還されている方もあることから、不公平が生じないように、貸付金の償還に向けたさらなる努力を要請しました。

次に、農政課の関係で、農業再生協議会の産地交付金を活用してゴボウ、里芋及びカボチャの重点3品目を推奨しているが、面積拡大あるいは生産戸数を増やす観点から、専業農家に限らず兼業農家も含めた幅広い支援を行う考えはないかたまたまのところ、農協や役場等を退職後に農業に従事される方もふえていることから、生産者を増やすためにも、兼業農家の育成も図りながら、重点3品目に限らず他の重点品目の産地育成も含め、耕作面積の拡大あるいは生産戸数を増やす施策について検討していきたいとのことであります。

次に、耕地林業課の町単独土地改良事業の関係で、暗渠排水、かんがい排水の事業効果についてたまたまのところ、平成27年度で暗渠排水13件、かんがい排水3件の実績となっているが、事業申請者が適切な工事を行っており、施工後における不具合等の連絡もないことから、効果があったものと捉えているとのことであります。また、補助金を交付していることから、平成27年度に限らず、これまでに行った事業箇所についても追跡調査を行う必要はないかたまたま

したところ、暗渠排水の補助率70%の場合は、表作か裏作で飼料等の作付を3年間行うことが条件になっているため3年間の追跡調査を行っているが、それ以外については行っていないことから、今後、追跡調査の実施について検討したいとのことであります。

次に、商工観光課の小売業等店舗整備支援事業による整備後の事業効果についてたどしましたところ、この事業については平成27年度に4軒、平成26年度に8軒実施しており、事業内容は内装等の改修整備で、店舗の雰囲気等はよくなっていると捉えているが、整備後における利用者数及び売り上げなどの調査については実施していないとのことであります。この回答を受けて、補助金を交付する以上、やはり商店街あるいは旅館等の整備支援に対し事業効果を測定することで、事業内容の充実あるいは見直しにより新たな助成制度等も検討することにつながると思われるので、今後、事業効果の測定についても検討するよう要請しました。

次に、企業誘致対策室の周辺地域活性化対策事業の関係で、地域への定住を第一の目的としながら、引き続き丙地域に居住する場合は、義務教育課程の子を養育していることが補助要件となっていることから、この取り扱いについてたどしましたところ、丙地域内に引き続き居住する方が家を新築される場合は子供がいないと対象にならないが、甲地あるいは乙地からの移住については、子供は加算対象であり、基本的な条件を満たせば子供がいなくても補助対象としているところである。また、本補助要綱は、平成28年度までの3カ年の時限要綱であることから、平成29年度以降については、三役調整会議を踏まえ、新たな制度として検討していきたいとのことであります。

次に、企画財政課の関係で、地方交付税の合併算定替えと一本算定では約8億円の影響額になるとの説明を受けていたが、実質的にどの程度の影響があったものかたどしましたところ、当初の段階では一本算定になった場合、約12億円の影響が見込まれ、特例期間終了後、1割、3割、5割、7割、9割と段階的に縮減することとなっている。平成26年度の決算ベースでは1億1,296万円程度の縮減額を見込んでいたが、算定の見直し等もあり、平成27年度については1割縮減の影響額として9,100万円程度の縮減額となり、2,000万円程度は縮減が緩やかになったものとのことであります。この回答を受けて、今後の財政計画の見通し等について、議会及び町民に示していく必要があることから、説明責任を十分果たすよう要請しました。

次に、介護保険課の介護保険事業特別会計の関係であります。東北では、大雨により高齢者施設が被災し、多くの高齢者が犠牲になられた災害が発生したことから、町内において土砂災害等の危険箇所を設置されている高齢者施設はないものかたどしましたところ、進入路が1カ所しかない施設で台風時に進入路の土手が崩れ、一時的に孤立状態になった施設が1施設あった。それ以外の施設については進入路も複数箇所整備されているが、あらゆる災害に対する想定と避難対応については、今後十分検討する必要があると捉えている。東北での災害も教訓とし、再度注意を喚起しながら取り組みを進めたいとのことであります。

次に、健康増進課の国民健康保険事業特別会計の関係であります。保険給付費の増加により厳しい事業運営が続く中で、監査意見書に記載してある国民健康保険基金2,800万円の基金積み立てに対する考え方についてたどしましたところ、平成30年度から鹿児島県も保険者となり、ある程度安定的な財政運営を図る必要があることから、基金を積み立てるものである。医療費等の見通しが立たない中において、被保険者への急激な負担増にならないようにするため、財政当局とも協議を行ったとのことであります。

次は「議案第73号 平成27年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、「議案第74号 平成27年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、「議案第75号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について」及び「議案第76号

平成27年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。水道事業運営については、将来的に人口の減少に比例し水道料の減少が予想され、水道料金の見直しが行われることから、経営上の見通しについてたゞしましたところ、平成29年度から上水道、第2上水道を統合して一本化を進めると同時に、料金の見直しを行うこととしたところである。料金の改定については、平成29年度から平成33年度までの5カ年間の総括原価方式で計算し、現在の試算では、この料金改定に伴い1,000万円程度の収入増を見込んでおり、改定率としてはプラス3%程度で考えている。今後の財政運営の見通しとしては、平成33年度までの総括原価方式で赤字にならないよう試算しているところであるが、その後においては経営状況を踏まえて、事業運営の見直しや料金改定の有無も含めて検討したいとのことでもあります。

最後に、次の2点について、特に町長の出席を求め見解をたゞしたところでもあります。

まず初めに、農林業振興プロデューサーが平成25年7月から平成27年3月末まで設置されたが、その成果をどのように捉え今後に生かす考えかたゞしましたところ、マニフェストにも掲げているとおり、本町にとって農林業の振興は一番の基本的な政策課題と位置づけているが、役場組織内の農政課、担い手育成支援室、耕地林業課及び農業委員会といった関連の組織が横の連携をとることで、農林業に従事される農家等にとっても行政サービスが高められるとの思いから、横の連携をとっていただくようお願いしたところである。

また一方では、町内にある国の機関、県の機関及び農協、森林組合、土地改良連合会といった農業団体組織と密接な連携組織をつくっていただき、農林業振興大会の開催等も行っていたところである。そのほかにも、鳥獣被害対策や、人・農地プランの策定、竹林改良による早掘りタケノコの産地化にも尽力いただいたと考えている。役場内の組織はもちろんであるが、町内の関係機関とも、常に本町の農林業の考え方、進め方について共通理解を図ることが大事と捉えているので、今後もそのような方向で取り組みを進めていきたいとの答弁であります。

この答弁を受けて、農林業の振興に当たっては、農林業に携わる農家の方々の取り組みが重要であり、その目的達成に向けて行政の熱意が末端農家まで届くような施策への取り組みを要請しました。

次に、町広報紙、町ホームページ及び観光情報等の情報発信とその効果について、どのように捉えているかたゞしましたところ、合併して10年以上経過したが、県外はもちろん県内においてもさつま町の認識度はまだまだであると感じており、町内で開催する行事、イベント等の内容については、報道機関に必ず連絡するよう指示しているところである。ホームページについては、昨年約1,000万円かけてリニューアルし、毎月1回は情報更新を行うようにしているが、更新されていない情報もあるようである。専門的にチェックする職員の配置は難しいが、随時新しい情報に更新し、アピール性のある図案、文言への工夫が必要であると考えている。また、観光面では、現在、株式会社ソラシドエアの機体を活用した情報発信も1年の期間で取り組んでいるが、今後もメディアを活用した情報発信、ホームページの活用あるいは名刺の活用も含め、幅広くPRの機会を工夫しながら取り組みを進めていきたいとの答弁であります。

この答弁を受けて、特にホームページでは情報を発信する電子媒体として、場合によっては専任を設けて、インパクトの強いアピール性のある文言等を使ったイベント等の紹介になるよう、さらなる努力を要請しました。

以上、決算審査の概要を申し上げましたが、報告の中で直接触れなかった事項につきましても慎重に審査した次第であります。なお、監査及び決算特別委員会において指摘された事項については、改善策を実施し、効率的な行財政運営に努められるとともに、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう要請し、報告を終わります。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第72号 平成27年度さつま町歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第72号 平成27年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は認定することに決定しました。

次に、「議案第73号 平成27年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第73号 平成27年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」は認定することに決定しました。

次に、「議案第75号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第75号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計決算の認

定について」は認定することに決定しました。

次に、「議案第74号 平成27年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第76号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」以上の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第74号 平成27年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第76号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」以上の議案2件は、決算特別委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第10「議案第79号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第11「議案第82号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、日程第12「議案第86号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第13「議案第87号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第10「議案第79号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」から日程第13「議案第87号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第79号、議案第82号、議案第86号及び議案第87号の議案4件につきまして、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第79号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。これは、人事院勧告に基づき職員の給与を改定しようとするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第82号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。これは、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた人件費の調整に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,382万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億8,565万7,000円とするものであります。

次に、「議案第86号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」について

であります。これは、営業費用、営業外費用の経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において収益的支出から12万4,000円を減額し、収益的支出の総額を1億4,083万2,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第87号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。これは、営業費用に要する経費を補正しようとするもので、収益的支出に21万5,000円を追加し、収益的支出の総額を2億6,947万4,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますのでよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第79号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第82号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第86号 平成28年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第87号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの議案4件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

給料表の関係でございます。従来から、若い職員がここ数年比較的改定率が高くて、上級になります職員のほうが非常に低くなっております。国が示しております若い職員の給与の引き上げと上位職になる職員の給与の改定率の経緯といいますか、低い率の関係、こちら辺についてはどのような改定率になっているかお知らせいただきたいと思っております。

○総務課長（崎野 裕二君）

人事院勧告に基づきます内容でございますけれども、勧告の内容につきましては、全国の50人程度規模以上の企業、全国に3万から4万件ぐらいあるうちの1万1,000件あるいは2,000件程度の調査を行っているということではありますが、その中で、民間給与との50人程度規模以上ある企業については、係長、課長、部長、そういった職責があるということで、そういったレベルに合わせまして、それぞれの職給ごとの給与を比較して出しているということで、民間給与のほうが、年齢層が、中間層にいく給与が、若いほうがある程度高く、採用して、あとはなかなか高齢になっても上がっていかないといいですか、従来、公務員の給与は右肩上がりといいますか、年功序列で上がってございましたけれども、そういった系列にないというようなこ

とで、それを改める、民間に合わせるというようなことで、最近、高齢層に薄く若年層に高くということになっているようでございます。

○宮之脇尚美議員

民間に合わせるということで、国もそれに準じた改定を行っているということですが、これに伴います若い職員の方々の職務に対する意欲、それから上級職員の職務に対する意識といえますか、そこら辺については、総務課としてはどのように捉えているのでしょうか、お知らせいただけます。

○総務課長（崎野 裕二君）

公務員という職責でありますので、それぞれ高い意識を持っているとは思っておりますが、経験として、従来、若いころの改定率からいきますと、少し年を重ねると寂しくなったなあというのは個人的には思っておりますが、公務員としてやっぱしそれぞれの役職もありますし責務もありますので、それぞれ職員はそういったことで捉えているというふうに感じているところでございます。

○宮之脇尚美議員

非常に苦しいところがあるかと思うんですが、お察しを申し上げますけれども、特に係長あるいは課長補佐、課長となりますと責任も重くなるわけであります。この給与の改定率が非常に低いわけですから、そこら辺についての配慮といえますか、そういう責任等に対するいろんな内容等についても非常に人事管理上難しい部分があるかと思うんですが、そういうものについて、極力そういう職務に対する意欲がそがれないような形の、やはり組織の運営ということについては、町長を筆頭に、それぞれ担当課、努力をされるように要請をいたしておきます。

○平八重光輝議員

今回、水道のほうでちょっと出てきましたから全体のものとしてお尋ねいたしますが、5ページに、先ほどの説明で第2上水のほうになります。最低賃金が変わったということで、9,000円だったですかね、補正を組んでありますが、水道だけじゃなくて、一般的な臨時職員の方の給与といえますか、手当は、昨年も100円だったですか、上がって、またことしも上がると。100円上がると。上がることは最低賃金も法律のもとですから上げんにやいかんですけど、逆に考えれば、皆さん最低賃金で働いてらっしゃるということでもあります。県内では、ちょっと調べてみましたら、臨時職の方で6,000円とか、5千七、八百円とかいうところもあります。この辺も、毎年、最低賃金上がった分は100円ずつ、1日100円ずつ上げていくちゅうのも、恥ずかしいということではないでしょうけれども、もう少し臨時の方にも上げて、たくさんは上げられないでしょうけれども、県内でもあります6,000円とか5千七、八百円とか、その辺まで上げてはどうかというお考えはないかをお尋ねします。

○総務課長（崎野 裕二君）

最低賃金の関係で、前回にも質問があったように聞いておりますが、予算の範囲内というように運用しておりますけれども、最低賃金法が改正されるたびということではなくて、そのたびに改定ということは、いわゆる一番低い率で、来ていただいている、働いていただいているということはもう指摘のとおりでございますけれども、今回、さきの9月の議会ですか、非常勤職員等の給与等の、勤務条件等の条例化をいたしました。来年4月からは、その辺を少し見直しをしていこうというふうに考えておりますけれども、給料だけではなくて、費用弁償といえますか、通勤手当を若干でありますけれども盛り込んだりしながら、類似といえますか、近隣の市町村と足並みを合わせたような形のレベルで調整していきたいと考えております。一般事務職はそうでもないんですけれども、特別な技能を持った方々になりますと、なかなか募集しても集ま

らないというような状況もありますので、その辺はバランスを逸しないような形で要求はしていきたいと考えているところであります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。ほかにないようです。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案4件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案4件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、ただいまの議案4件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案4件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案4件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第79号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」から「議案第87号 平成28年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案4件は、いずれも原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね午前10時50分とします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時49分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第14「議案第77号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、日程第15「議案第78号 さつま町納骨堂条例の廃止について」、日程第16「議案第80号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第17「議案第81号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第18「議案第83号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」、日程第19「議案第84号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第20「議案第85号 平成28年度さつま町介護保険事

業特別会計補正予算（第3号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第14「議案第77号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から日程第20「議案第85号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案7件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第77号、議案第78号、議案第80号、議案第81号及び議案第83号から議案第85号までの議案7件につきまして、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第77号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。

これは、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の規定の整備を図ろうとするため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第78号 さつま町納骨堂条例の廃止について」であります。

これは、青芝野共同納骨堂及び山峯納骨堂を地元公民会等へ譲渡することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第80号 さつま町税条例の一部改正について」であります。

これは、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第81号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

これも、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第83号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第7号）について」であります。

これは、保育所運営費に要する経費及び社会福祉総務費、担い手育成費、農地農業用施設災害復旧費、道路維持費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億467万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億9,033万3,000円とするものであります。

次に、「議案第84号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

これは、一般被保険者療養給付費に要する経費及び償還金、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,015万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,007万5,000円とするものであります。

最後に、「議案第85号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」であります。

これは、特定入所者介護サービス費及び介護予防サービス給付費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,186万1,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○農委事務局長（岩下 純一君）

それでは、「議案第77号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○町民環境課長（三腰 善行君）

「議案第78号 さつま町納骨堂条例の廃止について」御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○税務課長（丸田 忠君）

「議案第80号 さつま町税条例の一部改正について」内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○税務課長（丸田 忠君）

続きまして、「議案第81号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第83号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○健康増進課長（四位 良和君）

それでは、「議案第84号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第85号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は12月5日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第21「議案第88号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第21「議案第88号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第88号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について」であります。

これは、さつま町デジタル防災行政無線整備工事について、去る11月18日、15社による

指名競争入札を行った結果、ニシム電子工業株式会社鹿児島支店が落札したものであります。

さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、総務課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第88号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について」説明させていただきます。

[以下議案説明により省略]

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○平八重光輝議員

先般、全協の中でお尋ねしましたけれども、それより別に説明書の中の2ページに、デジタル化への検討ということで25年度、26年度、27年度設計委託をしてあります。27年度に変更をされているんでありますが、27年度に設計をされるということは、その製品については26年度か27年度の早い時期にできたその製品といいますか、機械で恐らく算定をされているものと思います。

これを、今からまたつけるわけですが、そのときは最新のその機器をつけられるものか、あるいは設計されたときの、いわば旧型ですね。1年すればこういうものは全て旧型になるわけですが、旧型で設置されるものか、その辺は検討されているのかどうか。できれば一番最新型がいいかと思いますが。であれば価格もまた高くはならず、安くなる方向にあると思うんですが。その辺は入札の要件といいますか、そういうのに入っていたものかどうかお尋ねいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

機器の内容についてでございますけれども、最新といいますか、機能を兼ね備えたものというようなことで、記載をいたしているところでございます。当然、着手したのは26年度からでございますので、当時の設計諸仕様が、当時の一番最新のものをモデルにしながら、その同等の機能を備えたものというようなことでありますが、27年度の見直しにつきましては、設計単価が公共の設計工事単価が変更になりましたので、その単価の見直しをしております。

さらに、28年度におきまして、先ほど申し上げました要請がなされたこと等も変更しておりますので、そういった見直しの中では、最新のものをモデルにしながら、その機能を兼ね備えたものというようなことで、お願いしているところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○岸良 光廣議員

今の質問と関連すると思うんですけども、実際、これを入札されたということは、行政としてもある程度の予算の見込みを見込まれたと思うんですけども、これは全てこういう機器に関しては、実際、定価それから大体それに対する販売価格の歩合というのが普通、民間あるわけですよ。

この予算といろんな工事費もあると思うんですが、この機器に対する定価に対して、この入札金額なんですが、行政として何割程度を見込んで当初予算として見られたのか、その辺をちょっと、工事代金は結構です。機器だけでいいです。

○総務課長（崎野 裕二君）

行政のほうで設計段階の単価としましては、標準単価を採用しておりますので、希望小売価格

といいますか、一番のもとになる単価で設計予算要求はしております。

ただ、入札等につきましては落ちてくることは想定はしておりますが、その落ち高につきましては、実行しなけりゃ判らないところもありますので、期待を持ちながら臨んだところであります。

○岸良 光廣議員

以前もお話をしたと思うんですが、かなり高額ですよ。これは、こんな言い方したらまずいかもしれませんが、税金ですよ。こういう大きな事業を行うのであれば、やはり行政としても、実際、今、選んだ機器がどういうものなのか、どのぐらいの価格がするのか。せめてそのぐらいはきちっと調べて、議会にも報告してくださいよ。

ただ、今の状況であれば、これだけの価格で入札は決まりましたちゅうことなんですが、ただいつも聞いていると、その機器が実際、原価がどのぐらいちゅうか、販売価格が基本がどのぐらいあって、その機器に対して入札をしたときに工事代が幾ら、設備代が幾らちゅうのがわかるぐらいの資料を出さなければ、町民に説明できませんよ、これ。その辺をちょっと、もう一回教えてください。

○総務課長（崎野 裕二君）

こちらが示しました設計図書に対しまして、入札を行われた業者も、それに応札に応じた設計書を出すようにしておりますので、つぶさにまだ当たっておりませんが、物品から言いますと、大体半分ぐらいで落ちているんじゃないかなと考えております。

○岸良 光廣議員

それならば、この、今回選定をされた機器類の詳細といいますか、設備の、どういう設備で、本体価格が幾らで、大体このぐらいというのを、できれば我々のほうにも提出していただくようお願いをしておきます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにないですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

資料の関係につきましては、整理させていただきたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

今回、先般配付されました資料によりますと、従来ありました雨量計とか、あるいはまた設置はしてなかったんですが風速計、あるいはその河川の水位計、そういうものに対しては、今後どのようにされるのかお伺いをいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

現在、施設がそこに転嫁されているものにつきましては、継続してやっぱりあるべきだろうと思っておりますし、今後、雨の降り方なども考えますと、拡大できるとすれば設置を増設する方向で検討していかなければならないだろうと考えているところであります。

○宮之脇尚美議員

今後、変更の中で、それを対応するということがあります。それはもう了解をいたしますが、やはり私もかつて経験をしたことがあったんですが、町内の主要地区における雨量計について、非常に参考になって、いち早く防災対策ができるというようなこともあったことが数回ありました。

そういうことで、ぜひそこら辺については、今後、変更の中で取り入れて、いち早く住民の安全・安心を確保をするということが重要であると思っておりますので、ぜひ取り入れて検討いただきたい。取り入れるように検討いただきたいというようなふうに思います。

以上です。

○川口 憲男議員

総務課長に1点だけ確認ですが、この3ページの整備スケジュールの3カ年計画の中で、戸別受信機、3地区がありますけれども、平成28年度及び29年度は購入のみで、というのは下に米印があるんですが、ここあたりの設置の段取りといいますか、1万4,000戸の設置をされていく流れはどういうふうになるのか、そこを1点だけ。

○総務課長(崎野 裕二君)

3ページに添付しておりました資料につきましては説明不足でありましたが、当初段階での計画であります。入札が11月、工事が12月からということですので、今、業者のほうとは、これから詰めの作業を行いますけれども、28年度、初年度につきましては、許認可の関係ですとか事務的な作業もありますので、一部の購入が主になってくると思います。

2年度目、3年度目で購入と据えつけというようなことになると思いますが、大きな購入につきましては2年度目、来年度になりまして、2年度目、3年度目にかけて、その設置と調整ということになっていくのではないかと考えているところであります。

○川口 憲男議員

もう1点、課長のほうに。

そして、来年度、30年度にその設置がなされていくわけなんですけれども、集落無線との流れの中で、今度は端的に町の防災無線が、もう戸別的にそれが全部つくわけなんですけど、現在、集落無線等で併用をしているところがありますよね。

その設置の中で、集落無線で購入されとるから、それは残るんですけど、新規にこういう町の防災無線が入ってくるわけなんですけど、今、それ入るところがどこでそれが切れるのか。たしか60メガヘルツと、ちょっと集落ののが判らんかったんですけど、従来のとこでいきますと60メガヘルツが全世帯に、これはもう今までと同じように流れるんですけど。ところによっちゃ、混線、混同して流れると。この設置の状況にあるんですけど、そこあたりの対応の仕方は、十分、精査されていかれると思うんですけど。その辺のところの考え方、この宮之城地区の場合は、あれしていませんけど、鶴田の地区の場合で、例えば29年度は480戸、例えば30年で890戸というような戸数的なのはつくってありますけれども、そこのところで混同しないような対応はとられていかれるものなのか。

その今の町の無線は、集落無線に同時に入ってくるんで、いや同時というか1個で入ってくるんですけども。今度2個設置したときには、こっちも入り、こっちも入りというようなところもあります。そこあたりの対応は、集落への説明とか、校区への対応、説明というのはなされる場所はあるのかと。

○総務課長(崎野 裕二君)

全戸設置を予定しておりますので、当然、公民会、あるいは公民館長さんあたりには説明してから入っていくということになろうと思います。

それから、そのエリアごとの設置の仕方あるいはその運用の仕方になりますけれども、一定の地域がまとまって整備がなされた後でないと、部分的に運用していくということではできないと思いますので、当初の計画では、もう町内全部が済んでから、町内全部をと思っておりましたけれども、機能がきちんと確立して、そのエリアが正当に、その運用ができるのであれば、分割してでもできたところから運用ができるのかなということも、今は検討しております。

○川口 憲男議員

それと旧町整備、旧町と言ったのは、以前整備の、既設の整備では、メーカー的にパナソニッ

クとか富士通のようなメーカーが設置をされておったんですが、この新しく入札されたニシム電子工業ちゅうのは、こういう、当然、何ていいますか、メーカーと呼ばれるところの器具なのと思うんですけども、ここはそのニシム電子工業が独自に開発された、そういう防災無線の機器なのか。それで、これからあと、例えば何ていいますか、維持・管理、いろいろなところのあれが出てくると思うんです。

戸別の無線機でなくして、その中継局の無線機の整備とかいろんなところがあると思うんですけども、やっぱしこういうところまでの、3年後、5年後にわたった維持・管理までここが行われるようなシステムに持っていかないと、同一器具が、メーカーがしているところでないといけない面があるんですけど。

そこあたりの考え方、そしてこのメーカー、ニシム電子独自の開発の器具なのかを、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○総務課長（崎野 裕二君）

私どものほうでヒアリングといいますか、聞き取りを行っているところでは、ニシム電子さんが取り扱いのある二、三社、そのメーカー様に、今、打診をかけている、調査をしているといえますか、打診をかけてるということで、その中から、その金額の折り合いがあったところと取引はなされるんだろうというふうに考えております。なので、メーカー品を使われるのではないのかなというふうに考えているところであります。

現在の施設についても、保守につきましては、別途契約に基づきまして、保守を行っていただいておりますけれども、やはり何年も使うものでありますので、保守業務につきましても、別途契約をして進めることになる。運用の中ではそういったことになるかと考えております。

○岸良 光廣議員

今の説明であれば、機器をどこのメーカーを使うか、まだ決まってないような説明ですよ。そうやったら、ここに出してるやつはおかしいんじゃないですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

入札までの段階で、入札が済んでからの段階ですけども、そのメーカー様と協議中であるとかねてつながりのあるところと打診といいますか、協議をしているというようなことで聞いておりますが、同等品をその一定の製品の能率をこちらは言いまして、入札に及んでいただきましたので、複数のメーカーがあつて同じようなレベルであれば、そのA社のこの製品か、B社のこの製品かというところでは、ニシムさんも、その検討中であつたと思いますけれども、今の段階ではもう決まりつつあるのではないかというふうに考えているところであります。

○岸良 光廣議員

議長。

○議長（舟倉 武則議員）

岸良議員、3回目の質疑が。

ちょっと待って、私が指名するまでは、4回目ですので、これは簡潔にやってください。

○岸良 光廣議員

はい。今の説明であれば、入札までして金額は決まったのに、設備が全部決まってないちゅうことですよ。こんないいかげんなことをするんですか、執行部は。普通、入札が8億からかかるのであれば、この設備でこの業者でこういう対応でしますと。そこまで決めて、決まって説明すべきでしょう。

入札した業者がこれから適切な設備を決めるでしょうと。こんなええ加減なことするんですか、町長。回答くださいよ。

○総務課長（崎野 裕二君）

応札された金額に基づく設計については、もう単価も含めて提出をいただいておりますので、そのどこのメーカーというところは書いてありませんけれど、その金額については聞いておると、資料をいただいているところでもあります。メーカー様を言いますと、パナソニックに相談しながら進めているというのを聞いているところでもあります。

○平八重光輝議員

先ほど私が聞いたのも、今、いろいろ質問が出ております。

メーカーによって、非常に長持ちがするところ、あるいは早期に故障が出る場所あります。ありますちゅうか、私は電気製品を扱ったもんだから、自分で判るんですけど、携帯電話なんかでもいろいろあるんですが、そのメーカーももちろんですが、私が先ほど聞いたのは安いけれども、在庫整理になるようなのは気をつけてくださいよと。たくさんつくって、在庫が余れば安くなります。安いことはいいことなんですが、ただあとあとの維持管理にまたたくさんのお金がかかるようであればいけませんので。また早い時期に使えなくなるということも問題がありますので、そういう意味で最新の機器を入れてもらうようにしてくださいよという質問であったわけです。

○総務課長（崎野 裕二君）

機器の導入につきましては、最新版というのはいつの時点でということに、またなるかと思えますけれども、ことしからもう導入をしていくわけですし、同じものというようなことになると思いますので、そういった意味ではその在庫整理というようなことではなく、適切な機器を導入していただきたいというふうには、こちらからは要請していきたいと思えます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第88号 さつま町デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について」は可決されました。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。12月2日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。本日はこれで散会します。

散会時刻 午前11時53分

平成28年第4回さつま町議会定例会

第 2 日

平成28年12月2日

平成28年第4回定例会一般質問
平成28年12月2日(第2日)

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(5) 森山 大	<p>1 発達障害児支援について</p> <p>発達障害児への支援の充実を図る観点から、次の4項目について伺う。</p> <p>(1) 発達障害児への支援対策の現状は。</p> <p>(2) 国が発達障害児への支援対策を打ち出しているが、本町への関わりはどのようになっているのか。</p> <p>(3) 発達障害児への支援について、町長の今後の基本的な取り組み姿勢は。</p> <p>(4) 専門家や専門機関との連携を図る必要があると考えるが、町長の考えは。</p>
2	(10) 川口 憲男	<p>1 地方創生について</p> <p>本町の地方版創生総合戦略が策定され、1年が経過しようとしているが、具体的な事業が進められる中で、以前質問した次の3項目について、その後の状況を伺う。</p> <p>(1) 結婚・子育て対策について</p> <p>(2) 地産地消・6次産業化について</p> <p>(3) 観光交流・移住定住対策について</p>
3	(1) 平八重 光輝	<p>1 捕獲獣肉の利活用について</p> <p>平成27年度に捕獲した食肉可能捕獲獣は、イノシシ1,248頭、シカ3,328頭、アナグマ235頭で自家消費外は埋設処理されている。イノシシ、シカ、アナグマの肉を食用として利活用し、また、埋設作業の労力と時間を軽減するため食肉加工処理施設を造る考えはないか伺う。</p> <p>2 山間地農業の助成について</p> <p>今、コメ作りを主とする農業政策において、基盤整備を終えた農地では、国施策で集約化・大規模化を進め、多額の助成をしている。一方では、集約化もできず助成も借り手もない山間農地は、近い将来消え去る恐れがあることから、町独自の助成策を設ける考えはないか伺う。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
4	(11) 米 丸 文 武	<p>1 農業振興対策について</p> <p>農業の現状と今後の農業のあり方を含め、次の3項目について伺う。</p> <p>(1) 稲作・園芸・畜産など各分野における現状をどのように捉えているか。</p> <p>(2) 農業の経営・規模・組織など今後の農業のあり方・進むべき方向についての方策は。</p> <p>(3) 農業従事者の確保対策はどのように考えているか。</p>

平成28年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成28年12月2日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	福 祉 課 長	鍛冶屋 勇二 君
健康増進課長	四位 良和 君	農 政 課 長	上野 俊市 君
担い手育成支援室長	村山 茂樹 君	耕地林業課長	杉水流 博 君
商工観光課長	羽有 郁夫 君	企業誘致対策室長	市 來 浩二 君
教育総務課長	角 茂樹 君	学校教育課長	佐々木 好彦 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから、平成28年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、5番、森山大議員の発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

おはようございます。発達障害児支援についての質問を通告に従い、4項目伺います。

私は1年前、昨年12月議会においても、この発達障害児支援については一般質問をいたしました。そのときに、いろいろと町長ともやりとりをし、答弁もいただきましたけれども、この問題は、取り組んですぐ答えが出るとか、すぐ改善されるというような問題ではなくて、非常に厳しい、また時間を要する、また専門的な知見も要する非常に重要な問題でありますので、再度1年後のきょう、またこの1年間の町長の取り組みというものも、検証というか、お尋ねしますし、また私も1年の間にいろんなことも見聞きしておりますので、そういうのも踏まえて一般質問をさせていただきます。

1番目の発達障害児への支援対策の現状について、今、発達障害児への支援については、どのような状況にあるのか、町が把握している対象者の数とか、そういう人たちに対する支援の方策とか、そのような現状はどのようなことになっているのか、そういうことについてお尋ねします。

2番目は、国のほうでも安倍総理も、発達障害児への支援対策をやるということで、力強い宣言をされたのを私はテレビで見た記憶がございます。国でも発達障害児への支援対策というのは、大きなテーマになっているというふうに認識しております。そういう中で、発達障害支援法の改正というのはどのような改正の内容であったのか、そしてその方策が、本町に具体的にどうかかわっていくのかということについて、現在町で把握されていることをお尋ねします。

3番目は、いろいろ国もそんなふうにして発達障害児への支援というのの大事さ、必要性というのを非常に認識して、そういう法律も制定し、改正もして、取り組みをしているところですが、本町における発達障害児への支援、方策について、町長は今後、どういうふうに進めるのか、どのような取り組みをすべきだというふうに考えておられるのか、まず、町長の基本的な取り組みの姿勢を伺います。

4番目は、やはり発達障害児への支援というのは、非常にまだまだ歴史が、日が浅いというか、浅くてまだ、いろんな機関もあるけれども、まだまだ手探りの状況というか、大きな課題がたくさんあるというふうに私は思っておりますし、いろんな人から聞いております。そういう意味で、町としても、先ほどあったいろんな対象児がいるという中で、子供さん本人もだけど、お父さんお母さん、保護者の皆さんは非常に大きな悩みを抱えていらっしゃるし、苦悩されている、心配されているというふうに思っているのですが、そういう人たちを少しでもこうして、子供の将来とか、親御さんたちの負担の軽減とかという意味でも、何とか手を差し伸べる方策というのが求

められていると、そうしたときに、こういう、いろんな研究というか取り組みが、まだ歴史の浅い中で、対応するには専門家とか専門機関との連携というのが必要だというふうに考えているのですが、町長は、そこあたりをどう考えているのかお尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。森山大議員のほうから、発達障害児の支援についてそれぞれ御質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、発達障害児への支援対策の現状についてでございます。

本町におきましては、保健師が乳幼児健診を通じまして、発達が気になる子供さんたちと保護者を年齢別に毎月1回、親子教室へ参加を促しておるところでございます。親子の遊びを通じて、子供の発達を確認しながら、状況によって発達支援センター「クオラバンビーノ」等におつなぎをいたしているところでございます。

この親子教室の参加数につきましては、年々この、増加傾向でございます、平成25年度からは、年間70名程度となっております。保護者の理解も進みまして、参加されることで早期発見、早期支援につながっていると考えているところでございます。

クオラバンビーノにつきましては、平成23年度に開設をしていただきまして、6年目を迎えているところでございますが、開設当初は23名の利用者でございましたけれども、平成25年度からは40名程度を推移するようになってきております。

平成28年度の状況といたしましては、11月末現在の登録者数が35名ということで、1日の平均利用も7名から8名を推移しているところでございます。施設の認知度も高まってきているというふうに考えております。

事業として継続していけるかということにつきましては、まだまだ不安な面もございますけれども、町の財政支援を継続して、これらがずっと継続して、そういった保護者の皆様の不安の解消、あるいはお子さんたちの健やかな成長につながっていければありがたいと思っているところでございます。

このようなことから、施設利用者の個人負担の軽減を図るため、助成も行っております。平成27年度の実績としましては、クオラバンビーノの利用者41名と、町外の霧島市横川町と出水市の発達支援施設を利用されました7名の方に、合計188万7,000円を町単独で助成をいたしております。

平成28年度からは、早い時期からこの施設で親子での療育を受けやすい形ができるように、兄弟児を保育園で一時預かります、一時保育支援事業を町単独で開始をしておりまして、2名の方が利用されているところでございます。

2点目の、国の発達障害児への支援対策が打ち出されてきておるところでございますが、支援の内容と、本町へのかかわりはどうなっているかということでございます。

発達障害児に対する支援につきましては、平成17年4月に施行されました、発達障害者支援法、これに基づきますけれども、本年8月にその後もまた改正になったところでございます。

改正のポイントといたしましては、定義の中で「社会的障壁」という言葉が追加されております。この社会的障壁につきましては、施設、制度、慣習、文化、こういったことなどの、日常生活を送る上で困難となるものことでございますが、基本理念では、この社会的障壁を取り除く必要があるとされたところであります。

また、国・県は、就労機会の確保、定着を支援することとされております。

市町村に関係する内容につきましては、相談体制の整備、発達障害の疑いのある家族等への情報提供・助言・共有、性別・年齢・障害の状態・生活の実態に応じた支援、発達障害の特性に関する普及・啓発などが追加されたところでございます。

現在、専属の保健師を2名配置をいたしております。早期発見、早期支援に向けた取り組みは強化していかなければならないと考えております。そのためには、専門的知識を有します人材の確保、育成、資質向上、専門機関との連携が重要になってくると考えておりますので、町民の皆様方に判りやすい組織体制の整備を、今後図ってまいりたいと考えております。

3点目の、発達障害児への支援の関係でございます。町としての今後の基本的な取り組みの姿勢ということでございますが、この支援の関係につきましては、とにかく早期発見、早期支援ということが、一番大事であるというふうに考えております。そのための体制整備につきましては、先ほど申し上げましたところでありまして、切れ目なく支援をすることということで考えております。このようなことで保健師の配置もいたしたところでございますし、そういった専門的な研修も深めているというところでございます。

妊娠前、妊娠期あるいは、出産、産後、育児をワンストップで支援する子育て担当課の設置も、やっぱりこれからは必要であると、特に地方創生の中でも、子育ての環境をいかにするかということが今後大きな課題になりますので、役場の行政組織も見直しをしまして、子育ての担当課というのを今後整備をしていきたいと思っております。一元的にこういう支援ができるようにしていきたいと考えているところであります。これは、国の少子化対策の要綱「まち・ひと・しごと」、今申し上げました地方創生の基本方針、子供貧困対策にも共通します、子育て世代包括支援センターの関係もでございますので、そういった専門の担当課として整備をしていく考えでございます。

また、児童虐待相談の件数が、全国的に増加傾向でございまして、新聞等でも児童虐待の事案が報道されてきております。発達障害を理解できない保護者がしつけを名目とした虐待に発展するおそれもないとは限りません。

本町におきましても、支援しなければ虐待に発展するような相談事例も見受けられますので、こういった対策が必要かと思っております。昨年度も16軒の家庭を支援をいたしてきておりますが、支援に時間を要しますことから、虐待防止にも対応できる人材の確保も検討をまいりたいと思っております。

発達障害児の支援のみならず、子育て全般の支援体制の整備としまして進めてまいりたいと考えているところであります。

最後に4点目の、専門家とかあるいは専門機関の連携についてでございますけれども、専門機関等としましては、鹿児島県のこども総合療育センターと連携をいたしてきております。診療所機能とか、療育機能、地域支援を行う組織機能を持った公的機関でございます。未就学児の診断を予約する場合は、町から申し込みをしているところでございます。平成27年度が5件、本年度も10月末現在で5件申し込みをいたしてしております。従来のやり方からしますと、昨年町から申し込む方法に変更をされてきているところであります。

専門家につきましては、鹿児島市と串木野市在住の臨床心理士の方に発達相談をお願いしておりますが、本年度から新たに鹿児島医療社会倫理研究会代表世話人で、鹿児島市で心療内科を開業されている先生に、発達支援連絡会の講師として来ていただいております。これまでいろいろな先生方に来ていただきまして、補助事業を使って講演もいただいたところでございます。こういった鹿児島市での心療内科の先生につきましては、鹿児島県のこども総合療育センターとも連

携をされておられる方でございます。子供の睡眠障害とか、ネット依存等を専門に研究されておられまして、愛着障害あるいは発達障害を含めた子供の発達に広い視点で御指導をいただいているところでございます。

これまで、幼稚園とか保育園、小中学校関係職員の研修会で御指導をいただいておりますが、子育てに関する情報の普及、啓発のため、町民向けの講演会も新たに、今月の11日ですが、開催をする計画といたしております。今後におきましても、これらの専門機関との連携に努めてまいりたいと思っております。

[町長 日高 政勝君降壇]

○森山 大議員

今、いろいろ本町における発達障害児の支援については、クオラバンビーノが中心になって取り組みをされているということで聞いておりますが、担当課にもいろいろお話を聞いたら、平成27年度はバンビーノは満員で、新規利用ができなかったというような話も聞いているんですが、これについては実際に、担当課長、どうなんでしょうか。

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

確かに、27年度が少し、当初の23年度に比べましたら急激にふえてきておりまして、ぎりぎり、あそこの場合は1日を10人、そして5日間で50人という考え方の定員でやっています。中には週1日の方もあり、週2日の方もあり、その人に合わせた療育支援が必要ということから、回数が思うように、制限せざるを得なかったというような事態も発生したのは事実でございます。

○森山 大議員

それは、27年度は新規の利用があるのに対応できなかったということですね。しかし、28年度は11月の時点で8人新規利用開始がなされているということですが、27年度は満員で、新規利用ができないということは、私は問題だと、子供は日々成長しているし、発達している中に、ケースによっては、タイミングを逸したり、逸したらいけないのかもしれませんが、そこについてはどのような認識を、私はどうかして対応をとるべきだと思いますが、このようなことに対してどのような認識を持っておられるのか、担当課長にお尋ねします。

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

現在、発達支援の施設の利用としましては、本町ではバンビーノを初め、霧島市の横川町の「ぽっぽくらぶ」というところがございまして、それと川内にも幾つかございまして、隣接町にお仕事に行かれる保護者の方々が、仕事の関係でそういった隣接町を利用される方もそれなりにいらっしゃいますので、こういった施設との連携もいろいろと調整はしているところでございますが、確かにこの27年度の実績を見て、これ以上ずっとこの傾向が続くようであれば、またいろんな対応を考えていかなければいけないという中で、28年度に入りまして、少し落ちついた感じであるところでありますが、その動向は常に、ほかの施設との連携ということはずっと考えながら、見きわめているところでございます。

○森山 大議員

本当に困っているわけですので、何かの形を示してもらわないと、親は、保護者は不安だと思います。判断をただけではなくて、それをどうするかと、どういうふうにするかと、バンビーノに入ればいいのか、バンビーノに入れないとなったらどこでどうすればいいのか、みんながみんな、保護者の人が理解しているといえればそれがいいんですが、それでも行きたいという人が利用できないというのは、ちょっと理解できません。28年度も行ったほうがいいよねと、つながったりするんだけど、本当に余裕がそんなにあるのだろうか。バンビーノ自体がそんなに

広くないですよ。今、横川の「ぼっぼくらぶ」に行っている人もいますし、たしか薩摩川内市のつくし園等も枠を広げたのではないですか。町外にまで出かけて、負担をかけてまで子供の将来を考えている親は、それだけ切実ですよ。

町長は、現状がそういう状況であるので、あるとすれば、これを何とか改善する方策を組み合わせる考えはないかお尋ねします。

○町長（日高 政勝君）

この問題については、先ほど申し上げましたとおり、年々こういう対象者がふえている現状がございますし、こういった施設、やっぱり欲しいという声も聞いております。現実はこのクオラバンビーノはできて、本当にいろんな要請を先生方に相談をしてこういう施設ができて、本町もそれなりの受け入れができたことではございます。

やはりこのふえる状況を考えますと、どうしても、もっとう、施設の拡充というのが必要かなということで、理事長先生とも毎年、そういう意見交換の場を持っております。そういう中で、ただ経営的に、やはりこの専門の職員を配置をしなければならないということもありますし、施設の問題とか、場所の問題とかいろいろございますので、一挙にはこう、いかないわけでありまして、今後のこの動向を、先ほど福祉課長が申し上げましたとおり、この隣接の施設との連携というのは、親御さんたちが仕事の関係があつて、そちらのほうに行かれる場合もあるわけでありまして、やはり利便性のあるところをお願いしたいということもあつて、必ずしもここがその、まあ、28年度はそれがまた、落ちついた状況になってきておりますので、今後、かなりやっぱりふえると、どうしてもこの町内でそういった施設がなければいかんよなあということになりますと、やはりこの施設の皆さん方との十分な話し合いをしながら、やっぱり町としての支援の体制もしっかりやっついていかないと、やっぱり施設自体も運営が大変な状況でありますし、それなりの専門職を抱えて、ある程度的人数がこう定期的にないと、経営もなつていかんというような状況もありますので、そこは十分また協議をさせていただきたいと思っております。

○森山 大議員

担当課からいただいた資料の中に、1歳半・3歳児健診で、例えば1歳半の情緒で23年度は16人、25年度は42人、26年度は106人、27年度は74人と、こんなふうに極端に数字が動くというのは、私は理解できませんし、また、26年度は161人の受診者のうち、106人情緒が観察というののデータもいただいているんですが、これは本当なんですか。本当だろうと思いますが、これは大変な数字ですが、こういうような非常に極端に動くことに自分自身がびっくりしております。

161人受けた中で、106人は情緒の要観察ということで、全てがこういうことではないのだらうと思いますが、こういうふうに非常に変動が大きいですが、これについては、担当課長はどのようなふうに理解されておられるのかお尋ねします。

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

確かに、この健診をいろいろ4カ月から1歳半、3歳児と、いろいろ見てきておりますが、やはりこの発達支援法が施行されましてもう10年経過していて、本町にもそういう施設もできまして、毎年のように保健師のスキルアップを図る研修を大分してきております。

そういう観点で、保健師がその見きわめが非常に上達しておりますことから、小さな発達の遅れ、変化等を見きわめられるようになってきておまして。この数字が一概に今後の成長に大きく影響があるかということ、なかなか簡単には言えないところではございますけど、気づいたところをリストアップした結果、こういうふうになっていると、数字上はあると。これにつきまして、さらに、そういうのであれば、どういった支援をしていくか、療育施設ばかりの話ではなく

て、いろんな研修等を重ねていかなければいけないだろうと、そしてまた、保護者へのいろいろなこういう実態を、発達障害という言葉は、非常に抵抗がある言葉でございますので、それにつきましての理解、そしてどういった特性があるんだというところの啓発も図っていかなければ、一概にこれだけでは判断できないというふうに考えております。

○森山 大議員

この気になる子供たちが、今度は1年半後の3歳児健診で受診されたときに、またすごく上がってくるだろうと思います。普通に考えたらそのときの現場は大変だろうと想像をいたします。1歳半健診から3歳児健診までの1年半の間には、当然、気になる子供たちを保護者と相談をしながら、保健師、保育士、関係者が一緒になっていろいろな取り組みをされているということを知りたいんですが、その取り組みについて、担当課長でよろしいですのお尋ねします。

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

健診をしてから、いろんな親子教室なども御承知のことかと思いますが、そういったところに来ていただくことをしているんですが、大体、親子教室が4クラスをつくってございまして、そういう中に1組当たり20人ぐらいの平均かと思いますが、呼びかけをしております、毎月やっておりますので、その中ではどうしてもお母さんたちの事情、子供が小さいもんですからその日の体調によりまして欠席等も多いところではあるわけですが、10人以上来る日もあれば10人を下回る日もあるということで、その場合は翌月に来れるのか、あるいは何か特別な事情があったのか、それとも中にはお母さん方が理解されない方も中には結構おいででありまして、やはり我が子は普通の子だと思ふのが一般的な考えだと思いますので、やはりそういう保健師の指摘を、指導を受ければ非常に渋られる方もおいでですので、そういうことから、粘り強く声かけをしていって、いわゆるコミュニケーション能力なんかを高めることなんかをしながら、声かけをずっと継続していかなければいけない。そして、重度なのか、軽度なのか、それによって非常に支援の仕方もまた変わってきます。軽度の方というのは、ごく世間にいっぱいいらっしゃると思っておりますが、そこが、まだ小さい段階で、見きわめるといのが非常に難しい段階でありますけど、声かけはしていきたいというふうに考えております。

○森山 大議員

私が、いろんな、このことに携わっている人たちに話を聞きましたら、今、先ほど町長が言われた、睡眠障害とかネット依存等を専門に研究されている、心療内科の先生を発達支援連絡会の講師として来ていただいているということ、また、愛着障害や発達障害を含めた子供の発達に広い観点で指導をいただいているということは、理解いたしますが、ただ、今、当然必要なのは、新生児あるいは乳幼児のころから、この発達障害のいろんなケースがあるわけで、そういうのに対してどう対処するかということのことが求められているのではないかと気がいたしますし、いろんな関係者の話を聞くと、そういう声が大いにあります。

そういう意味で今、具体的にどこの保育園というわけにはいかないけれども、町内のある保育園では、自園で独自に保育士を県外の発達障害の研修施設に派遣して、そういうのに取り組みをしようということで、取り組んでいる、すばらしい保育園もあります。

町長はこういうことを御存じでしたか。

○町長（日高 政勝君）

それはもう、保育園自体もですね、こういう実態がありますので、そこの意識を高めてそういう保育士の、まあ、通常の保育のやり方とは全く違いますので、そういう専門の、やっぱり研修を受けて、そういう保育ができるようにということは必要だということでやってらっしゃることは、十分存じ上げています。

○森山 大議員

その保育園の保育士さんが話をされたんですが、発達支援の必要な子供がどんどんふえてきていると、体のかたい子供がふえてきていますと。つまり、発達が定型発達というのは、きちんとした発達の言葉で、いろいろある中で、簡単に言ったら、寝返りからまた違ってくるそうです。寝返りが違うと、今度はお座りとか、はいはいとかに影響が出てくると、そこがきちんとできてなかったら、大きくなったときに転ぶんだそうです。そういうきちんとした定型発達ができてないと、先にできないことがいっぱいつまづいてくるそうです。だからきちんと定型発達をしてあげれば、何てことなく育つということを実証されてる先生のところ、今回、前期基礎コース2日間、後期応用コース2日間という日程で研修を受けられました。

この保育園の園長先生が言われたんですが、やっぱりさつま町は、こういったできる人を増やしていかなければいけないと。そうすると、年1回の講演とかではなくて、今度保育士が行かれた、原則的に本当にそれを育てるような、そういった研修講座を受けないとできないと思いますと、話をされました。

そして最後に、この研修講座を受けるんだったら、その講座を受ける経費とかを助けて、例えばさつま町で年何人か、各保育園から1人、できれば理想でいえば1人ずつ。それでもさつま町が見てくださればという話もされました。

そのことについて、町長に検討してくださいということでしたが、町長、いかがですか。

○町長(日高 政勝君)

保育士さんも今、非常にこの期待が大きいというんですかね、今は、保育士さんになる人がなかなか少ないと、一つは待遇の面もどうかということで、国も毎年、その辺の改善をなさいたいということで、指示もいろんな支援もやってはおるようでありますけれども、やはり対象の子供さんたちが、保育の形の中で、発達障害もあわせてこの専門的な分野で保育ができれば、最も非常に理想的なことだと思っておりますので、そういう専門の資格を持っているような保育士さんが、やっぱりこの各園にふえていくと、これは非常に素晴らしいことでもありますので、そういう機会はどんどん、やっぱり、まあ、町としてもそういう受講ができる、そういう機会はまた設定ができるかと思っておりますので、これはもう進めていきたいと思っております。

○森山 大議員

ただいま町長の力強い言葉をいただきまして、安心をしているところでございます。

過去には国の補助事業があって、専門家を招聘して、いろいろ研修会とかされたというのがあるのですが、そのかわりがあるって来た専門家や、せっかく縁があって来た専門家の方を国の予算がなくなったらすぐに事業をやめるようなことをされているような話も聞いているんですが、そのようなことでいいのかどうか。過去にはつながりがあるって御縁があった人を、町長、うまく、そういう専門家とネットワークを大事にして、連携をとっていかないといけないのに、何か国の事業があるからやりました、あとはなくなったからやめましたというようなことでは、もっと、町の行政としては、安定的に効果的な取り組みができないのではないですか。だから、そういう意味で、私は、町長に今後もこれまでのつなぎを活かして、ネットワークをつくって、さつま町の発達障害支援について、積極的な取り組み、財政的な支援を強化して、効果のあるものにしていかないといけないと思いますが、町長の考えをお尋ねします。

○町長(日高 政勝君)

過去もですね、補助事業は活用して、専門の先生をお招きして勉強したこともございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、県のこども総合療育センターと連携をしている先生もいらっしゃるところでございますし、今はそこと連携をしてやっているところでございます。

今おっしゃる先生について、また、来年の5月ですか、いらっしゃるようなお話も聞いておりますので、そういう機会にまたいろいろとお話をしながら、できることがあればいろんな先生方とやっぴりですね、特定の先生と限らずにいろんな先生と接して、いろんなことで勉強を深めるということも大事かと思っておりますので、その辺は十分、今後検討させていただきたいと思っております。

○森山 大議員

1年前の一般質問のときに、近隣の専門機関と連携しながら取り組む考えはないのかとお尋ねをしたところ、町長は、鹿児島純心大学の大学院の心理臨床相談センターと連携をとりながらやっていくということを考えておりますと答弁をされておられますが、それについてはどのような状況になっているのか、お尋ねをいたします。

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

大学との連携につきましては、まだできておりませんが、臨床心理士を探すのでも四苦八苦してる状況でございます、先ほどもありましたように、いろんな先生方がおいででございます。そういう先生方をいろいろ組み合わせながらという形で、今取り組んでおりますが、大学の先生につきましても、純心大学の大学院の心理臨床相談センターですかね、こういったところともまた、連携をしていきたいというところでは考えているところでございますが、今の段階ではちょっとまだ、おくれたところでございます。

○森山 大議員

ぜひそういったところでですね、これからまた連携をしながら、相談をしていただきたいというふうに要請をしておきます。

保護者の方が話をされたんですが、今は大変なのは判るけど、今だけではなくて、やがて自立をするであろう子供たちの10年後、20年後を見据えて今をつくっていかないと、というふうに私は思っていますと、自分も10年後、20年後に自分が幸せだと、子供たちが幸せだと思われるように、そういうアドバイスができる自分でありたいというのが夢だ、と語られました。今、療育の施設に行ったほうがいいのかというのを、10年後、20年後を考えたときに、コミュニケーションが今とれなかったら、先がとれるはずがないわけで、だからそれを少しでも確立するように行きやすく、その子供たちが少しでもそこで行きやすい道を先生たちととったりするところが、こういう療育的なところだから、またそういう人たちは、隠れた才能もたくさん持っているわけだから、行かないことには花開くチャンスもないし、10年後、20年後を考えるとというのは、やっぱり、今が少しでも行きやすいようにしてもらえるといいと思いますと、話もされました。

また、別の保育士の方が言われました。やがてこの子供たちに支えてもらわないといけない、保育関係の皆さんは、みんなこう言われております。この子供たちが日本を支えていくんだと。でも、ちゃんと社会に巣立って、自立して、社会を支える、そういう子供の基礎を今つくるのがこの幼児期だと、保育士の先生方もみんなよく言われます。親も保育の関係者も、みんな切実なる日本の将来を考えたときに、この発達障害とか、乳幼児の健全育成という意味でも、求められていることだから、大きく言えば、将来の日本をどう支えるかというような、切実な問題だと思えます。

最後に町長に提案ですが、さつま町管内の保育士の皆さんと、町長や担当課を交えた意見交換会をぜひやっていただきたい。そして、保育園の現場や、保育士の切実なる声を聞いていただくことを強く要請して終わりますが、このことについて、町長の強い決意をお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

これから、地方創生の戦略の中でも重点項目として、この子育て環境ということ強く打ち出

しているわけでありますから、やはり今おっしゃった、実際そういう現場で一生懸命働いていらっしゃる皆さん方の声を聞くということについては、非常に大事かと思っておりますので、今、町政座談会とか、いろんな団体の皆さんとも語る機会もありますので、できたらそういう新たな視点で、いわゆる子育てという大事な柱を掲げておりますので、できたらそういう機会があったらいいなと思っておりますので、機会を見て、皆さん方には呼びかけをしていきたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

次は、10番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

2番目の質問者として、町長のほうに質問いたします。

先ほど、全協の中でも、全協といいますか、控室でもありましたけれども、私も交通安全に関する係をしている関係上、非常に悩ましい事故であります。日ごろ立哨してますと、町長の申されました、ルールとか、マナーとか非常に危惧するところもございます。挨拶にありましたように、庁舎を挙げてそういうところに取り組んでいただき、少しでも、事故の立場の加害者、被害者、そういうところは庁舎内からも、あるいは町内からも出ないように、私たちも努力しなきゃならない点だと思っております。今後もそういうところで、努力されるようお願いしておきます。

それでは、私の通告しました質問についてお伺いいたします。

地方創生総合戦略が策定され、1年を経過しようとしています。町長は、平成28年施政方針でもアクションを起こす年、「実行元年」と位置づけ、「ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町」の実現を目指す。地方再生関連施設に可能な限り事務事業を横断的に捉え、川内川や温泉など、自然環境、多彩な農産物等の特産品、若い後継者、担い手などの人材に代表される魅力的な地域資源をフル活用するなど、特色と魅力あるまちづくりに町民一丸となって「オールさつま」で誠心誠意で取り組むと決意を述べられています。まさに言葉のとおりでありますし、私も同感いたします。

地方創生の取り組み、まちの課題などが、これまで多くの講演や研修を私たちも受けてきました。課題はたくさんありますが、1に人口減少社会への挑戦、2に高齢社会への対策だと私は考えるところであります。地方が自主性、独自性を最大限に発揮し、その課題に対策を講じていく、取り組むこととも言われております。

庁舎内ではその問題や対策が検討されていると聞いていますが、いまだ見えてこない状況にあります。急ぐことではないと言われるかもしれませんが、これまで、総合振興計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の中でも、議論や問題とされた課題も多くあったのではと感じております。

総務省の発表では、総合戦略に多くの市町村が既に取り組みを始めているとの事例が出されておりました。地域全体で子育て環境を整え、住みよいまちづくりのためにさつま町がいかに取り組むか、1年経過し、具体的に事業が進みつつあると感じているが、町民にその形を投げかけ、ともに汗を流すべきでは、まちの将来を行政だけの決まり事ではなく、広く議論するには、早く情報公開すべきではと思います。

これまでに質問してきました、次の3点について、その後の状況をお伺いいたします。まず1点、結婚・子育て対策について、2点、地産地消・6次産業化について、3点、観光交流・移住・定住対策等についての1回目の質問といたします。

なお、1回目の質問、子育てについては、先ほど森山議員の答弁にも多く出ておりましたけれども、重複する点があったら削除されても構いませんので、答弁のほうよろしく願いいたします。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員のほうから、地方創生についてということで御質問いただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

総合戦略につきましては、第2次のさつま町総合振興計画の重点プロジェクトに位置づけをしております。総合振興計画と一体的にこの事業推進を図っていくもので、現在開催しております、町内20地区の公民館を対象にする町政座談会におきましても、人口ビジョンとあわせて町民の皆様に御説明をいたしまして、御理解と御協力をお願いをいたしておるところでございます。

本年度までの主な取り組みとしましては、いわゆる「実行元年」と私が位置づけて取り組みをいたしてきておりますけれども、まずこのお尋ねの結婚関係でございます。

結婚・イベントによります出会いの場を提供をいたしておりますが、これにつきまして、御案内のとおり、婚活サポーター制度を新しく創設をいたしまして、こういったサポーターの皆さん方による相談、あるいはお見合い、そういった活動を展開をさせていただいておるところであります。

現在のところ、1組が成婚をされまして、5組のカップルが進行中ということでございます。また、婚活サポーターを、やはりこれからも増やしていく必要があるかと思っておりますので、いろいろこの、サポーターの役割を頑張っていきたいという人がいらっしゃったら、各地区それぞれまた情報提供していただければ、また、こちらから御相談に上がりたいと思っておりますので、これについてはよろしく願い申し上げたいと思っております。

それから、子育て関係でございますが、命を育む事業といたしまして、町内全小学校を対象にいたしまして、新生児の抱っこ体験とか、妊婦体験などを行っております。将来に向けた、健全な若者の出会いと結婚につながるものと考えているところであります。

また、夏休みを利用して、本町出身の大学生が帰省をした際に、小学生、中学生と交流する「さつまっ子チャレンジ教育事業」を行っております。大学生はふるさとを振り返るよい機会となりまして、小中学生は将来の夢、あるいは目標に向かって邁進する意欲が高まる機会になっているというふうに考えております。

放課後児童クラブにおきましては、新たな開設に向けた準備をしておりますが、クラブ数を年次的に拡充をさせまして、最終的な目標としましては、全小学校区に設置をする計画で進めたいという考えを持っております。

放課後児童クラブにつきましては、そのようなことでございますが、保育料の関係でございますけれども、保育料につきましても、新たに第一子については1割軽減を実施をいたしました。多子世帯等への拡充ということにつきましては、第二子は5割、第三子は無料ということになっているわけでありまして、さらにこれについては、今後も具体的な振興を進めたいと思っております。

それから、2番目の地産地消・6次産業化の関係でございます。国の地方創生加速化交付金を活用をいたしまして、町内5つの物産館、直売所の調査を行っております。そしてまた、売れる商品づくりのための商品開発実証事業に加えまして、レトルト食品等の製造用の調理器を整備を

するというところで取り組んでおるところであります。

県の事業も取り入れまして、さつま町の直売所の活性化協議会の主催によります研修会、共通のパンフレットの作成等も行って、こういった6次産業化の方向についても具体的に進めていきたいと思っておるところであります。

教育機関等との連携によります取り組みにおきましては、鹿児島大学がこの「梅」を核とした地域マーケティング戦略としまして、試食やアンケート調査などを行いまして、その検証に基づきまして、新商品開発などの戦略提案もいただいたところでもありますので、企業ネットワークを活用した販路開拓については、北さつま農協、商工会とも連携をいたしまして、また、日本特殊陶業株式会社、いわゆる日特アルファというのがございますが、そこの特産品の販売、また城山観光ホテルにおきましては、既に、この農産物を使ってイチゴのパフェとか、あるいは薩摩西郷梅のカクテル、こういったこともレストランのほうで販売をもう既に行っている、期間限定ではございましたけれども、そういうことの取り組みもいたしたところでございます。

次に、3番目の観光交流につきましてでございますが、地方創生加速化交付金を活用いたしまして、現在、伊佐市との広域連携によります、曾木の滝、それから大鶴湖、川内川を活用した自然体験型のDMO観光推進事業でございます。設置検討協議会で検討を重ねてきておりまして、現在、伊佐市出身の方が経営されます、大阪の会社を中心となりますところで、DMOの法人化になったところでございますので、今後、具体的な、この流域の入り込み客を図るための取り組みを進めていただくことになっております。

温泉を活用する取り組みにおきましては、さつま町の温泉ガイドブックの作成のほか、観光特産品協会では、温泉をデザインしました、化粧品、美容液、石けんを開発し、温泉のイメージアップに努めていただいているところであります。また、紫尾温泉におきましては、3つの宿が共同浴場を自由に入ることができる竹製の湯めぐり手形を企画されまして、地元によります新しい取り組みも展開をされているところでございます。

また、町におきましても、ソラシドエアとの「ひっ翔べ！さつま」プロジェクト事業におきまして、航空機へのラッピング、観光PRパンフレットの作成など情報発信をいたしておりまして、これにつきましてはいろんな取り組みを、情報のいろんな提供に努めております。子供たちも空港でのいろんなイベントにも参加をしていただいておりますけど、とにかく対外的に広くPRの機会になっていくかと思っておりますので、今後も、1年間ということではありますが、さらにいろんな提携を深めていきたいと思っておるところであります。

移住・定住対策につきましては、県やふるさと回帰センター等が主催をいたします、移住・定住セミナー、参加者への個別相談とか、情報提供を継続しておるところでございます。職員も派遣をいたしておりますので、いろんな町の情報を提供しまして、移住・定住の促進を図っていききたいと思っておるところであります。もちろん、この空き家の情報のバンクの登録とか、活用の促進のためにも、今後十分な活用ができればと思っておるところでございます。

周辺地域の活性化事業におきましては、平成27年度に16件のこの住宅建設等の助成を行いまして、うち9件は町外からの転入者でございます。28人が移住をされております。また、移住を希望している人については、さつま町で暮らし体験をしていただくための移住促進交流施設2戸も今年度中に整備を行いまして、移住・定住の促進を図ってまいりたいと思っておるところです。

それから、先日紹介がありましたとおり、11月から、本町で初めてとなります地域おこし協力隊1名を委嘱をいたしました。これから、いろんな、移住・定住希望者への情報発信とか、先ほどありました移住相談とかいろいろありますので、体験プログラムを提供などしながら、地域

活性化に向けました新たな企画等を行っていただくことにいたしているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

重々答弁をいただきました。総括的ということではないですけど、まず地方創生について町長のほうから答弁をいただきましたが、この地方創生については、一朝一夕に達成できるものではないと、成果があるものではないと私も自覚しております。これについては息の長い対策が、取り組みが必要と感じておりますけれども、そのところをもう少し、最後で質問いたしたいと思いますが、結婚・子育て対策については、先ほど申し上げましたように、1番の発達障害児の支援のところ、森山議員のお答えの中に、重々子育てについても町長の答弁が出ておりました。私が一番この点で感じたのは、感じたというか、いいことではないかなと、これからまだ、より以上に充実してほしいというのは、子育ての充実を図っていくと、産後産休の充実も図っていくということがありました。

私これまでに人口増、あるいは人口減について町長にいろんなことを質問いたしましたけれども、町内においても、それから国においても補助的対策というのは非常にとられております。100%とは言えませんが、先ほどこの発達障害についても支援が必要ということも議員のほうから質問がありましたけれども、全くそのとおりで100%はないと思うんですけども、さつま町が抱えるこの問題の中で、一番最後の3問目の移住対策あるいは観光振興とか、いろんな面に関しても、私は子育ての関係でちょっと違った面から町長に提案いたしたいと思うところがあります。

というのがですね、そういう支援策、補助策はいろいろできてるんですけども、学校教育の中で、町長が最初、創生事業の中にもありますように、住んでみたいまち、もう一度住むならさつま町というようなスローガンも掲げられているんですけども、そういうまちを形成するために、例えば小学校の授業あるいは中学校、ましては高校、この子供たちがさつま町の現場で教育を学び、いろんなことを育ててもらい、ああ、私はこのさつま町に住んでよかったと、また何年かして、例えば東京に就職していろんなところに行き行って、再度、さつま町に住んで、帰ってきたいと、そういうような教育のできるまちづくりが新たに必要じゃないかと思っております。

先ほど申し上げましたように、子育て支援について、あるいは産前産後の支援、こういう障害児の支援、重々とられておりますけれども、これから先、さつま町の人口減、人口増を図る、あるいは地方創生の中の人口問題を取り上げるならば、今おる子供たちが将来において、もう一回さつま町に住みたいんだと、あるいはいろんなテレビ等を見とつても、私はもう一回このまちに帰ってくるんだという子供たちの言葉を聞きますが、町長はそういうところの考え方を学校の教育の現場に、指示されることはないんですけど、要請されたところはあるのか、あるいは中学、高校の、何ていいますかね、あれは、再選、再選じゃないですね、再編、支援体制もとられておりますけれども、そういうところに赴きまして、校長等に、学校現場等にそのところに学んでいる生徒たちにこういうことをしてほしいんだと、そういう教育をとってほしいということを指示された、指示といいますか、要請された経緯があるのか。私は、逆に言えば、もう一回住みたい、いずれはさつま町に帰ってくるんだと、そういうようなさつま町をつくるべきだと思います。

そういうことをしていくには、我々議員もですけども、町長部局、あるいは町長自身もトップとして、それなりのことを言葉に出していられることじゃないかと思うんですが、町長の考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

教育のサイドにおいては、学校の、教育委員会という組織がありますので、その中で今までは

ずうっと論議をしながら進められてきておりましたけれども、当然町長として、全般的に教育のサイドも非常に重要であるというようなことで、私のほうからもいろんな提案を申し上げて、教育委員会でも論議をしていただいて、例えば、読書の問題にしましてもやっていただいていますし、それから、学校ごとの特色ある学校をやっていただきたいということで、それぞれの取り組みもしていただいてきております。

今おっしゃる、ふるさとを愛する心を醸成をしていくということ等につきましても、総合教育会議が今できましたので、教育委員会あるいは学校訪問を、時間があれば一緒になって回って校長の皆さん方とも話をする機会がありますけれども、やはりそういう中で、いろいろ話はあるわけではありますが、特にこの、今ありましたような、子供たちがここに住んでみたい、本当にいいまちだと、自分のふるさとに誇りと自信を持っていく、このことは非常に大事でありますので、それについては教育長のほうでも言っております「さつま学」というのがありますので、そういう中で、各学校いろんな取り組みをしていただいておりますので、それはそういう中で十分生かされているんであらうと思っております。

○川口 憲男議員

町長、おっしゃるようになりますね、特色ある学校づくり、そういうの中で、例えば、教育委員会サイドでやってらっしゃる事業的なものの中にも、そういうのがあるんだということなんですけど、やっぱし、熱っぽく、あるところあるところで、行くところで、町長がそういうことを言葉に出して発言されたら、まちのあり方とか、町の動きというのが出てくるんじゃないかと思っております。

今、私も休みの夕方等いろいろ町の防災無線等で、地域の子供たちは地域で育てましょうという言葉をここ数年聞いておりますけども、ここにきますと、何か、こう、かすみがかかったように、ああ、もう忘れられた存在かなということも感じております。以前も、子供を育てる環境づくり、そしてこういうことには不退転の決意を持って町長が取り組むということを申されておりました。ぜひ、今後教育委員会のほうも町長部局のほうになっていきますから、そこあたりを学校現場とそういうことを十分取り入れていただきたいと思っております。

学校サイドでもですね、監査の指摘、監査の指摘だったですかね、ちょっと文書の中でも、さつま……ちょっとど忘れしました、第3土曜日、日曜日のところに「さつまの日」というようなところがあって、この日は家庭でとか、地域で一緒になってというのがありましたけれども、少年団のスポーツ活動あるいは部活動で、そういうところに出てくる子供たちが少ないんだという嘆きも出ておったようです。それはそれとして、それを団体で活動されて、そのところで指導者がやっぱし、今申した、そういうようなところを訴えていただければいいんじゃないかと思うし、つい最近、ちょこっと耳にしたのが、さつま町内でいじめはないのかと、あるいは体罰はないのかということを知りました。その中で、ちょっと出てきたのものの中にもそういうところがありました。

今、町長に申しあげましたように、特色ある学校づくり、あるいはもう一つの教育委員会の事業の中で、そういうことをされているということがありましたけど、子育てに違った面から、小学校、中学、高校においてもこのまちに住んでよかったとか、いずれはまた私はこのまちに住むんだという子供たちの心が植えつけられるということは、やっぱり町全体のいろんな事業がそれにかかわってくるんじゃないかと思っております。

町長の答弁にありましたように、以前の答弁にもありました、こういう子育てについては不退転の決意を持って取り組むということでした。

もう1点、そのところで、結婚について、婚活イベントとか婚活サポーターを活用して何組か

成立いたしたということを知りました。そういうこともやっぱし、ここのまちに住んでみたい、住みたい、そういう希望を持ってこなければいけないところだと思うんですが、町長、もう一回ですね、こういうイベント等は私も否定はいたしませんけれども、そういうところにもっていくために、行政として、何がこれ以上に必要なのか感じておられたら、お答えいただきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

子育ての関係ですかね、幅広くいろいろあると思います、本当、この関係についてはですね。行政的にそういう環境整備ということが一番大事かなあと考えております、行政から言いますと。やはり、結婚をする、子供をつくるということはもう、本来はそれぞれの皆さん方のお考えですから、これを強制とかそういうことはできないわけですが、ただ、社会の構造、これからの発展ということを考えますと、人あってこそでありますし、やはりこの子供さんたちがどんどん産まれて、地域社会が元気になる、社会を担っていく、非常に大事なことでありますので、そういう、産みやすい、そしてまた育てやすい環境をいかに整備をしていくかということが最も大事かと思っておりますので、それについては最大限の努力をする必要が、これからの世の中は最も大事かなあと考えておりますので、それについてはいろんな政策を講じながら支援をしていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

子育て環境の厳しさも、町長も申されましたようにまさにそのとおりじゃないかと思っております。人いろいろ考え方があって、思いもあると思うんですけれども、やっぱり、このまちに住みたい、住んでみたいという気持ちを起こさす工夫、それにはハード的、ソフト的いろんなことがあると思うんですけれども、なかなか難しいところがありますけれども、町長の答弁にありましたように、まず行政として環境整備をいかに図っていくか、最大の努力を図るということですので、ぜひそういうふうに取り組んでいただきたいと思っております。

次に、2問目の地産地消でございますが、と、6次産業の取り組みですが、まずですね、けさ、議会に出会しまして、ふと感じたのが、控室のほうにですね、中種子町から、安納芋だと思うんですけど、正式には判りませんが、青果用の芋が各議員の机の上ののっております。私も、そのことも踏まえてちょっと、このサツマイモのことについても質問しようかなと思っただんですけど、先般さつまフェスタに行きました。そこにも中種子町のブースがありまして、私もあそこで、焼き芋ですか、それから、何といいますかね、ようかんじゃないですけど、お菓子も買ひまして、食べさせていただきました。

つい最近ですね、町長も御存じだと思いますけど、カライモの収量をされる、動きをされる方からちょっと提案もございました。うちには焼酎メーカーが3社ございます。それは、町長も十分御存じと思っております。この焼酎会社も原料調達には、町外から調達していることが大半だということを知っております。いずれにしても、町内産が十分確保できれば、所得のつながりにも上がりますし、焼酎の消費もさつま産のカライモを使った焼酎ですよということで、広くアピールもできるんじゃないかと思っておりますけど。

この6次産業についてですけども、先般からこの6次産業についても農政のほう等の質問等もしてまいりました。その中でも、今6次産業も頻繁に助成をされたり、取り組みをしているところがあると聞いております。私たちも、議会の研修のたんびにこういう農政のほうの研修というのも行っただけです。

まず、そのさつま町内のこと、ある人の話を聞きましたところ、今、このカライモに対して、安納芋だと思うんですけど、さつま町でも生産しているのがですね、何やったですかね、ちょっと

と私が表現が悪いですけど、その、6次産業を取り扱っていらっしゃるところが、町内の安納芋を仕入れられまして、ペースト状ですか、にして、冷凍保存して、そして、今加工しているんだと。これはカライモに限らず、品種的には町内で生産されるいろんなものをしてしているということだったんですけども、そういうペースト状にして、つくってくださいというのは、1つは町内の産でしているのはゴボウが主ということでした。ゴボウと、その安納芋が主ということでした。ですけども、もうとてもじゃないけど、農家にすれば2次製品です。いいものは市場に出すとか、いろんなところで生産性を上げる。そして、まあ、捨てるという言葉はおかしいですけど、その次の品物、2次製品をそういうペースト状にして、次の商品化するということが、今のこの6次産業の大きな流れのようにされております。そしてパセリじゃなくて、何ですかね、鹿児島の方から要望がありまして、それをペースト状にし、再度その加工品を鹿児島のほうに送り、鹿児島の方が製品化、2次加工ですかね、次の製品にして出しているということでした。

私たちが、これは常任委員長の研修の中で、これほどやったですかね、研修会に行きまして農政のほうでも、経済委員会のほうでも、こういうところに行きまして、農産加工場の商品開発とか、こういうのですかね、委員長報告もあったと思うんですけども、非常に、やっているところはそういうことが動いております。ただ、町内でそういう製品の、何ていいますか、生産の体制が十分でないということがございました。あれ、どこだったですかね、私もちょっと、ど忘れいたしましたけれども、農業製品、農産物の生産拡張、生産を図っていくんだということが、町長がどこかで申されまして、ちょっと思い出したら言いますけれども、今さつま町内に、農業青年クラブというのがありまして、大体十五、六人ぐらいのグループだそうです。この半数がですね、町長、野菜じゃなく、野菜販売者は二、三人、2人か3人だそうです。その方々が、している人が、今申し上げました、ゴボウとか、トマトとか、そういう品種だそうです。そうしたときに、今こういう6次産業をされる方は、そういう、ペースト状にする状況は、ちょっとできない状況というか、外から製品を仕入れないとできない状況だということをおっしゃいました。

以前……済いません、これはあれでした。27年の決算の中で、決算委員会が要望事項で出された事項がありました。行政の熱意が末端の農家まで取り組むような施策をしてくださいということがありました。こういう農業への政策というのはさらなる政策をどういうふうにされていくのか、重点3品目に限らず、他の重点品目あるいは産地育成、耕作面積の拡大、生産戸数を増やす施策を町では検討するということがあったんですけど、これはもう何年前からも言われているんですけど、再度、町長、ここあたりの考え方、農政に対する考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（舟倉 武則議員）

質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時55分とします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時53分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（日高 政勝君）

6次産業化のことを私も掲げておりますけども、これにつきましては、やはりさつま町は、いわゆる第1次産業として、非常にいろんな農産物が豊富に生産されます。第1次的には、いい製品については農協等を通じまして、市場に出していくというのがありますけども、やはり商品に

ならないようなですね、規格外というのが多々ありますので、これを何とか活用できないかということもございまして、付加価値をつけて、農家の所得の向上を図っていかれたらということもありますし。あるいは加工の関係につきましても、加工業者の皆さん方が新しい企業としてやっていけないかということもありまして、そのようなことを提唱いたして取り組みを進めているところでもあります。

特に今の段階では、まあ、零細ではありますが、女性のグループの皆さん方がですね、非常に熱心に取り組んでいただいております。

これまでもこれを進めるに当たりましては、専門の講師の皆さん方をお呼びして、どんな製品にするか、どんなパッケージにするかとかですね、売り方とか製品の仕方、加工の仕方、それを技術的に勉強する機会が大事だろうということでもあります。もちろん衛生的な関係もありますので、食品衛生の関係とか含めて、研修の機会を多々設けてきております。

そういう中で、この加工グループの皆さん方が幾つか育ってきておりますので、これをまたさらに推進をしていきたいということでございます。

今まではこういった研修の機会を、6次産業化に向けて取り組みを進めてきてるとというのが実情でございまして。確実にそういったところにつないでですね、広がってきてるといふふうに考えております。

これからの農林業振興を図るために、やはり農林産物から生まれるこの製品を、できましたら企業化できる形になれば一番いいのかなあと、第1次産業の振興につながっていくといふふうに考えておりました。

今後の創生の中でも出ておりますように、食品産業が何とか立地ができないかという思いがあってですね、加工の関係であります。そういうことも視野に入れながら、企業活動というのは今進めているところでありますし、近畿、あるいはこの前行われました首都圏でも、食品関連の企業の皆さんといろいろ交流を行ったところでございます。

○川口 憲男議員

町長の答弁にありますように、この重点品目のまず生産基盤といいますか、1次産業ですか、重点作物の栽培を農家の方々に推進し、そこあたりから動かしていくということによって、加工をしていかれる方が企業化できるようなシステムをとということをおっしゃいましたけど、まさにそのとおりであると思います。

だから、専業農家、兼業農家を問わず、やっぱしそういう生産性を上げる工夫をしていくということが、私は大事じゃないかと思っておりますけど、ぜひその点をまた今後も努めていただきたい。

加工所の中にですね、6次産業化をしたりする中に、答えが返ってくるのがどうしても品物が少ないんだということをおっしゃいます。そこは農業の生産農家が少ないんじゃないかと思うし、逆を言えばいい製品を市場とか特産品館とか、そういうのになって、2次加工、2次製品が出てこないんじゃないかということもございまして、さらに伸ばしていかれたら、6次産業が発展するようなんじゃないかと思っております。

その点をもう一度、そこから始まるのが、私は6次産業じゃないかと思っておりますけど、町長、もう一回そのところを、町長の考えをお聞きしたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

例えばこの農産物の場合、ブランド化をしようといふふうになりますと、おっしゃるとおりですね、ある程度ロードがないと、消費地に対しては、あるいはこの市場の展開のためには必要でございまして、

6次産業化の場合もそこまで、その部分とはまた別に、6次産業化の場合は、いわゆる市場に出さない以外の物をもっと有効活用できないかというのが、当面の私の考えでありますので、もっと、せつかく生産をした物が、市場以外の物がお金になっていないというのがありますので、その辺をもっと有効活用ができて、加工、付加価値をつけて、新たな製品化をする。そしてまた、市場の皆さん方に受ければ、また消費拡大、いわゆる生産性の向上につながっていくということになるかと思っておりますので、その辺のことを考えているところでございます。

○川口 憲男議員

まず、おっしゃるとおりです。農地の、農業のブランド化あるいはその中で2次規格品の対応をどうするかということが6次産業化につながっていくと思っております。

このサツマイモの、何ですか、名前は、安納芋ですか、町内にも生産される方がいらっしゃいますけれども、今、学校給食等にも出していただいているということなんですけど、ペーストにして。とても賄える状況じゃないと。製品といいますか、生産物が足りないということをおっしゃってございました。

まず、6次産業化の事業を進められてる方がおっしゃるには、やっぱりそういう生産性が上がらんことには、農業の生産性が上がらんことには、うちらにも回ってこない、ということのようでした。

ゴボウにしましても、以前はたくさんあったんですが、今は、たしか、鶴田のほうで2農家、宮之城と祁答院のほうに幾つかの農家があるということでしたけれども。

そういうことで、ぜひ、そこあたりもしていけば、所得につながるところがあると思えますけれども、農業推進、農林業の推進に要望します。

それと、3問目の地域観光ですけれども、先ほど答弁にありました曾木の滝、大鶴湖の観光コースを大口と進めているということをお聞きしました。

私も先般、伊佐の市議選がありまして、ちょっとお伺いするところがありました。そのところでも市議の方が盛んに、その大鶴湖と曾木の滝の観光構想を訴えていらっしゃいました。非常に大事なことだろうと思うし、やっぱり、うちの町が何で生きていくかといったら、先ほど申し上げました、農業の進展と観光の伸びといいますか、観光でいくしかないんじゃないかなと私も考えております。

再度お聞きいたしますけども、先般も鶴田ダム、曾木の滝のジョギングがありまして、非常に、行ってみますと、その街道沿いが荒れておりました。木が差しかかったり、桜がもう大きくなったりとりました。この曾木の滝、大鶴湖の観光構想を、今ソフト的なところがあると思うんですけども、将来的にですね、県、あるいはこれは国も絡んでくると思いますが、そこあたりでどういうふうにアピールされていくつもりなのか。これは伊佐市もあると思うんですけども、町長の今の思いで結構ですので、お答え願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今あのDMOの観光推進に取り組んでおりますけれども、やはり、おっしゃるとおりですね、連携を深めていくということになりますと、現在のこの県道であります鶴田大口線の行き来をいかにスムーズにしていけるかということがございますので、これにつきましては、従来から、まあ、県のほうが主管でありますので、県のほうには要請をいたしておりますし、昨年、おととしも、国土交通省にこのことについては要望もいたしまして、何とか社会施設整備交付金あたりで整備できないかということもお願いをいたしております。

一つは、なぜ県道を国にとということもありますけども、鶴田ダムを抱えておりますので、一時この災害の際に報道等で交通に支障があって、ダムの操作に影響があるとすると、大変な状況が

ありますので、その危機管理道路としての位置づけで国のほうにも何とか考えていただきたいというようなことで、今回のダム再開発の中でも、そういう、地すべり対策の一環として、その土砂の除去の際にカーブカットとか、必要なところはしていただく整備もお願いをしたところでございます。

国としましても、そういう動きでやっていただいておりますけれども、県とされましても、今、再開発事業が終わりますと、そういった県道整備については、当初、10億円かけてやりますということになっておりましたので、それがまた具体的に進行していくのかなあと考えておるところであります。

○川口 憲男議員

ぜひですね、この市議の方も曾木の滝の構想とダムをつなげたらいいんじゃないかということをお話しておられたようでした。

それと、つい先日ですか、新聞の報道にもありましたけれども、曾木の滝の下のほうの湖面から見る探検隊ですか、そんなものの構想もありましたけれども、このことはやっぱし、私たちのまことにとりましても観光コースの中で非常に大きな目玉じゃないかと思っております。

その中でもう一つ、町長、29年度でダムの再生事業が、再生事業じゃないですね、ダムの再開発がほぼ完了に近いところにきます。その中であって、私たちのほうのさつま町側から行く、例えば宇津良迫の埋め立ての問題、あるいはその周辺の開発、以前には、サルスベリとかアジサイとか、いろんなの木を植えて、活性化を図ってきた経緯があります。今行ってみますと、へらぶな岬から奥のほうのキャンプ地に行くところはもう、とてもじゃないけど、こりゃ何だろうというところがあります。こういうところも、これはさつま町で取り組まにやいかないところであると思えます。

国交省のほうに、川内川河川事務所でもいいと思うんですけども、そのところに再開発終了後のところでもう少し強く言って、整備をしていただく、その考えは町長もう早くから、私は1期前の副町長にも要望したことがあったんですけども、そこでもなかなか取り組みがないということで、つい先日もお聞きしたんですけど。まだ、話し合いといいますか、もできてない状況なんですけど、そういう取り組みを同時にされるべきと思うんですが、町長の考えは。

○町長（日高 政勝君）

この問題については、早くから国土交通省の河川事務所のほうとはもう協議をしておるところであります。まだこの事業の継続中ですので、今の段階でできる状況ではありませんが、へらぶな岬の場所とか、そのほか、今、セメントのプラントがあります、ああいうところとかですね、いろいろ要望はいたしておるところであります。

今後また、このダムの周辺につきましては、町でも予算をお認めいただいたとおりですね、奥薩摩、大鶴湖周辺施設整備計画ということ、今、委託をいたしておりますので、その中で具体的にどういった整備をしていくかということも、先ほどの伊佐市とのDMOの関係もございまして、あわせてダム公園とか、あわせて検討をしていくことにいたしているところでもあります。

○川口 憲男議員

ぜひ、このDMOとダム再開発、これも、町長、まだ終わらないからということなんですけど、へらぶな岬も建物等いろんな整備は終わって、何ていいますかね、ほかの物の置き地、置き場になっているような状況です。そういう整備をされる中で、形的な絵ができれば、そこ辺りを推進していく、あるいはお願いをしていくところはあるんじゃないかと思っております。そのところはですね、まあ、いろんな問題があると思うんですけども、鋭意努力をされるよう、要請しておきます。

それとですね、先ほど、この地域おこし協力隊でですね、女性の方、神奈川の出身の女性の方を11月に要請されました。

これはちょっと、町長、確認ですけども、移住・定住への情報発信や体験プログラムの提供、地域活性化へ向けた新たな取り組み、企画等をしていただくとか、そこあたりまで踏み込んでいただくということでしたけれども、先般、こういう質問の中で、私が専従を置く気持ちはないかということをお申し上げしましたが、これに準ずると考えてよろしいでしょうか。その点を1点。

○町長（日高 政勝君）

今回新たに地域おこし協力隊員を募集をいたしまして、1人おいでいただいたところではありますが。これは、国の特別交付金事業を使って1人募集をいたしたわけでありまして、3年間という一つの期限がございますが。

特に私どもが考えておりますのは、今回、田園回帰の傾向が都会で非常に、若者も、最近ですけども、強いということでもありますから。都会のほうで、移住・定住セミナーというのがございますので、そういったところに本町のいろんな情報を提供してですね、そういう人たちを呼び込むことができるといことで、特段こういったことを専従的にやっていただきたいということをお願いをいたしておるところでございます。

○川口 憲男議員

ぜひ、まあ、専従ではないけれども、そういう交付金事業を使った、都心部からこちらへの情報伝達をしていただけるような方ということ、一つのステップといいますか、動きになればいいんじゃないかと私もそれは思っております。

ぜひ、いろんなところで、専従を設けて活動したらどうかということをお申し上げしましたが、そういうふうにつながっていったら、幸いじゃないかと思っております。

最後に、町長、地方創生ということで、一番最初に申し上げましたが、一朝一夕に成果があるものではないということをお申し上げしました。確かに、今すぐ決めて、今すぐその形ができるということは私も思っておりませんが、でも、早くに訴えて、広く町民の方へも、その情報を発信すると、うちのまちではこういうことで取り組んでいて、地方創生といいますか、まちの活性化につなげていくということをお申し上げるべきと、私は考えますが、町長はいかに考えられ、この地方創生について、総合戦略について、どうしていくのか。さつま町のまち・ひと・しごと、この政策はどのように進むのか、早く私はある形を出されるべきと思っております。

そして、町単独でなく、町長部局、庁舎内部局、広く町民、あるいは議会、いろんな部署に訴えていっていかれて、これから先の、5年先のさつま町を、あるいは10年先のさつま町を、ビジョンを出されるべきと、私は考えますが、最後に町長のお答えをお聞きして、質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

今回、このさつま町の地方創生の総合戦略を、昨年、策定をいたしました。これについては、議会の皆さん方からも幅広い意見をいただいたものでございます。それとまた、町内のいろんな各界、各層、特に、やっぱり、これから世の中を担っていく、若い皆さんですね、高校生の皆さん方の考え方も聞いた上で、そしてまた、策定に当たっては、町民の皆さん方がワークショップという形で参画をしていただいておりますので、非常にいろんな意見を聞いた上での戦略になっておるわけでございます。

これについて、おっしゃるとおり、広く、大事な計画でありますから、理解をしていただきたいということで、今、20の公民館全て、説明会をいたしておるわけでありまして。

その中で、また、意見をいただくところはいただいたりですね。とにかく、ただ行政が進めるということじゃなくて、「オールさつま」でということを考えておりますので。皆さんが、やはりこのまちをいけんかせんにやいかんと、このままじゃいかんと、人口が減らんごと、いろんな知恵を出してやらんにやいかんと、そういう気持ちをわかっただけ。

そういうことで今、いろんなどころで啓発、まあ、広報紙も出しておりますし、そしてまた、座談会でも説明をしておりますし、本当に自分のまちをこれからどうしていくかという、町民一人一人がですね、そういう意識に立ってもらわんといかんと思っただけでやっただけでありますので。

今申し上げましたとおり、「オールさつま」で何とかこの明るい展望が開けるように努力をしていきたいと思っただけであります。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、川口議員の質問を終わります。

次は、1番、平八重光輝議員の発言を許します。

〔平八重光輝議員登壇〕

○平八重光輝議員

まず初めに、捕獲獣肉の利活用についてお尋ねいたします。

さつま町でも最近、捕獲数がふえ、関係者の要請、社会的な必要性から、鳥獣肉の利活用と、廃棄処理について十分検討されるようお尋ねするものであります。

担当課の資料では、捕獲獣数が25年度でイノシシ500頭、シカ1,380頭、アナグマ121匹、26年度がイノシシ629頭、シカ1,981頭、アナグマ195匹、27年度でイノシシが1,248頭、シカが3,328頭、アナグマが235匹となっております。

狩猟は、私も45年ぐらい前に始めましたけれども、当時は趣味や道楽の世界でありました。しかし、現在では、今の農林業の被害、害獣被害の防止、減少に非常に貢献をいたしております。これらの捕獲獣の中で、イノシシはほとんど肉として消費されていますが、シカ、アナグマについては、一部の自家消費分を除けば、その大部分が廃棄されて、埋設処分されております。

イノシシ、シカ、アナグマ、農林業にとっては害獣ではありますが、一方、自然の恵みでもあります。利活用しない捕獲獣は埋設しますが、その埋設処分には大変な労力と時間を要しておりますことから、捕獲獣肉を利活用するためと、廃棄処分の作業軽減を含めた食肉加工施設について、町長はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

次に、山間地農業の助成についてであります。

稲作を主とする農業政策においては、基盤整備を終えた農地では国の施策で集約化・大規模化を進め、対象農地には多額の助成をいたしております。一方では、山間地の圃場は、大型機械の通行できる農道もなく、用排水路も自分でつくり、また、借り手もなく集約化もできない圃場がたくさんあります。これらは、このままでは近い将来、消え去るおそれがあります。

米余りの現在、山間農地は切り捨てればいいのかであれば、何もしなくてもいいですが、これからも農地として生かし続けるなら、助成が必要かと思われまます。

古い時代から、農地、あるいは戦時中や終戦後の日本の飢餓を救ったであろう、先祖伝来の農地の原野化や、山林化を防ぎ、山間農地が消え去らないような助成が必要かと思われまます、町独自の助成策を設ける考えはないかお伺いして、1回目の質問を終わります。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平八重光輝議員のほうから2項目にわたりましたの御質問でございます。お答えをさせていた

できます。

まず、鳥獣被害対策でございますけれども、有害鳥獣対策につきましては、農林業被害が絶えないということからこれまで行ってまいりました捕獲と防御を一体的に進めるために、平成26年の4月から農政課内に専門の係を設置いたしまして対策を進めてきているところであります。

こういうところまでやっているところはほとんどないかと思っておりますけれども、それだけ被害が大きいということがございますので、非常に農家の皆さん方の要望も強いということで、このような対策を講じてきているところであります。

捕獲については、議員から御質問のありましたように、飛躍的に伸びてきております。その処分につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づきまして、自家消費以外のほとんどを埋設処理をしている状況にあります。

捕獲獣の利活用につきましては、猟友会と関係者で加工施設建設に向けて、研究、検討を行った経緯もございます。しかしながら、施設の建設場所、運営主体はどこがするのか、捕獲獣の1時間以内の搬入、ランニングコスト、こういったことなど、さまざまな課題が起こったことから、その後、具体的には進まなかったところでございます。

また、獣肉処理の試食会も開催をされてまいっておりますけれども、これについても、その後進展はなかったところでございます。さらに、猟友会員の高齢化も進む中で、捕獲獣の埋設には、おっしゃるとおり、労力と時間というのが非常に要するところでございます。特にひとりでの作業というのは厳しいということから、地区によりましては、鶴田とか、中津川とか求名におきましては、共同で埋設用の穴を掘って処理すると、そういうところもありますので、できたら、ほかの地域においてもそのように、取り組んでいただくことを、猟友会のほうには依頼をしてみたいと思っております。

次に、中山間地の農業の助成についてでございます。

本町の基幹産業であります農林業につきましては、農業従事者の高齢化の進行と、後継者の関係、あるいは担い手の減少というのがなかなか厳しい現状にあるところであります。このような中で、国におきましては、攻めの農林水産業の推進を図るために、担い手の育成強化策、あるいは国際競争力の強化策などが打ち出されてきているところであります。

町におきましても、農業者が希望の持てる農政新時代の創造をしていくために、国、県の政策等を積極的に取り入れをいたしまして、取り組みを進めているところであります。

特に、人・農地プランの推進によります、農地中間管理機構を介しての担い手農家への農地の集積が加速化をしてきている状況にあります。

しかしながら、耕作条件が整った水田などの効率性とかコスト削減、こうしたことを目指した農地の集約化が進んではおりますけれども、やはり山間地の迫田、小規模な変形農地は、集約がなかなか進まない、耕地利用の維持が困難になっているということがございます。

小規模農地の保全と、地理的な条件を生かしました活動、あるいは雨よけ施設の設置によります軟弱野菜の生産など、少量多品目栽培の生産と、新たな農産加工品を生み出し、これらの取り組みに対する支援策も、今後、各地区の農業を考える会などでも、協議しながら検討をしていきたいと考えております。農産物直売所等への販売も推進して、これからも推進していく必要があると考えているところであります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○平八重光輝議員

まず、獣肉の利活用についてであります。今現在、まあ、判っているのかどうか判りません

が、町政座談会が各地で行われております。その中の幾つかの公民館にお聞きしましたところ、やはり、この獣肉というか、捕獲獣の対策の要望、質問を出したと、出したけれども、返ってくる言葉は非常に、消極的といいますか、否定的な回答であります、というような話も伺っております。

まず、利活用策についてであります。農林水産省、九州農政局は平成28年1月に熊本市におきまして、ジビエによる地域活性化を推進するシンポジウムを開催いたしております。

近年、野生鳥獣による農作物被害が深刻化、広域化する中、野生鳥獣の適切な個体数の管理と、捕獲数の拡大や、捕獲鳥獣の食用としての利活用の増加に向けて、捕獲や食肉処理、流通ルートの開拓や、魅力の発信など、ジビエの普及について開かれております。

ジビエという言葉、皆さん御存じかと思いますが、私は知りませんでした。というか、間違った理解をしておりましたが、昔からある日本の言葉、日本の料理のことかと思っておりましたら、調べましたら、フランス語でした。フランスの言葉ですね、ジビエとは、狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉や料理のことだそうであります。もう御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、そういうジビエ料理の普及について開かれております。

また、農林水産省は平成27年10月に、捕獲した鳥獣の食肉利活用についての指針を出して、食肉処理加工施設の整備、食肉利活用衛生管理マニュアルの作成、食肉利用のための研修の実施には、鳥獣被害防止総合対策交付金で、また、食肉の販売のための新商品開発、販路開拓や、各販売施設の整備には、6次産業化ネットワーク活動交付金等で支援をいたしております。

平成27年6月1日現在、野生鳥獣を地域資源として活用している施設は、全国で172カ所あります。交付金等を活用したこういう施設は、考えないものかどうか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

捕獲獣の利活用のための鳥獣処理加工施設の整備の関係でありますけれども、県のイノシシ、シカ肉の衛生管理ガイドラインというのがありますので、それを遵守しながら食品衛生法とか、屠畜法を初めとしまして、クリアしなければならないこの多くの課題があるところでございます。

通常の畜産の肉とは違いますので、その辺の食品衛生法の取り扱いというのが非常に厳しく、クリアしなければならない課題があるようでございます。

県内におきましては3カ所の捕獲獣の処理加工施設が稼働をいたしております。1カ所は御案内のとおり、阿久根市のいかくら阿久根、それから伊佐市の伊佐市有害鳥獣処理施設、もう一つは、屋久島の、これは民間の業者の方がやってるヤクニク屋というのがあるところであります。

身近なところにありますいかくら阿久根につきましては、阿久根市の有害捕獲協会がやっておりますが、伊佐市の有害鳥獣処理施設は、猟期中のみということで稼働がされておまして、伊佐市の有害鳥獣捕獲対策協議会がやっております。ヤクニク屋はもう合同会社ということで、事業主体となってこの処理加工を行ってらっしゃるようであります。

御指摘のとおり、全国には約170の施設があつて、運営をされていますが、いずれの施設に対しましても、各施設の運営にはやっぱり猟友会が深くかかわっていただいておりますので、地元猟友会の御理解と御協力なしにはなかなか難しいというふうにご考慮のところでもあります。

また、施設整備その物についてはですね、補助事業ありますので、つくことはできると思えますけれども、あとのこの運営です、本当にこの経営的になっていくのかというのが、消費がイノシシ肉はまあまあですけども、シカ肉が十分はけるかということが一つはですね、本当、運営の関係については、阿久根市の例を見ますと、数千万の、市が助成をしておるようでありますから、そういうことを考えますと、相当な覚悟をしないといけないと、非常に難しい面がありますので、今のところは、そういったシカについては、特にこの埋め立て処分という形にならざるを得

ないというのが実態でございますので、今の、過去のいろんな、猟友会も検討をされましたけれども、なかなか前に進む状況ではなかったということでありますので、これ以上はなかなか施設整備までというところまで至っていないというところでございます。

○平八重光輝議員

町長がおっしゃるように、結論から申し上げますと、経営的には成り立ちません。成り立ちませんが、これは公共事業の一つとしてですね、ぜひ捉えていただきたいということを前提に質問を続けます。

報道によりますと、2015年度の鹿児島県の状況を掲載した記事があります。少しだけ読みますと食肉として活用することで、猟師の捕獲意欲を向上させ、農業被害を減少させる好循環を生む狙いですと。ジビエ料理の普及ですね。15年度には、県内で捕獲されたシカ、イノシシは約4万7,000頭です。その大半が山林に埋設処分され、阿久根、伊佐の両市と屋久島町の計3カ所にある処理施設の処理数は1,904頭と、捕獲数の4%にとどまっていますとあります。

先ほど申しましたように、単独の黒字経営は、これはできそうにありません。先ほどの回答の中に、施設の設置場所とかありましたけれども、施設はもうつくらなくて結構です。つくらなくて結構ですというか、統合されました小学校の跡に何カ所か給食室として使われた施設があります。これら等をですね、ぜひ活用されて、まあ、若干設備、衛生的な面の設備費はかかりますけれども、建物自体をつくる必要は全くないと考えております。それによって、その地域の活性化にもぜひ生かしていただければというふうに考えます。

先ほど阿久根市の話が出ましたけれども、阿久根市はイノシシ・シカ肉の流通対策費として、26年度3,422万円、27年度は2,649万円を補助いたしております。伊佐市は何十万というような少額でしたが、あそこは処理される頭数が非常に少ないでした。

平成28年10月の、農林水産省が出した鳥獣被害の現況と対策というのがありますが、先ほども申しましたけれども、この中の一部にですね、鳥獣被害防止特措法というのがあります。その中に、特別交付税の対象経費として、駆除等の経費に交付金8割を交付しますと。当然、担当課では御存じのことかと思いますが。中身的に言いますと、柵とか、わなや檻なんかの購入費、あるいは捕獲のための餌や弾薬等、消耗品費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や、輸送・処理経費、こういうのは8割交付金で賄えますというような特措法もできております。

ぜひ、地域の座談会の中で何カ所出たかはちょっと把握しておりませんが、二、三カ所は、お聞きしたところでは、ぜひ検討していただきたいというようなお話も出ております。

地域といいますか、町民の皆さんの希望といいますか、要望の1つとしてですね、ぜひこれからは検討をしていただきたいと思っておりますが、その辺のお考えはないか。今いただいた回答は、ほとんどゼロ回答といいますか、つくらないというような回答でしたけれども、ぜひこれからのさつま町といいますか、この山間地の農業を守るためには必要な害獣駆除でありますし、その駆除された肉を有効活用するというのも、また大事なことでありますから、今後検討される余地はないか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

この施設の整備の関係でありますけれども、確かに、つくことは、私も当初はつくってもいいんじゃないかち思って、学校再編があつて、そりゃ、もう、幾つかですね、調理場が、もう共同調理場になっていますから、センターになっていますから、幾つもあるんですよ。そういうところでできないかということで、当初は考えておりましたんですけど。なら誰がするかと、設備も当然出てきますけれども、誰がやってくれるかと。そんなら、1時間以内にすぐ持ってこれるかということもありますし。

それで、当然、つくことはできますけども、さっき言ったそういう助成制度もありますから。ありますけども、あとはこの運営なんですよ。どういうふうにしてやっていくかという。どんどん肉がはけていけばいいんでしょうけども。そこが一つは問題でありますし、そこを、ほんなら、やっければ当然このランニングコストというのが当然必要になってまいりますので。そして、今でもこの捕獲に対しての報奨金に相当なお金をやってる。今はもう猟期も全てやるようになってますから、それはもう、予算を超えないようにということでやってはおりますけど、1年間を通じて捕獲ができるような体制に持ってきてますし。

そしてまた、今度は防御のための、いわゆるフェンスの関係ですね、これも相当なあれになっておりますし、さらにまたこれへこういうことに対して、またお金をやらねばと。これはもう限りがないところがあるんですよ。それで、やはり、まあ、そういうことができればいいんでしょうけど、なかなか、その実際、つくったあとの問題が非常に大きいということを考えておりますので、なかなか踏み切れないというのがございます。

それで、27年度、先ほどあったとおりですね、かなりの頭数が急激に伸びてますけど、イノシシでも1,250頭近く、シカも3,300頭と、急激にふえてますけども。ことしはそれが減ってきてるんですね。数が少なくなったとか、それは判りませんが、とにかく、減ってきておる実態がありますので。まだ、そういう状況もこれからもう少し状況を見ないと、なかなか施設をつくって、あとあとまでランニングコストとか、そういうことも考えると、これはちょっと踏み切れない状況があります。

そして、いろんな被害が大変になっておりますけども、そこは、とにかく被害が出ないように集落ぐるみの、やはり、そういう、餌場をつくらないと、いろんな対策を講じてください、ソフト面の活動についても、地域の皆さん方にはいろいろお願いもいたしているところから、その辺はまた御理解をいただきたいと思えます。

○平八重光輝議員

確かにランニングコストはかかろうと思えます。

少し話は変わるんですが、けさほど、町民の方から電話をいただきまして、テレビを見ましたかと。テレビも何チャンネルもあるもんですから、一緒に全部は見れないんですが。たまたま私は見ていなかったんですが、NHKだったですかね、ジビエの、肉の販路といいますか、消費のニュースが流れていたと。何か、きのうもあったそうではありますが。

現在、社会の要請とまではいきませんけれども、非常に厳格な加工処理のもとでつくられた肉は結構売れているというお話でありましたが。黒字化になるかどうかは判りませんが。

私が考えたのはですね、その肉の利活用でありますけど、処理された肉を町内消費に回せないかというふうを考えております。

アナグマ肉は食べたことはありませんが、非常に需要が多くて、大変おいしいのだそうあります。このアナグマは、外に売られてもいいんですが、イノシシ肉とシカ肉を、もちろん高くは売れません、売れませんので、町内の希望される方に、非常に低額で、低額ちゅうか、安くで販売するとか、あるいは町内の旅館、ホテル、飲食業の方に非常に安く、まあ、ただというわけにはいかんでしょうけど、安くで提供して、現在さつま町のほうで飲食業の方で、力を入れておられる黒牛たけのこ井ですかね、これを超えるような我がまちの特産料理として、1年中、いらっしゃいましたら提供できますよと、食べられますよと、というような特産料理として、特別料理として生み出したらどうかというふうにも考えるんですが。その辺は回答は求めません。

ぜひ、まちを売り出すためには、何かを、やっぱり特色ある物をつくらないと、このまちを訪れていただく観光客ちゅうのは、そんなにふえることはないと思えます。やはりよそにない、全

国で何カ所かあってもいいんでしょうけれども、あっちにもこっちにもあるような物でない物を、我がまちの特色がある、景色でもいいし、食べ物でもいいんですが、そういうのをつくって、売り出したらというふうに思っております。

一番端的な例が、非常に激辛のラーメンを出して、有名になって、たくさんのお客さんが見えるまちもあるようでもありますから。たかがラーメンと言われても、されどラーメンであります。そういうような売り方もありますから、ぜひ検討をしていただけたらと思います。

次に、廃棄処分についてであります。先ほど町長が言われました、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律というのがあります。その第18条の規定に、鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならないと、非常に判りにくい、長い文章があるんですけども、簡単に言えばですね、捕獲鳥獣を捕獲場所に放置するなという法律であります。

捕獲した鳥獣は食肉として、あるいは動物の餌、肥料として利活用をし、消費する以外は埋設か、焼却処分をなささいということであります。

現在、焼却処分施設がないので、まあ、イノシシはほとんど食用に活用されておりますけれども、27年度に3,000頭以上捕獲したシカについては、まあ、幾らか肉はとられますけど、肉の利用率は、全体の重さからいいますと、非常に少量であります。骨や内臓、皮はほとんど全頭、季節によっては、1頭丸ごと埋設処分されております。

山中での埋設作業は大変な労力と時間を要しております。有害鳥獣を駆除するには、駆除することによって、樹木や稲、果樹、野菜や花、また農地の畦畔等などの被害が大変出る中で、駆除してもらっているんですが、この駆除することによって、農業被害を減少されております。こういう被害のほかにはですね、減少することによって、農林業者の生きがいくくりにも役立っているわけです。

先ほど答弁にもありましたけれども、狩猟者も高齢化し、埋設作業が非常に困難になっております。また、狩猟には初年度は猟銃の購入費、そして毎年、狩猟免許税、保険料や協会費、検査料、銃弾の購入費など、多額の経費を要します。そういう中で駆除作業を行って、被害の減少に大きく貢献しているわけでありまして。

平成25年12月に、環境省と農林水産省が出しました鳥獣捕獲強化対策というのがあります。捕獲事業を支える従事者の育成、確保ということで、いろいろあるんですが、関係分だけ、少しだけ申しますと、狩猟免許所持者の減少を食い止め、免許所持者数を現状水準で維持するため、狩猟フォーラムの開催による狩猟免許取得者の促進や、狩猟免許所持者の技能向上に向けた研修会も行いますよと。

その他の関連施策としまして、捕獲した鳥獣を食肉等地域資源として有効活用するための処理加工施設の設置や、商品の開発、販売、流通経路の確立など、販売面の強化を目指す取り組み等、食肉としての利活用を推進するとありますから、ぜひですね、これにのってやっていただければと思います。

確かに、あとあとの経費もかかります。かかりますが、それはまちの公共事業の一環として捉えて、黒字化は、先ほど申しましたように、恐らくできないと思いますが、そういう肉をたくさん食べていただいて、狩猟者の経費、労働力の軽減にも取り入れていただければと思います。この質問はこれで終わります。

もう1つですね、山間農地の助成についてであります。確かに、町長がおっしゃるような助成もいろいろあります。

現在、農地は主に田んぼ、畑ですけど、中山間地域等直接支払制度というのと、多面的機能支払交付金という制度があります。

これには、それぞれ、まあ、使い道は違いますけれども、いろんなこういう農地に活用できるお金が出ております。しかし、この対象地にもならない農地のことについてお尋ねしているわけでもあります。

例えば、暗渠排水にはですね、町の補助が70%という補助があります。非常に高率で、使いやすい制度ではありますけれども、ただ、これには条件がありまして、3年間米以外の作物をつくりなさいという決まりがあります。しかし、山間地の山奥でこれは非常に厳しい条件なんです。

これをやりますと、3年間米以外をつくりますと、例えばいろんな穀類とか芋類とかつくってもですね、イノシシ、シカからこれを守るのに大変な労力を要します。

せめてこの本当の山間地については、こういうのは免除できないものか。それと、このイノシシ、シカの被害を防ぐためには、電気柵等の補助もあります。ありますが、上限といいますか、率で3分の1。上限、イノシシ用が3万円、シカ用が7万円というようなのがありますが、3分の1というのが、ちょっときついような気がします、山間地についてはですね。だから、この辺の引き上げなどはできないものか、山間地につくるとなれば雑草も非常に生えます。

最初言いました、用排水路の確保も自分でせんないかんわけです。そういうところとですね、比較的大型機械も入って、つくりやすいといいますか、平地のところと同じような助成になっておりますので、これを何とか、もうちょっと特別な、先ほども言いました中山間地域や多面的な機能のところに入ってないところについて助成はできないものか。例えば農道の建設を自分でしたり、舗装も自分でしたりされる方もあります。用排水路の建設も自分で、自費でされるところもありますけれども、この辺の補助のあり方といいますか、条件と補助率とを含めて、条件も含めてですね、もうちょっと検討できないものか、お尋ねして、私の質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

今、国の制度でいろいろ手厚い制度ができておりまして、おっしゃるとおり、中山間地域等の直接支払制度、あるいはこの多面的機能支払交付金というのがあります。いろんな地域でこれをうまく活用しながら、農業、農村のこういった活性化整備に努めていただいているところでございますが、それに対象にならないところですね、おっしゃるとおり、そのためにこの町の単独の制度を設けているところでございます。

特にこの町単の場合は通常50%の助成でございますけれども、土地改良の関係ですね、その中ではやはり排水が悪いというようなことで、どうしてもこの整備をする必要がある、そういう要望が強い関係がございましたので。特にこれについては、50%を70%に引き上げて、米にかわる、ムタ田を乾田にして、野菜でもつくる、いわゆる換金作物にさせていただいて有効活用をしていただきたい。一つは、耕作放棄地にならないようにということで特別に補助率も上げてきたわけでもあります。

やはり、おっしゃるとおり、確かに、そういう通常の補助割合よりも2割かさ上げをしておりますから、そのためにはそれなりの物をつくっていただきたいと、そういう条件で3年間は米にかわる物をしてくださいと、ということで条件を付しております。そこが非常に厳しいかということになっているのかですね。

それとやはり、もう一つは、あれですかね、3分の1の関係が出されましたけども、その辺のところはですね、実態が本当にそういう状況があって、耕作放棄地にならないということもありますので、非常に取り組みにくいということの希望が多いとすればですね、若干その辺の条件緩和というのは、今後十分検討をさせていただきたいと思っております。

3人を2人にするのか、もう、1人でもいいからいいよ、ということにするのか、あるいは3分の1については、5割まで引き上げるとかですね、この辺は、状況を十分実態を聞いた上で、緩和については検討していきたいと思えます。

○議長（舟倉 武則議員）

これで平八重議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時04分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、11番、米丸文武議員の発言を許します。

[米丸 文武議員登壇]

○米丸 文武議員

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私は、さつま町の基幹産業である農業の振興対策について質問をさせていただきたいと思っております。

本町でも平成28年3月、ことし3月に作成されました、さつま町過疎地域自立促進計画によりますと、本町の農業は水稻と園芸、果樹、畜産など多品目を組み合わせた複合経営が主体であり、水稻はヒノヒカリ、あきほなみを主体として作付されており、ブランド米として銘柄確立を推進している。しかし、近年の気象の変化や山間部において鳥獣被害の多発により地域での等級格差が生じている。さらに、TPPとの貿易自由化、産地間競争などにより価格低迷による生産意欲の低下が課題であると、肉用牛については、鹿児島黒毛和牛ブランドの産地として、市場でも高値で取引されている反面、町外流出が続いており、今後のさつま牛のブランドの確立や、海外市場を視野に入れた市場開拓を図る必要がある。そのほか、お茶、イチゴ、トマト、里芋、カボチャ、ゴボウ等の推進や中山間地域の地形を活用した、梅の里づくりの推進や安全安心な農作物の生産に取り組む一方、労働力面から農業者の高齢化や後継者不足等により、耕作放棄地が増加する中で、今後の農業農村の環境を維持保全していくためにも、地域農業の担い手確保が急務となっており、地元農家の研修制度の構築、集落営農の育成や、効率的で生産性の高い、競争力のある経営体の育成が必要であるというふうには、このように、現状と課題、また今後の進むべき方向として示されておるところでございますが、県や農協ほか、関係団体と一緒に農業振興にも取り組んできておられるところでございます。

しかし、3月のこの過疎地域自立促進計画以前から、農業振興には力を注いできていただいておりますが、農業者の減少、農地の荒廃、それから耕作放棄地の拡大が進んでいるように感じられます。このようなことから、さつま町の農業の現状と、今後の農業のあり方について、次の3点について町長にお伺いをいたします。

まず1番目に、稲作、園芸、畜産などの各分野における現状をどのように捉えておられるものかどうか。

次に、農業の経営、規模、組織など今後の農業のあり方、進むべき方向をどのように今後の方策を考えておられるのか。

3番目に、高齢化による離農が進むと予想されますが、農業従事者の確保対策はどのように考えておられるものかお伺いしまして、1回目の質問とさせていただきます。

[米丸 文武議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

米丸文武議員のほうから農業振興ということで御質問をいただきましたので、お答えをいたします。

本町の基幹産業であります農林業を取り巻く情勢につきましては、先ほど、過疎地域自立促進計画の中でも、うたってあるところを申し上げられたところではありますが、農業後継者の担い手の減少というのが、やはり進んでいる状況がございます。

国の農業政策大綱に基づきまして農地集積、そして規模拡大、生産基盤の強化、こういったことで国際競争力の強化対策を進めてきているところであります。町においても、やはりこういった国、県の政策を活用をいたしまして積極的に取り組みを推し進めてきております。そこで稲作、園芸、畜産などの、この各分野における現状をどのように捉えているかということでございます。

まず、稲作部門におきましては、おいしいさつま米づくりということと、水田を活用した経営所得安定対策等を活用をいたしまして、米の生産性や飼料作物、野菜等を組み合わせたこの産地づくりの推進を図っているところであります。

平成27年の、米の直接支払交付金が、対象としましては1,807戸、金額で9,224万円ということで交付をいたしております。

また、飼料用米が27年で4ヘクタール、28年度におきましては、これが15ヘクタールとふえてきているところであります。

また、WCSにおきましても、27年の156ヘクタールから、28年におきましては176ヘクタールの作付増がされております。

園芸部門におきましては、重点品目を施設ではイチゴ、トマト、露地におきましてはゴボウ、里芋、カボチャを中心に推進をいたしております。施設物の販売実績を見ますと、イチゴで21戸で8,000万円、トマトで17戸で1億7,000万円の共販実績となっております。

果樹部門におきましては、重点品目をキンカン、マンゴー、ブドウ、梨、温州ミカン、それから、梅を推進をしているところでございます。そのうち、キンカンにおきましては、21戸で共販額は5,950万円の実績でございます。また、平成27年産の販売量は、73トンのうち6トンを超えて海外輸出、香港のほうに輸出をしております。

畜産部門におけます現状においては、肉用牛経営は現在の372戸ということで、頭数におきましては1万2,323頭の肉用牛ということでございます。全国的な子牛の減少、あるいはこの肉用牛頭数の減少を背景にいたしまして、子牛価格というのは毎年、上昇の傾向でございます。27年5月からもう高値が続いているという状況でございます。しかし、繁殖経営におきましては子牛価格の高騰によりまして、規模拡大がなかなか厳しいという面もございます。また、肥育経営におきましては素牛価格が非常に高騰いたしておりますし、一方ではまた、配合飼料も高どまりということでございますので、生産地というのは、非常にこう上昇傾向ということで、今後の経営の関係につきましても懸念がされるところであります。各部門の一部をこの現状として、このように把握をいたしております。

次の、農業の経営規模、組織など今後の農業のあり方、進むべき方向についての御質問であります。全国的に非常にこの農業従事者の減少ということもございまして、やはり高齢化が進んでおきまして、農地集落の維持というのが非常にこう今後は大きな課題になってるところでありま

す。

国におきましては、昨年、新たなこの食料・農業・農村基本計画を策定をいたしました。若者たちが希望の持てるこの強い農業と美しく活力のある農村の実現に向けて取り組みを進めようということになっております。

本県におきましても、本年3月、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めておりまして、効率的かつ安定的な農業経営の育成の方向について、他産業と均衡する労働時間とか、あるいは遜色のない年間農業所得について定めをしておるところであります。

本町におきましては、県の基本方針に基づきまして、基本的な構想を策定中でございますが、平成26年の基本構想におきましては、労働時間2,000時間、農業所得350万円を基準としまして認定農業者の認定を行っております。このような認定農業者制度を活用いたしました、経営改善を推進をするということとあわせて、家族経営協定の締結、女性の後継者の経営参画を促進をいたしているところでもあります。なお、各営農類型ごとの農業経営の規模を定めておりますが、効率的にまた安定的な農業経営の育成をいたしているところでもあります。さらにまた、経営耕地面積につきましても、農地中間管理機構を積極的に活用するというようなことで、認定農業者等への、いわゆるこの担い手に集積を図るということで農地の有効利用に努めているところでもあります。

なお、集落営農におきましても、集落の人口が減少する中でありますので、昔の結というような集落全体で農業に取り組むシステムづくりを推進をいたしまして、集落の農地の集積あるいはこの集落での活動維持に努めているところでもあります。

それから、農業従事者の確保対策でありますけれども、非常にこの本町の場合も農業従事者の高齢化が進んでおります。農業従事者数についても減少しておりますので、これの確保というのが大きな課題でございます。

ちなみに、平成27年の農林業センサスによりますと、販売農家の農業就業人口数というのは、全国では平成22年から5年間で約50万人減少いたしております。本町におきましても、平成22年の2,728人から、27年のセンサスにおきましては2,085人、5年間で643人の減少でございます。こういった状況から農業従事者の確保、担い手の確保というのが非常に重要な課題と受けとめているところです。

このために、新規就農者の確保が重要と考えておりますが、その新規就農者につきましては、ここ数年、年間5名平均というところで推移をいたしております。今後、本町の農業を維持するためにも農業後継者の育成と新規の農業参入者等の新規就農者の確保に努めるということとあわせて、この労働力確保という意味合いから、シルバー人材センター等との提携ということも含めて、労働力の確保が必要かと思っているところでもあります。

意欲と能力のある者が、幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、相談機能の一層の充実を図っていききたいと思っておりますし、国が定めております青年就農、農業就農の給付金制度、こういったことを活用して経済的な支援とともに、この農の里親制度、これも先日、先般のときも申し上げましたけれども、そういった先進農家の中での実践的な研修等を実施をいたしまして、担い手としての人材育成に努めてまいりたいと思っております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、家族経営協定の締結ということも当然必要でございますので、そういった締結のもとで、この給料制とか休日制とか、あるいはヘルパー制度の活用など高齢者や非農家等の労働力の活用とか、兼業農家の育成ということも含めまして集落営農等を積極的に推進をいたしまして、農業従事者の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○米丸 文武議員

ただいま、いろいろと御答弁をいただいたところでございますが、私も今、いろいろな担当課のほうからのいろんな資料も提出していただきまして、それぞれの分野についての現状がどうなのかということも数字的にもいただいているわけでございますけれども、これを見ますと、まず稲作は最後にお聞きしますけれども、さつま町の重点3品目、この生産量、生産額というようなことで見てみますと、ゴボウが前年比の4トン増で59トン収量がありまして、金額で612万1,000円の増で3,612万1,000円、里芋で75トンで前年と大体同量であったと、カボチャにおいては、30トン増で345トンの生産で825万円の増で、8,625万円の生産高であった。これは共販によるものでございますけれども、そのような数字が出ております。

梅においては、何でこうなったのか、天候のかげんなのか判りませんが、梅の収量が196トンの減ということで、生産のトン数は100トンであり、金額にして3,471万3,000円が減少し、生産の総額が1,451万9,000円であったというようなことも出てきております。

キンカンについても、22トンが減少しておりまして73トン、額において751万3,000円の減で5,950万円。

マンゴーについては、収量の10トンで変わらず、額において今度は金額だけが254万1,000円、生産額1,883万4,000円。

温州ミカンが80トンの減で81トン、大体、半分減少したというようなことでございますが、これも金額にして1,491万7,000円の、いけば販売額減少と大体似たような額が半分になったというような、こういうような形でございます。

そのほか、今、町長も申されましたけども、トマト、イチゴ、ブドウ等においては収量等についても、前年同様の実績が上がっているというような状況でございます。

一応、状況について読み上げてまいりますけれども、畜産関係においては大変ありがたい数字が出ておりまして、肉用の子牛・成牛は、26年に比較しますと45頭増の2,901頭、額において2億2,743万円の増で、生産額17億8,725万2,000円の生産額であった。

肉用においては減でございます。260頭減少して2,182頭、額において5,590万5,000円の減額である。生産額が20億1,262万2,000円である。全頭数では215頭減少して5,083頭であって、生産額においては1億7,152万5,000円の増という結果であったということでございます。

畜産の、この肉用牛によります生産額が37億9,987万9,000円というような高値で推移していることは大変喜ばしいことだというふうに評価されます。

そのほか、養豚の関係におきまして増収といえますか、頭数もふえておりますし、金額的にも23億7,549万1,000円の生産額、肉豚ですね。種豚においても1,360万円増で4億6,920万円。このような結果が出ております。

鳥の鶏卵においても、926万5,000円の増で4億9,234万5,000円。鶏肉は減少しておりますが、金額においては1億2,275万9,000円の増で、31億8,592万5,000円の生産額が上げられているというふうにこう聞いております。

このようなことで、ほんとにこの畜産において、今、さつま町の農業の牽引力になっていただいていると、こういうようなことではなかろうかと思えます。

特に、畜産の牛の部分については、今、町長もおっしゃいましたけれども、WCSとか、飼料用米とかというものの国の政策で、作付面積も大分ふえてきておりまして、農家のほうも、そのようなほうに切りかえがいつてるといような数字をいただいております。大変ありがたいこと

で、今後これがまだまだ進んでいっていただければ、少しでも農家の方々もよくなっていくのではないかというふうに、こう判断しておるところでございます。

それで、稲作については、ことしまだいろんなまとめができていないようでございますけれども、12月に入りまして一段落したところでございますけれども。

ことしの稲作の作況指数ですか、10月段階でございますけど103で、やや良であったと、その後についてはまだ集計等が判明していないというようなことでございますけれども、米価格が昨年度に比較しますと、農協それから、その他の業者へのいろんな差もあるようでございますが、300円から500円の値上げをしているというようなことで、いい方向へ向かっていっているんだなというふうには思いますが、まだまだこれでも、経営としては厳しいんじゃないかというふうには思いますが、10月現在のこの状況からして、今、これまでの状況において何かこの後の実績とか稲作においては担当課で結構ですけども、数字が何かこうつかめられたのかどうか、そこがありましたらちょっとお教えいただければなというふうに思うんですが。

○農政課長（上野 俊市君）

28年産の作況の関係等につきましては、今、議員のほうからありましたように103%というところで出ておまして、その後の数字については、まだ我々もそのほうはつかんでいないところでございます。

11月30日現在の本町の米検査の実績等をいただいておりますが、これによりますと、予約数量に対します出荷実績が88%というような状況等でございます。ことしは天候の不良等もありまして、非常にこの1等米が低いと、パーセントが低いというようなことになっているようでございます。

本所管内の、まあ、これは宮之城、鶴田、薩摩、祁答院を含めましてですけども、これでいきますと、1等米の平均が40.3%、2等米が44.1、それから3等が15.55というような状況になっているところでございまして、これにつきましては、先ほど申しましたように、天候の関係等が大きく左右してるのではなかろうかと捉えているところでございます。

以上です。

○米丸 文武議員

今、収量等においては、稲作の場合においては、なかなか、この自家用米もありますし、出荷米だけのデータというようなこともあって、把握がなかなか、自家消費もありましたりするものですから、まとめも厳しいんじゃないかなと思います。どうしても稲作においては、金額的には、先ほど言ったような状況で上がっておりますが、農業生産の中の大きな基盤として従事者も一番多いわけですけども、これによって農業経営をしていくのが本当に楽になっていっているのかなというようなことに対しては、本当にこう懸念するところでございます。

そのようなことで、まあ、今、先ほど町長にもお聞きしたとおり、農業の後継者がどうしても育っていかない、そういうような傾向がこういうところで表れてきているんじゃないかというふうに思うわけでございます。

そこで町としましても、いろんなデータを、といたしますか、そういうものを取り組まれている状況というものを見ても、農業に従事されている農家は町のいろんなこういうデータから集積しますと、共販等を含めた生産農家が3,544戸ありまして、そのうちの稲作は2,800戸であると。果樹が166、野菜が167、畜産411、そのような方々が、今、就農して一生懸命頑張っていたらというふうなことでございますが、戸数を並べていきますが、しかしこれは、野菜とか果樹とか畜産等の複合でございますので、延べ人数というような捉え方でしかできないのかなというふうに思いますので、実質の生産農家は、この戸数からすれば

減ってくるのかなというような感じを持っております。

そのような状況で、基幹産業である本町の農業を、今後どのようにして維持していくかということは、町長も先述べられましたけれども、本当に大きな課題だろうというふうに捉えます。

ですから、これまでもいろんな関係団体とも協力をしながら、担い手支援室ですとかJAですとか生産協議会とかってというのは、皆さんで取り組んでおられますその事業について、いろいろ調べてみましたところが、フレッシュファーマー育成事業、それから認定新規就農者制度、それから集落営農、農業法人の状況、こういう人・農地プランの話し合い活動とか、というような取り組みも一生懸命していただいております。

そのような状況を踏まえて、今後、今この認定新規就農者等の確保にどういう形で皆さんに広報し、その推進ですか、勧奨といいますか、そういうような取り組みを具体的にはどこがどういう形で呼びかけていって理解をもらおうとしているのか。町全体で、先ほども町長からありました座談会の中とかそういうところだけでされているのか。例えば農家の方々も今の農業の経営では、うちの子供を置いて後継者として農業で就農させていこうというような考え方ってのは、どうしても弱いものですから、結果的にはよそへ出ていっているというような形があるんじゃないかと思います。

そのようなことで、若い方も本当にこの町内に住んで、この農業経営をしながら町に住んでいただくと、そういうような産業まで伸ばしていく必要があるんじゃないかというようなことを感じるものですから、その点等についてちょっとお伺いしたいと思うんですが。どのようにその推奨をされていっているのか、取り組みですね、そういうものを進められていっているのか、その現状についてちょっとお教えいただければと思います。

○担い手育成支援室長（村山 茂樹君）

新規就農者の確保につきましては、前、一般質問がありましたときに一応回答させていただいたことところでありますけれども。やはり、今申しましたように、町長が申しましたが、年間平均5名程度の新規就農者がありますけれども、そのの方々については、要は、もともと農家の方でありました方々の、一応後継者の新規就農者が多ございまして、純然たる新規就農者って方は、今、ここ数年いらっしゃらないところがございますが、それと、東京事務所におきまして相談会等実施しまして、鹿児島に対しますIターン、新規就農者の募集は行っているところでございます。

本町におきましても、新規就農者が相談を数名来られたんですけども、現在、就農に至っていないということでございまして、その1つの原因としまして、経済的な部門からいいますと、先ほど町長の回答にありましたように、青年就農給付金という、まあ、年間150万円の給付があるわけですけども、技術的な支援をどうやってするかってことが問題になってきますと、やはり今、考えておりますのが農の里親制度、要するに農業経営者クラブ及び指導農業士の先進的農家に、研修に1年ないし2年程度研修させていただいて、そのあと一応就農していただくと、技術的な支援もそこでできるのではないのかなと、それにあわせて補助事業等の活用もできるのではないのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○米丸 文武議員

今、取り組んでいる、例えば農業者確保に対する取り組みについての説明をいただきましたけれども、年間5名程度の、まあ、例えば認定農業者の確保ということであるけれども、よそからとか、それから後継者の、例えば新たに認定農業者としてなっていただく方も、町内におられた方々を認定してやっていると、そういう説明だったろうと思いますが、これがやはり、私はふえていって、よそからなり、またいろんな、中央高校ですとか、中央高校でございますから

高校ですとか、それから農業大学校ですとかっていうふうなところで勉強されて興味を持っておられる方々が、さつま町に来てそういうふうにならなくてとか、そういうような方向への働き、まあ、Iターン、Uターンというようなことも、今、説明ございますけれども、そういうのが結果が出てこなければ、やっぱりこれを確保していくのは厳しいのかなというのと、もう1つ、さっき言いましたけども、薩摩中央高校において農業科、農業工学科とか生物生産学科ですか、そういうような学科で、農業とか農作物の研究に一生懸命というか授業を受けて農業を担ってほしいという希望があるから、そういうところに進んでおられるんじゃないかというふうに思うんですが、そういう方々がこの町内において、そういう、また法人なり農業関係のそういう、自分でするなり、そういうような形のものに進んでいってるのかなと、そこいらを、大切な農業に関心を持った町民の方々、そういうものは町内におってもらってそれで生産に力を入れてもらえる、そういう方々に支援をしていくというような方法を、やっぱり確立していく必要があるんじゃないかと、そういうふう思うんですが、そのような点については、どのようにお考えなのかと思います。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

薩摩中央高校の関係の質問がありましたので、私のほうから状況だけ報告をさせていただきますと思います。

農業大学校、それから鹿児島大学の農学部、そういったところに中央高校のほうから進学をしているところでございまして、25年から28年までの数字を申しますと、25年に農業大学校に5名、26年に農業大学校に4名、鹿児島大学の農学部1名、27年度に農業大学校に1名、それから鹿児島大学の農学部1名、北海道のそういった関係の大学に1名というふうになってます。28年度は農業大学校に2名ということでございまして、ほとんどの、この農業大学校に進まれる方につきましては、先ほど新規就農の関係もございましたが、家のほうで、やはり農業されてる方が中心になっているといったようなこと等もあるようでございます。

また、地元のほうの畜産農家とか、そういったところに研修に行ってるわけですが、中央高校からのそういった研修制度につきましては、畜産農家のほうで、ちょっと地元ではございませんけれども、隣の市のほうに27年と25年のほうに研修に行ってるようでございます。

そういった状況でございまして、高校とも意見交換を行うわけですが、農業工学科と生物生産科があって定員は80人になるわけですが、ほぼ50人程度で、今のところ、ここ4年ぐらいは生徒が確保されているようでございますが、農業学部、農業学科といっても自分が農業やるといったような意識の部分が、全員が全員という感じではないといったようなこと等も高校であるんですけども、やはり今後、将来的に農業をやりたいという方についてはこういった、先ほど申しました、農業大学校とかそういったところに本気で進んでるといったような状況でございます。

学校のほうでも、そういった方については力を入れていきながら、鹿児島大学の農学部のほうも推薦枠等もあるようでございますので、そういった取り組みも努めていくということでございますし、学校といたしましても、やはりそういった特色のある学校づくりという面からも、農業関係については力を入れていきたいという考えであるようでございます。

以上でございます。

○米丸 文武議員

今、数字をそれぞれ、例えば農業大学校なり中央高校のほうで農業についてされて、これは農業大学校の進学の、それから大学への進学の状況でございまして、薩摩中央高校を卒業されて、そういうのを勉強されて町内に農業として就農されているとかっていうそういう実績は、私もイ

インターネットで調べてみましたけれども、なかなかそこまでの詳しいものが出ておりません、就職された人の状況っていうのが、ただ数字だけで出てきておりましたから、ですけども、これも、まあ、言やあ、公務員であるとか県外県内というような数字のようでございまして、生徒数も25年度で58人の卒業、だんだん減ってきておりますね、77名ぐらいから、24年は77名あったが、25年度は58名というようなことで生徒数も減ってきておるんですが、この方々は、果たしてどういうところで、いけば就職をされていってるのかな。農業に興味があった方々が、その学校に行かれてるんじゃないかというような、先ほども申し上げましたけど、そういう状況なんですけれども、これを何とかやっぱり町内の農業に従事していただく、またそのためには、それぞれのいろんな制度も、先ほど説明されておりますけど、利用しながら農業大学の就学の支援とかいうものも大きく働きかけていく必要があるのではないかとこのように思うんですが。

今の、いけば進学が進んでいる状況についてはございましたが、そういう取り組みっていうのは今現在ではなさっておられないんですか。どうでしょうか。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

進学のアとの追跡調査につきましては、ちょっと確認をしておりますので申しわけありませんが、農業大学の卒業生につきましては、やはり、そういった農業関連の業務につく方もございまして、町内でいきますと農協のほうへの就職でありますとか、あと、農園の関係の部分に行かれてる方もございますし、あと、その養豚場の関係とかそういったところにも就職がされているようでございます。

細かな部分につきましては、手元にちょっと資料を持っておりませんが、やはり、高校といたしましても農業高校、農業科があるということで特色を出していくということで、そういったことにつきましては一生懸命取り組みをされておりますので、今、御質問ありましたとおりの新規就農者といえますか、若手のそういった就農者を確保するためにも、今後、高校とまたいろいろと協議をさせていただきたいと思っております。

○米丸 文武議員

やはり、いかにその人材を確保するかっていうことは、ほんとに厳しいところでございましてけれども、これも、何で厳しいのかっていうことは、先ほど畜産においてはそういう状況が進んでおりますから、後継者もある程度は確保されているのかなと思うんですが、稲作、園芸、いろんな関係においては、その経営の状況っていうのが経済的な確保が厳しいので、要するに今、子育てをされている農家の方々が自分の子供を、あとを継いでそういう就農をしようという、親からの子供に対する、いやあ、推薦じゃないんですけども、そういう、してみないかとかっていうようなその取り組みっていうのがないのかなというような感じがするんですね。これじゃ厳しいから、どっか、おまへたちは収入の確保できるところに行ったほうが良いよっていうような、そういうのがあるから、現在のこのような状況になってんのかなと思うんですが、そこまでいけない農業の状況っていうのがあるので、こういう結果になってるんでしょうけれども、そこを、何とか若い方々にこうして就農していただく、また経営をしていただいて、そういう方々と一緒になってこの問題を解決していかないと。

今、先ほど町長のほうでございました、いろんな町政座談会の中でも、いろんな取り組みについての御説明をされているようでございます。その、ホームページの中では、話し合い活動とかっていうような形の中で、地域の皆さんも一緒になって後継者問題とか、稲作に対する問題、それから、いかに、先ほども出ておりましたけども、6次産業化を図るとか、それからブランド品をつくっていくとかっていうような取り組みも、話し合いの中でたくさん出てきております。そ

の中に後継者問題も、どの区の中でも大きな課題として捉えておるわけですが、先ほど町長もおっしゃいましたとおり、やはり住民の皆さん、それから今現在、携わっておられる方々自身も一緒になって後継者を確保していくという、そういう取り組みってのがどうしても必要になってくると、私はそういうふう思うんですが。実際に、それがなかなか進んでいってないのが現在の状況だと思いますけれども、そういうような方々が町政座談会等に行かれまして話をされましたときに、答えとしてはそういうふうなことで、目指すとは言われておりますが、実際のところで、じゃあ、うちの子もいるからさせようかとかって、そういうような形の、雰囲気ですか、そういうものはどうですか、感じられておりますか、今の段階で。町政座談会をされておった中で、そこいらのところについてはどうだったんでしょう。

○町長（日高 政勝君）

今回の、町政座談会のこの柱というのが、第2次の総合振興計画の関係とか、もちろん、その農業関係も入っておりますけども、総括的なそういう計画の内容の説明、そしてまた、地方創生の戦略の計画、人口ビジョンを含めてですが、それと、防災行政無線とか、そういったことが中心でございましたので、特段、農業問題をテーマにして座談会をやったということではありませんけれども、関心としては皆さん、やはりこの農業というのは、先ほどから出ておりますとおり、非常に重要な分野でありますので関心は高いと思っておりますし、日ごろ、いろんな機関、団体の皆さんとか、いろんな農業の関係機関の皆さん方と語る機会がありますので、そういう中では、やはり、いかに担い手を確保してくかということで、今、認定農業者あるいは若手のそういった担い手の皆さん方含めて、この確保に努力をいたしているところでございます。

制度的に、国がこうした青年就農の給付金もこうやっておりますので、そういった国としましても、やはり若い農業者が夢と希望を持ってやっていくようにということで、いろんな手だてを講じているわけにありますので、そういうことをうまく活用しながら、やはり、この確保に努力をしていくということが大事かと思っております。

特に、高等学校の関係につきましても、せっかくこうして農業の高等学校の科目もありますので、できるだけそこに入って勉強して、そしてまた、将来的には就農するという形で、また高校卒業後は農業大学に行くとか、専門の学校に行くとか、あるいは別の農業の機関に入って勉強するとか、いろいろあるようではありますが、とにかく今のところは、後継者が中心になっておりますけれども、まずはやはり、この農業経営をしっかりとやって、ほんとに飯を食っていけるんだというあれがないと、おっしゃるとおり難しい面がありますので、それなりのやっぱし所得を確保していく、どういった経営をやっていくかということは、真剣に考えてやっていかないと難しい面がありますので、簡単にはいかないところがありますので、そこはまた、若い人たちがいろんな経営目標を持って取り組んでいくことが大事かと思っております。

いろんな補助制度とかありますので、うまくこういうものを組み立てて、経営が安定的にやっていくということをやっぴりもっていく必要がありますので、そこはやっぱり意欲というのが大事かと思っております。

そういうことで、町としましてもいろんな支援体制というものをやっておりますので、そこはまた、これからも引き続いて取り組みを進めていきたいと思っております。

○米丸 文武議員

町長のほうも、今、先ほどから、もうそのように一生懸命、取り組むというようなことでございますけれども。要するに、町民の皆さん、今、町外に出ておられる方々、いろんなところへ、都会のほうにも出ておられる方々でも、農業に関係、興味を持って、何かつくってみたいなというような方々に対するアピールっていうのをどんどんどんしながら、さつま町に行けばこう

いう魅力的な農業経営ができるというようなものも1つ、ある程度確立してPRしなければ、結果にもつながっていかないというような状況もございまして、大変厳しい状況ではございますが、しかし、そうしていかなければ、基幹産業であると言われる農業は、このままどんどん衰退していきかねないというような感覚を受けるわけでございますので、ぜひ、そのような取り組みを要請しておきたいというふうに思います。

それから、今の農家の方々がいろんな問題に、今現在、経営されてる方々からも聞かれるわけですが、要するに、先ほども申し上げましたけども、年をとって就農ができなくなってきて、耕作放棄地をせざるを得なくなった、集落営農でも引き受けていただけない場所であったりとか、先ほども一般質問で出てきておりますけども、有害鳥獣の被害を受けるというようなこともあって、耕作がなかなかできなくなっていく。中山間においては、いえもう原野化していった、なおさらまた、そうすると有害鳥獣のすみかとなったり、餌場となったりして被害を受けるというような状況も続いてきておるようでございます。

その鳥獣の問題についても、先ほど同僚議員のほうから質問がございましたけれども、今、さつま町もほんとにこう、国も県も力を入れていただいて、被害の大きい、これまで大きかったところについては防御ネット等の設置をされたり、いろんな対策をされてきておりますし、また稲作等においても電柵等の設置とか、そういう補助の利用をして取り組んでおられるんですが、今までに、余り被害を受けてなくて、安心されておったところが、結局、被害の大きいところがそういうふうな設備をされたり、被害防止を対策されたもんで餌場がなくなって、そのほかの地域へと移って行ってるんだと、そういう被害がだんだんふえてきて困ったというようなことも聞かれるわけですが、今、そういうところは、そういう生産者の方々が町のほうにいろいろと助成の申請をして、それによって、その対策をしようというふうになってくるんじゃないかと思いますが、そのような状況っていうのは、執行部の皆さん方としては、どのように受けとめておられるのかなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○農政課長（上野 俊市君）

今、議員のほうからございましたように、非常に施設整備のほうは進んでまいりますと、そこを避けて鳥獣が、また次のところに出没するというような状況はもう確かに出てきているところでございます。

町としましても、単独の電柵の補助事業やら、それからワイヤーメッシュ等の設置も進めているわけですが、特に、このワイヤーメッシュの関係等につきましては、国庫補助事業の関係等によって、なかなか補助金につかないというような状況にございます。町政座談会の中におきましても、至るところでも、そういう要望等が出されております。その対策をどうするのかというようなお尋ねもございますけれども、町としましても、そういう事業等を活用しながら、できれば集落ぐるみでの対策をしてほしいということをお願いしているところでございます。

この、集落ぐるみの対策につきましては、必要があれば我々も出向いて説明もいたしますし、実際、そういう研修も行っておりますので、ぜひ、そういうところにもおいでいただきたいというようなことで、お願いしてるところでございまして、ここにつきましては、またこの取り組みについては全町的に進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○米丸 文武議員

とにかく、これは先ほど同僚議員の質問の中でもございましたけども、とつてもとつても、とり切れない、また生き物も生活のためには必死で動き回るだろうというふうなことでございまして、いろんな形がございまして、これを皆無にできるというような状況にはない、なかなか

難しいでしょうけれども、それに対する対策をしていかないと結局私どもの、まあ言えば、農業に従事されている方々のいろんな、林業も含めてですけれども、その被害が減っていくということは厳しいのかなというふうに思います。

できるだけ、そういう集落の被害等の実態というものを、担当課としても聞いていただいて、それに対する対応の仕方っていうのを丁寧な指導をしながら、導入に向けて指導をしていただければというふうに思いますので、要望をしておきたいと思います。

それにもう1つ、今、認定農業者の中で聞いておる事項があるんですが、これまで、いろんな生産の計画規模等を計画をされて、大規模化していくために農業機械の導入をされて、それが、県とかそういうところの助成を受けながら、また町の上乗せはあると思いますけれども、そういうのを受けながら整備されてきております。

ところが、今、認定農業者でありながら、だんだんだんだん、そういうふうにして高齢化で耕作放棄をしたい、いやあ、できればつくっていただきたいと、まあ、いや中間管理機構かはどうか通っているか判りませんが、相対でそういうような委託をされて、耕作を広げたいと思うんですけども、今の農業機械では小さいので、大きくしたいとか、それから、更新をしながら、そういう対応をしていきたいというような方がいるようございますが、それが、どうしてもその枠の関係なのかどうか、ちょっと私も詳しいことはそっちのほうまで判りませんでしたのでお聞きしますけれども、そういう方々に対する更新、または取得する場合の助成というものは、どのように今、なされているんですかね。

その点について、お聞きしたいんですが。

○担い手育成支援室長（村山 茂樹君）

認定農業者様に対します補助事業でございますけれども、今、本町としましては、国の補助事業と町単の補助事業を両方導入しているところでございまして。国におきましては、やはり希望が多ございまして、その中で選定する場合には、10項目に及びますポイント制を導入しております、その中のポイントに基づきまして各農家様、それと農家だけではございまして、その地域で申請希望を出しておりますので、その地域としまして平均点で採択が決まると。それと同様に、本町の町単事業につきましても、希望が多ございまして、それに、国の採択基準に近いようなポイント制度を設けまして、そのポイントの高い人から、一応採択をしているという状況でございます。

○米丸 文武議員

いろいろ、枠もありますし、またいろんなポイントというようなお話がございましたけど、そういうことでしょうけれども、しかし今、現実に認定を受けながら集落の作業の受託、そういうような形の中で地域の耕作地を守っていただいている方々は、そういう1つのポイントをクリアしなければ、更新もできなければ、要するに、機械をもう導入できないから俺ももうやめようかというようなことにつながっていく可能性っていうのも考えられるわけで、更新は、機械も高いから、これがもう動かんごとなったらやめようかなというような、そういうふうに思ってるというような話も聞きましたもんで、今こうしてお聞きしてるんですが、できればやはり農業に従事されて、しかも認定農業者であるわけでございますので、そのポイント等についてはこういうような形で、いろんな細かい説明とか、そういうことから、また計画についても、そういういろんな指導しながら広く、やはり従事されている方々がこの農業が維持できていくような、そういう体制っていうのが私は必要なんじゃないかというふうに思うわけです。

小さな規模の方々ってのは、自己負担が大きけりゃ大きいほど経営厳しいわけでございますので、そういうようなところにも目を向けていただきたいというふうに思うんですが、その点につ

いてはいかがでしょうか。

○担い手育成支援室長（村山 茂樹君）

やはり、希望が、町単、国庫含めまして多ございますので、やはり、その基準を設けないと、個々に全部を採択するっていうわけでもございませんし、国におきましても、この採択基準に基づきましてポイント制度を設けておりますので、それに、こちらからポイントの配分を変えるわけにもいきませんので、やはり、基準に基づきました判定に基づきまして採択をさせていただいているというところがございます。

○米丸 文武議員

そのポイントをですよ、どういうふうにすればクリアできるかと、どういう計画をしようとしてですよっていうような、細かく指導しなければ、ポイントはこれではお宅の計画だめですよと、でも、いっぱいですから、これは事業にかけられませんかよというような、そういう、まあ、ふるいにかけているような状況ですけれども、先ほど言いましたように、今現在のそういう方々も、一応認定農業者として認定されているわけでございますので、そういう方々の、そういうような、いろんな今後の経営のあり方とか、改善とか取り組み状況っていうのにこうしていただくというようなことを、約束したり、また指導してクリアできるようにしながら、そちらの機械等も整備してやらなければ、機械は買ったけれども、今のこの収入で機械代も払えなければ農業やめるという方向を、やっぱり選択せざるを得なくなってくるだろうというふうに思うんです。ですから、国の基準はあるでしょ、じゃあ、町の中でそれを補完していく、そういうようなことだっって考えんにやいかんとやないのかというふうなこともあるもんですから、お聞きしてるんですけども、そういうのはもう、あくまでも、今決められたその条件というもの、制度の条件っていうもので、はねられて対象にならなかつたりするから、こうして聞いておるわけで。

と、もう1つ、それと……

○議長（舟倉 武則議員）

米丸議員、時間がありませんので、時間内にまとめてください。

○米丸 文武議員

はい。あと2分ですか、3分ですか。

そういうことでございますので、そこいらのところの、いやあ取り組みをしながら、ほんとに皆さんが公平に利用できて、また地域農業を支えていけるような、そういうふうな制度にするべきではなかろうかと、私は思うんで聞いてるんです。

いかがでしょう。

○担い手育成支援室長（村山 茂樹君）

逆に言いますと、このポイント制があるから公平に判断されて、ポイントの高い人から採択になっていると、要するに、国の予算が幾らでも満額でとれるのであれば、私どもとしても、全ての人たちに補助事業が配分できますし、町単でありましても、配分できるわけですけれども、どうしてもそこは設けないと、どこかで線引かないと、全ての方には補助事業行きませんので、その点、ただ経営面積だけで判断してるわけでもございませんし、雇用の問題だとか、6次産業に努めてるとか、助成に対します取り組みだとか、そういういろんな運営に基づきましてポイントを設けておりますので、国が、それに準じまして町単としてもポイント制を設けて、その点数の高いところで線引きしないといけないっていうふうな考えてるところでございます。

○米丸 文武議員

時間がございませんので、また、これは改めて、今後の1つの課題として追及させていただきたいというふうに思います。

やはり、さっき言った、もう時間がありませんので終わりますけれども、ほんとに、今から、さつま町の基幹産業である農業を、どげん守っていくか、どうしていくか、町民がほんとにここで住んでいくか、住民確保をどうしていくかということの大きな課題だと思っておりますので、今後についても、ぜひ、皆さん方も真剣にこの事業とか、こういう分野についての取り組みっていうものを考えていただけるように要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、米丸議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

本日の日程は全部終了しました。12月5日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後2時04分

平成28年第4回さつま町議会定例会

第 3 日

平成28年12月5日

平成28年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成28年12月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	税 務 課 長	丸田 忠 君
町民環境課長	三腰 善行 君	福 祉 課 長	鍛冶屋 勇二 君
介護保険課長	中村 慎一 君	健康増進課長	四位 良和 君
農 政 課 長	上野 俊市 君	担い手育成支援室長	村山 茂樹 君
耕地林業課長	杉水流 博 君	商工観光課長	羽有 郁夫 君
建 設 課 長	三浦 広幸 君	農業委員会事務局長	岩下 純一 君
教育総務課長	角 茂樹 君	社会教育課長	中窪 啓二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第77号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 2 議案第78号 さつま町納骨堂条例の廃止について
- 第 3 議案第80号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 4 議案第81号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 5 議案第83号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第7号）
- 第 6 議案第84号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第85号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	78	さつま町納骨堂条例の廃止について
	80	さつま町税条例の一部改正について
	81	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
	83	平成28年度さつま町一般会計補正予算(第7号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 10款 地方交付税 14款 国庫支出金 15款 県支出金(関係分) 16款 財産収入 18款 繰入金 20款 諸収入(関係分) 21款 町債 歳出 1款 議会費 2款 総務費(関係分) 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 12款 公債費 第2条 繰越明許費 第3条 債務負担行為の補正 第4条 地方債の補正
	84	平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
85	平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	
文教経済 (第2委員会室)	77	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	83	平成28年度さつま町一般会計補正予算(第7号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 12款 分担金及び負担金 15款 県支出金(関係分) 20款 諸収入(関係分) 歳出 2款 総務費(関係分) 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費

委員会	議案番号	件名
		1 0 款 教育費 1 1 款 災害復旧費

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成28年第4回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

これから、11月30日提案がありました議案第77号、議案第78号、議案第80号、議案第81号及び議案第83号から議案第85号までの議案7件について総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第77号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、日程第2「議案第78号 さつま町納骨堂条例の廃止について」、日程第3「議案第80号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第4「議案第81号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」

○議長（舟倉 武則議員）

まず、日程第1「議案第77号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から日程第4「議案第81号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」までの議案4件を一括して議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○桑園 憲一議員

議案第77号についてお伺いしますが、今回、法が改正されまして、農地面積の割合を担い手農家に、従来の5割から8割に拡大するという事で、農地等の利用の最適化の推進ということで、また、委員が25名ふえるようなことになっておるわけですが、その中で、農業委員長、あるいは、農業委員会委員、報酬が減額になっておるわけですが、従来からしますと非常にこの業務も連携を、農地中間管理機構と連携を主にしながら掘り起こし活動が主になるわけですが、なぜ、こういう形で逆に減らされたのか、職員給与なんかについては、人勧に基づいて上がっているわけですが、そこあたりについて説明をお願いします。

○農委事務局長（岩下 純一君）

ただいまの質問に対してお答えいたします。

今回、農地利用の最適化の推進が義務化されたことによりまして、農業委員会等の活動が活発になることが考えられております。この中で、今回、費用弁償を増額することとしております。これにより、現状の報酬よりも、よりもといいますか、では、農業委員への支給額が大幅にふえることが考えられるために、報酬を減額したところであります。

なお、推進委員より高めに設定しているところもありますが、これについても、推進委員に与えられていない議決に対する責任の重さを加味したもので、あわせて活動日数の違い等も考えたものであります。

○桑園 憲一議員

費用弁償が別に1日5,000円という金額が示されているわけですが、やはり、はっきり言いまして、もう夜の活動が主になってくるんじゃないかなと思うんですが、掘り起こし活動がも

う主体になって、いわゆる集約化あるいは耕作放棄地の発生防止、特に、農村部におかれましては高齢化率が高くなってくれば、農地を手放したいと、そうすると遊休化する、あるいは、荒廃化する。そういう土地の掘り起こし活動で、これを中間管理機構にバトンタッチしながら担い手農家に云々という活動が主になってくるんじゃないかと思うものですから、逆に言えば、どこでこの費用弁償の、その支給のチェックを、よっぽどしっかりやらないともう言うちゃ悪かどん、どこまで払っていいのか、あるいは、そこあたりの話し合い活動ちゅうのについては、もう支給しなくてもいいんじゃないかとか、そんなことやると今度は、この掘り起こし活動をされます推進委員ですかね、この方々からクレームがついたりして、逆に活動がうまくいかないという場合も起こり得ると考えておるわけです。

それから、事務所の関係ですが、今、担い手支援室は、もとの旧合庁の中にあって、あそこで県の職員やら土地改良区と一緒にワンフロア化されとるわけですが、今後、こういうことで農地の掘り起こし、あるいは、集約化、耕作放棄地の発生を防止するための話し合い活動が主になるんだったら、農地中間管理機構と、やっぱり同室のところに農業委員会も事務をそろえて、その活動をしたほうがしやすいんじゃないかと思うんですが、そこあたりについては町長の見解をお願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回の、大きな改正がなされたところでございますが、このようなことで、とにかく、農業委員の皆さん方については、農地利用最適化推進委員の皆さんと同じように、とにかく現場で活動していただくということを主体に考えておりますので、先ほどありましたとおり、担い手の集積というのが大きな課題になりますので、そういう面を考えて報酬というよりもそういう活動のために、やっぱり、頑張ってくださいというようなことで、総体的にはこの、そういう活動をしていただきましたら、この費用弁償、トータル的にはかえってふえるという状況がありますので、そういう推進体制を図っていただきたいということで、このような改正を行ったところでございます。

おっしゃるとおり、担い手支援室との関連というのが、非常に深いわけありますので、これについては、私の考え方としましたら、できたら農業委員会の事務局も担い手支援室のところでワンフロア化していただくことが一番理想的ではないかと思っておりますので、これは、もう、早くからそのように考えておりますが、農業委員会の会長にも将来的にはこういうことも考えておりますのでということは申し上げてはおりますけど、今後、県との関係というのが、これはまた協議が必要でありますので、その辺については、今後、県との協議というのが残っておりますので、その辺の許可の問題とかですね、場合によっては、私の最終的な考え方としては、もう合庁の部分、土地込み、町のほうで買って、あそこを、拠点とした活動の場所にしていきたいというようなことも考えておるわけありますけど、これについてはまだ、具体的に構想の段階でありますけど、できればそういう形の取り組みをしていったら、さらに、今の県の後ろにあります皆さん方との連携というのは、さらにワンフロア化的に、いろいろと、JAもありますし、そういう形がうまくいくのではないかなということも思っているところであります。

○農委事務局長（岩下 純一君）

先ほどの費用弁償につきましては、現在も活動報告書を毎月いただいて、それで判断しているところでございますが、今回の法改正による先行、県内の市町村の事例等を十分検討して、参考にして検討して、そういう漏れが無いようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第83号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第5「議案第83号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案第83号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○岸良 光廣議員

3点ほど質問したいと思っております。

まず、1点目は、今回、最低賃金の見直しというのがありますが、これは、厚生労働省が28年10月1日付けで最低賃金の見直しを行って行っているんですが、今回、執行部の出されたこの最低賃金見直しを見て、ものすごく疑問が2点あります。

まず、第1は、ごみ処理管理費の事務補助賃金の増、それと、農地調査、ここの事務補助員の最低賃金見直しがあるんですが、これが、ごみ処理のほうは今まで5,400円が5,600円に、それから、農地のほうは5,300円が5,400円に、というふうに賃金が違うんですが、このまず、最低賃金ちゅうのは、国が示しているのは1時間当たりの最低賃金を示しています。で、この5,400円と5,300円が同じ事務補助員で金額が分かれてるというのが、私は不思議なんです。今回、この100円増をした、これの根拠を教えてください。特に、臨時職員の賃金等もできれば高いほうがいいと思うんですが、まずこれの100円増にした、これの根拠を教えてください。ちゅうのが1点目。

それから、2点目は、資料の19ページにあります町民環境課の重機借り上げ等があるんですが、これで約100万だったですかね。材料費が20万というふうに出ているんですが、これの金額の根拠を、まず、教えてください。ちゅうのが2点目です。

それから、3点目、債務負担行為、クリーンセンターごみ収集委託業務で2億5,166万3,000円。これは、ごみ収集は旧3町、3地区に分かれているはずですので、これの3地区分の金額とこれの金額を出された、まず根拠を教えてください。この3点お願いします。

○総務課長（崎野 裕二君）

まず、最低賃金法のところから私のほうから一般的なこととして申し上げさせていただきたいと思っております。答弁させていただきたいと思っております。

今、最低賃金法で求められております事務の分類の中で、それに当てはめて、その時間単価、あるいは、日額単価が現在支払っているものより低ければ、その100円単位で上げているというのがこれまでの流れでございました。で、それぞれ、今までの当てはめていた事務の区分の中で、超えたか、超えなかったかということで、最低レベルなんだけれども、超えてなければ、その100円単位で上げるというようなことで、改正してきているところでございます。

個別な部分について、ちょっと、私が今、手元に資料を持ち合わせていませんが、そういうこ

とで、事務とかその作業の内容によって、その改定をして進めてきているというところがございます。1時間単価も同じ取り扱いです。

○町民環境課長（三腰 善行君）

まず、1点目の墓地内の維持補修費にかかります重機借り上げ料、バックホーとダンプ、そしてまた、原材料費ですが、ちょっと、資料を持ってきておりませんので、今しばらくお待ちいただきたいと思いますが、業務といたしましては、通常、年度内にそれぞれ沿道のまあ言えば不陸が悪くなっているところのコンクリート舗装をしたりとか、あるいは、路肩の崩土があったときに緊急的に補修をするというようなことのために、原材料支給と、そしてまた、重機借り上げで対応していきたいということでしていただいております。

ちょっと、単価については、ちょっと、資料を持ち合わせておりませんので、今しばらくお待ちいただきたいと思いますが、あと、債務負担にかかりますごみ収集業務でございますが、3地区ではなくて、宮之城地区と鶴田・薩摩地区が一緒に、宮之城地区が1カ所、鶴田・薩摩地区で1カ所ということで、2地区に分かれて積算をいたしております。

宮之城地区、A地区ですね、A地区につきましては、今回の5年間の債務負担にかかります分が予算書にありますとおり、1億5,108万4,000円、B地区の鶴田・薩摩地区につきましては1億57万9,000円ということでございます。これの積算の根拠につきましては、人件費と並びに車両にかかります経費ということで、積み上げて積算をしているところです。

ちなみに、人件費につきましては、今回の積算につきましては、運転手が1日単価としましては9,500円、そしてまた、作業員につきましては8,000円という人件費で積算をしておりますが、それにあわせて、それぞれの保険料等を加味した形で人件費の基礎にはなっております。

車両費につきましては、車検料、車の修理代、タイヤの交換費あるいは車検にかかります税金、そしてまた、運転経費としまして燃料費ですね、軽油、オイル、それと消耗品代、あとは諸経費を20%以内ということで積算の基礎といたしております。

あと、今度、A地区につきましては、車両が4台、B地区につきましては3台ということで、台数的には積算の中に入れていただいております。

以上です。

○岸良 光廣議員

質問回数が制限されてますんで、絞って質問していきたいと思いますが、まずこの最低賃金なんですけど、これは先ほど申しましたように、厚生労働省が28年10月1日付けで見直し公布してるんですけど、私が1番ここで聞いたかったのは、今回、人事院勧告でも正職員の方々の給与というのは、ほとんど全国の市町村一律だと思うんですけど、この臨時職員の、これのなぜ、最低賃金の根拠を教えてくださいという質問をしたかといいますと、まず、28年10月1日に公布された最低賃金は、東京、これは従来907円が、937円に改定されてます。大阪が858円が883円、福岡が743円が765円、鹿児島の最低賃金が694円から715円。それぞれ、21円から30円、時間当たり最低賃金が改定されてるんですけど、例えば、私が聞いたかったのは、この、まず、ごみ処理のほうなんですけど、これは、5,300円、これは6時間勤務なのか7時間勤務なのか、これによって1時間の単価が変わってくるわけです。

特に、鹿児島県の最低賃金、ここにありますが、最低賃金表があるんですけど、それぞれ職種ありますが、鹿児島県の平均の最低賃金、これだけは守ってくださいよというのが715円。これが、福岡の場合は765円。これですね、5,300円を仮に6時間勤務であれば、883円なんですよ。で、7時間勤務であれば、757円。今度は、5,300円が5,400円の改定になってくると、それぞれ1時間の時間当たりがどこを根拠としてされてる、鹿児島の最賃でもない

し、東京の最賃でもないし、仮に私が、ここで言いたかったのは、正職員の方々が人事院の勧告があって給与見直しをされるのであれば、同じ仕事をするのであれば、例えば、これが、当然、東京の各市町村、福岡の市町村、鹿児島県の市町村、それぞれ同じ比率で正職員の賃金が改定されるのであれば、やはり、非常勤の方々についても同じようなところで最賃を合わすべきじゃないかと思うんですが、例えば、5,400円か、5,400円が、仮にこれ6時間勤務でカウントされると、時間給が900円なんですよ。鹿児島の最賃が715円、東京が937円、福岡が765円、これでしたときにどこを中心とされてるのか、これは近隣の市町村に合わせたちゃそれまでなんですが、やはり、ここも、さつま町として統一性を持ってもらったほうがいいんじゃないか、これについて今後どのようにされていくのか、これは町長のほうにあとで答弁をいただきたいと思います。

それから、2点目の重機借り上げ、これ、前回も、いろいろ、質問させてもらったんですけど、墓地公園管理費として材料費が20万、それから、使用料及び賃借料が80万、もうぴったり区切られてる。で、ここで私が1つ疑問に思うのは、これは、今回の町民環境課だけではなくて、今年度1年間についても、それぞれのところでこういうふうに賃料借り上げとして予算が計上されるんですが、これは、いっさい入札がされてないんですよ。

これはどういうことかちゅうと、各担当課で1件当たり50万なのか60万なのか判りませんが、その金額以内は、各担当の課長の采配で予算を執行される。ということは、これが、私が一番危惧するのが、同じ業者に、この仕事、例えば、ことし、まだ3月まで1年間終わってませんけど、ことし3月から現在においてもこの昨年4月以降でも相当な件数と金額が、こう、同じような形で発注されております。これについて、私が、内容、根拠を教えてくださいちゅうたのが、まず、重機借り上げ料として80万組まれてるんですけど、これ1つだけ参考までに言いますと、さつま町の重機の1日当たりの金額、これバックホーがありますけど、恐らくこれは、コンマ15ぐらいの大きさやないかなと思うんですが、コンマ15であれば、1日借りて9,600円です。それに、保証料あるいは運搬費がかかりますけど、大体1日借りて1万二、三千円。それから、ダンプも計上してありますけど、4トンダンプでした場合に町内の建機リース屋さんの中で、1日1万3,800円。これを1カ月間借りたとして、バックホーが約10万、ダンプが約15万、1カ月間ですよ。で、ここの作業を何日組まれてるのか。で、実際、これに重機借り上げ料として、恐らく今から答弁されるのは重機だけやなくてオペレーターも含んでるという回答がくると思うんですが、このオペレーターというのはもう作業のほうに入るわけですから、その辺も含めて内容を根拠を教えてくださいちゅうのがあります。

次に3点目の債務負担行為、これ、なぜ私が、根拠を教えてくださいちゅうなことを言うたかちゅうと、ま、今回は、この件については、まだ、一般質問を私はしてませんでしたので、次回3月からのやつでしていきたいと思うんですが、なぜこれを聞いたかちゅうと、今回のデジタル、さつま町のデジタル防災無線について8億2,900万円と、これの入札がありますが、私はもう非常に疑問を持っています。

何故かちゅうと、この入札したところだけが最低価格どんぴしゃなんです。最低価格どんぴしゃで、2番手3番手は、落ちたところは最低価格を下回ってる。逆に言うならば、最低価格が漏れてた。これは、執行部が漏らしたとは言いませんけど、設計段階、どこか判りませんが、この入札をして複数の企業が8億からの入札をして、最低価格どんぴしゃちゅうのは、これ、町長、一般的に、例えば、これが、何が言いたいかちゅうと、まずあり得ないちゅうことですよ。

私も、入札のいろんなこと調べてみました。最低価格が、私は、これで最低価格を設けられたのも不思議なんです。これがどんぴしゃちゅうのが、これは、執行部あるいは設計するところ

から最低価格が漏れたのか、もしくは、この入札したところに、まああり得ないと思うんですが、入札は町長の権限で、町長が担当者ですので、ここを入札したところだけを最低価格を通すために、そこでどんぴしゃ決めたのか、そういう疑問を持ってしまうんですよ。

だから、私は、今回の債務負担行為、これについても当然入札が行われるんですが、その辺のところの最低価格も設けられるのかどうか、そうしたときに、実際どういう形での入札の状態になるのか、そこも含めて細かく根拠を教えてください。

特に、この入札についてもなんですが、ごみ収集については、私もいろんなあれがありまして、クリーンセンターにちょこちょこ行くのがあります。そこで痛感したのは、担当課長が1年間のうちに1週間も現場は見ておられないなあち痛感します。特に、人件費等いろいろ計算されてるようですが、今のごみ収集の方々が1日実稼働労働時間を何時間されておるか、もし、御承知であつたら教えてください。

○町長（日高 政勝君）

最初の最低賃金の関係であります、役場の場合、7時間とかそういう計算をもとにしてるんじゃないくて、単価、いわゆる最低賃金が715円だったら715円を下回らないような形で、あとは、もう時間数をかけて決めてるということですから、今回は、ごみ収集の関係ですかね、処理の関係、7時間30分ということですから715円の7時間30分のあれしてやりますと、5,362円50銭になりますから、それを100円単位でしましたので、先ほどありましたとおり、5,400円とそういう計算でやってるわけですね。

それから、クリーンセンターの関係の最低価格の関係でありますけれども、デジタルについては、もう、適正に行われたということになっておりますので、それについては特段申し上げるところはございません。この、今回のクリーンセンターのごみ収集の関係であります、もうこれについては、最低制限価格ということではなくて、やはり、この廃棄物処理法の施行令によって、委託料が業務を遂行するに足りる額であると、そういう表現でありますから、やっぱり、そこを積算をして、やはり、これに類した、やっぱ、業務が行えるような、必要な額というのを定めるということになっておりますので、その辺についてはこれだけは必要ですよというところを定めてまいりたいと思っております。

○町民環境課長（三腰 善行君）

失礼いたしました。先ほどの、墓地整備に係ります重機借り上げ並びに原材料費の単価についてでございますが、御指摘のようにオペレーター付きの単価で設定してございます。バックホーにつきましては、コンマ2を12日間積ってございまして、単価につきましてはオペレーター付きの2万7,400円。ダンプにつきましては、4トンダンプですが、これも12日間2万9,500円ですね。それと、重機運搬が6往復分で単価といたしましては、1万円でございます。それで、積算をいたしまして税込みの80万円の計上をさせていただいたところでございます。あわせて原材料につきましては、再生ぐり石が立米当たり2,800円、生コンクリートが立米当たりの1万5,500円の設定になっております。

あと、クリーンセンターのごみ収集に係る実労働がどれぐらいあるのかということの御質問でございますが、通常でありますと夕方4時ぐらいまでには収集を終えて、あそこで分別といいますか、をする作業、そしてまた、車両の清掃等を含めた形で業務に当たっていただいておりますが、やはり、予期せぬ災害でありますとか天候なんかによりましては、それ以上に働いて稼働していただくこともございますし、年末年始、あるいは、お盆等につきましては、1回の収集では終わらなくて2回行かないといけないときもあつたりいたしますので、実際の細かく平均何時間ということまでは把握しておりませんが、緊急的な収集業務にも、当然、当たっていただい

るというふうに考えているところでございます。

以上です。

○岸良 光廣議員

3回目ですのでこれで終わりますけれども、まず、その最低賃金のところなんですけど、町長の答弁を聞いて、ますます私は疑問を深めます。なぜかちゅうと、ごみ処理管理のほうは、同じ事務補助賃金の増として日額5,400円から5,600円に改定、これ、200円増です。それと同じ事務補助賃金で農地調査、農地基本台帳整備で、ここは日額5,300円から5,400円に100円増なんです。同じ事務補助員ですよ。で、これで、もともとの単価が違うちゅうのもびっくりするんですけど、同じ事務補助員で200円増と100円増がある。これが同じ正職員であったらこんなことが起きるのかなど。これについては、やはり、もう1回早急に見直しをして、どっちが正しいのか、これをしていただきたいちゅうのが、まず1点あります。

それと2番目のこの墓地公園管理費。これは墓地公園だけではなくて、先ほども言いました、ことしの、今年の4月から現在まであるいはその前の前年度、これ全部見ていきますと、同じような形で各課がこういう工事発注をしています。今回100万ですけど、中には150万とか超えてるのがあります。で、これ、入札は一切ないんですよ、担当課が地元の建設業者に直接依頼をする。直接依頼ですよ。で、作業をしてもらう。で、代金を払う。何が言いたいかちゅうと、これが、まだ調べなきゃ判りませんが、これは年が明けて3月議会以降から細かく調査して追及をしていきたいと思うんですが、これが、恐らく、決まった複数の、ある程度の業者が決まって、そこが同じようなそういう仕事を受注すると仮に仮定した場合に、これが、町民にこの情報を公開したときに、ないよ役場んしゃ業者と結託しとつとじゃないかと、そういうような疑いを受けるような発注がされてないかどうかちゅうのが非常に心配なんですよ。

これが通常の入札をした業務発注であれば問題はないですけど、これ、前回の議会のときにも9月議会にもちょこっと質問したと思うんですが、これ入札は一切せずに業者委託になってますんで、このところも今後は、調査をしていきたいと思いますが、やはりここも、町長、この発注の仕方ちゅうのを今までどおり続けていかれるのか、今後見直しをされるのか、そこんところも、きょうは即座に回答くださいちゅうのは難しいかもしれませんが、できるならば早急ここも検討をしていただきたいちゅうのが2点目です。

○議長（舟倉 武則議員）

岸良議員、岸良議員。総括的な質疑を。

○岸良 光廣議員

総括ですがね。

○議長（舟倉 武則議員）

いや、いや、そう。私が言うのも聞いてくださいよ。総括的な質疑ですので、なるだけ簡潔にお願いしますと。

○岸良 光廣議員

はい。それと3点目のこの債務負担行為、これについても、先ほど、課長に質問しましたがけども、本当に、見ておられないなど。

まず、1つだけ参考的に教えときます。ごみ収集されるところ、業者名は申しませんが、大体昼の2時で終わってます。で、2時から2時半に車両の清掃作業をして、あとは4時まで待機、車の中で昼寝。これで、大体1年間の6割以上7割ぐらいがそういう状態で作業をされております。だから、私が言ったのは、本当にこの根拠はどこにあるんですから聞いたのは、これは、今回はもうここで終わりますけども、次回3月議会から、もっと詳しく調査した報告はさしてもら

いますけども、やはり、町民の税金を使うわけですので、この億単位の金額を出すのであれば、実態をまず調査されるべきだと思います。

だから、せめて担当課の課長が、今、ごみ収集がどういう状況で、どういう時間帯でごみ収集をして、どのぐらいの時間で、実作業がどんだけ終わってるのか。簡単に言っときますけど、実質6時間あるかないかですので、その辺も含めて調査をされるように依頼をして、私の質問を終わります。

○総務課長（崎野 裕二君）

最初の質問の最低賃金の関係についてですが、さきの9月議会で一般職員、非常勤職員の給与等の条例を条例化させていただきました。来年度以降に向けまして、そういった、いろんなバランスがとれてないところなどの勤務条件等の整理なども含めまして、29年度からは整理をしていきたいというふうに考えておりまして、ただいま、各課のヒアリングを行っているところでございます。29年度以降で若干のそういった整理をさせていただきたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

この賃金の中で単価差があるという御指摘でありますけど、やはり役場の内部の事務の補助的な方、あるいはさっき言った現場で肉体労働的な方とか、やっぱ、その仕事の内容によって、この単価差をそれぞれつけてありますから、はい。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありますか。簡潔に。

○岸良 光廣議員

町長、私が言ったのは、同じ事務補助員ですよ。町長が言うように肉体労働とかちゅうんじやないですよ。こういう資料を見てください。両方とも事務補助員、同じ作業ですよ。これで単価がもともとが違うし、5,300円と5,400円か、それと今度は、100円上がるところと200円上がるところがあるんですよと、ここをしっかりと見てください。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにないですか。

○新改 幸一議員

補正予算書の26ページの上のほうですね。農地中間管理事業関係の補正が出てるんですが、私は、流れの金額が云々じゃなくして、説明資料の26ページですね。担当課長じゃなくて町長に今後の、私は一つの大きな課題があるんじゃないかというふうに感じておるんですが、これ書いてありますように、耕作者集積協力金、これは①の関係、それから、地域におけるこの協力金、これも。それから、転換協力金、これは、離農される方、特に、高齢化が進んでこの離農されて中間管理機構を使って国の政策でこういうことをやりなさいということで進んでいる、さつま町は進んでいるほうだと、私は思っております。また、今後も、伸びる可能性も多々あります。

私が心配するのは、この受け手の、この担い手の方々が面積が広がって行って、これが5町も10町も15町もこうなっていくます。こうなりますと、特に、水田の場合は、飼料作とか畑作の関係はいいと思うんですが、米の関係はものすごい労働管理といいますか、水田管理が行き届かなくなってヒエ田がものすごくふえてくる。こういう可能性がここ近年広がってきております。

一方では、国の政策でこうやること、これやっぱり、土地が荒れないような形で守っていかなくてはならないという、このことは一番大事だと思うんですが、受け手のほうの農家の頑張り方、ここあたりのチェックちゅうのを、やっぱり、きっちり、今後はやっていかないとさつま町の米どころが、一方では、本当に消費者といいますか、地域外の人から見ればさつま町の米づくりはないやっとなというふう、本当、そういう声が出てきております。

ですから、ここあたりの、国の事業に一方では乗らなならんことの大事さと我がまちの本当に、町長がいつも言われております、第1次産業、農業の振興、一方で発展ということと言われるんですが、こういうところが、今後出てくる可能性がある、そういう課題があるんじゃないかと思うんですが、町長の見解、そしてまた、そういうことについての今後の行政の指導というのを、町長はどんなふうに思っているのかお聞かせいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今、高齢化がどんどん進みまして、やはり、耕作放棄地にならないようにということで農地の集積を図っているわけですが、できるだけ担い手の皆さん方に、引き受けてもらって、その管理をしっかりやっていただくという狙いでありまして、確かに、面積がかなり多くなったということもあるんでしょうけど、特にこの国道沿いとかが、そういう目につきやすいところが、そういう管理の不徹底と申しましょか、ヒエがたくさん生えてるといようなこと等で、いろいろと苦情もお聞きいたしておるところであります。

やはり、水田地帯でありますので、しっかりした米づくりをやっていただくということが、非常に大事なことでありますので、それについては、担い手となりますそういう皆さん方については、改めて管理の徹底をしていただくようお願いもしていきたいと思っております。特に、飼料作についてもですけれども、そういう管理がおろそかになって苦情も受ける機会がありますけど、さつま町については、やはり、補助基準にのっとった管理をしていただきたいというようにことで申し出をいたしておるわけでありますので。

これは、入り作があったり、いろいろあるところもあると思っておりますので、その辺は、先般も農政局の方がいらっしゃったときも、強くこういう御意見がありますよと、見た感じでも、非常にこの不釣り合いで米作地帯としては、非常にいろんな問題が出ておりますので、その辺のところも、国としましても、やはり、この問題については徹底した取り組みをやっていただきたい。注意喚起をしていただきたいと、ということで、申し入れもいたしたところでございます。

○新改 秀作議員

委員会がちょっと違いますので、私は1点だけお伺いいたしますが、先ほどの、先日説明があったわけですが、その保育所の関係で、議案書の14ページに保育所運営費として今回、運営補助、事業補助のほうで上がってるわけでございますけども、この先日、説明があったときに、ちょっと聞き損じたかもしれませんけども、この有償貸し付け、有償貸し付けとなってるわけでございますけど、この辺を、もちろん、売買ということも検討されたと思っておりますけども、その辺の経過をどのようになっていたものか。

それと、この、もちろん保育所、信教寺の方が運営されるわけですが、この周辺の住民の方との説明会というのがどのように、町がタッチするのか、判りませんが、その辺をどのようになされているものか、この2点をお伺いいたします。

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

この信教寺保育園の関係の新しい移転の場所につきましては、当初の段階では、売買で考えておられたわけですが、やはり、金額的にも、建設費も含めて非常に大きな金額になるということで、貸し付けでさせていただきませんかというように変更されてきたところでございまして、それに基づきまして、いろいろ協議を進めてきたところでございます。

それから、周辺の同意の関係でございますが、全員協議会に説明後に周辺の公民会等に説明会を開くように日程を調整しております、周辺の5つ、5カ所ですね、五日町、町頭、上仲町、ウッドタウン、観月台の5公民会に説明をしていきたいということで、今の段階で判っているところは12月13日に五日町、ウッドタウン、観月台が合同で開催されるというところでござい

まして、町頭と上仲町は、また、日程を調整しているところでございます。

以上です。

○新改 秀作議員

今回は、この有償貸し付けというようになってるわけですけども、どう見ても、将来的にそこに建物が建つわけですから、もう、もちろんできれば売買のほうがよかったのかなと思っているんですけども、これをまた、あちら側が、そういうお金の問題ですから、どうなるのかなち思ったりもするんですけども、やっぱり、できるもんなら、こういうあれで進んでるもんですから、私も、その辺も、将来検討の余地もあるんじゃないかなと思うところでございますけども、その説明会も、今回、2点目の説明会ですけども、いろいろ、都会の辺では、いろいろ反対勢がおって騒音の問題が出たりするんですけど、やっぱり、その辺も近くの何軒かぐらいは建物も住居もあるようでありますので、一言、よく問題がないように、あれを騒音ととれるという方も、やっぱり、いらっしゃる、もう、やっぱり、そういうのは、都会ではあったようですのでその辺をよく説明をしてもらおうように要請とします。

○宮之脇尚美議員

議案の第83号一般会計補正予算の19ページですが、教育費に関連して質問申し上げますが、この8目の文化センター費の中で、今回、修繕料が出ております。実は文化センターの障害者用の昇降機ですね、ことしの成人式の日も動いてなかったんですけど、先般、行ったときもまた故障中で、1年間全く動いてないというような状況であるようであります。これについて修繕をされる考えがあるのかどうか、そこら辺含めて説明をお願いします。

○社会教育課長（中窪 啓二君）

今の御質問なんですが、文化センターの昇降機、ことしも故障いたしまして、1回修理をいたしております。そして、そのあと、また、何の会でしたかね、で、また、ちょっと、あれが、ちょっと、故障する原因が一般の方が、非常に何ちゅうか精密ちゅうか敏感な機械でございまして、ちょっと触ったぐらいで、ちょっとトラブルを起こしてちゅうような機械でございまして、もう何回も故障しております。今、ちょっと、今言われましたように、現段階ではまた故障して動かない状態ですが、はっきり言って、もう非常に、また見積もりをとったんですけど、修理費がかさんでくるもんですから、今ちょっと、そこは検討をさせていただいてる状況でございます。

○宮之脇尚美議員

しょっちゅう故障をして動いてるのを見たことがないというようなふうに記憶をしておりますけれども、これについては、やはり、その、当時設置をするときに、非常に強い要望もありましたし、議会からも強い要請がありまして設置した経緯があります。ただ、昨日もあったんですけど、使えない状況の中で、それぞれ、加勢いただいて席のほうに案内したという状況でございすけれども。

ぜひ、これらについては、町長どうですかね。施設について、非常に老朽化して、先般も、建設費についての基金の積み立てもあったんですけど、修繕をすべきじゃないかと思うんですけども、町長のお考えをお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

この身体障害者の皆様方については、優しいまちづくりをということでも標榜をいたしておりますし、公共施設については、そういう設備を設けるといのが、もう基本になっておりますので、たびたび故障をするということでは、また問題がありますので、早急にこれはもう対応してまいりたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

先ほど、保育園の貸し付けの件について、18ページのほうに補助事業で1億2,000万ぐらい書いてありますが、新改秀作議員のほうから売却は検討しなかったかというような、質問がありましたけど、私も同じような考えを持っておるんですが、有償貸し付けとなれば、どうしてもきれいに整備をして貸さんにゃならんかと思います。買われた場合は、自分で全部されるわけですけども、買われた方が。

あと、この1億2,000万のほかに、事業費として、土地の整備費等も含めて費用は出ないものかどうかお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

信教寺の移転用地の関係でありますけれども、当初の考え方は、ちょうど、お寺の上にあります、今、町有地でありますけど、今、保健センターがございますが、当初、屋地楽習館のところですね。ずっと昔の話ですけども、大正13年のころですかね、信教寺の住職の方が、祁答院地方の女子中等教育の門戸を広げるために、あそこのところに宮之城の女学校を建てられていたということでございます。

生徒数が百余名余り、それから職員も8名いらっしゃったということでもありますけども、そこが経営難になって、当時続けることがもう難しくなったから、そこをもう全て町に寄附をすると、宮之城の時代だったと思うんですけども、そういういきさつがありまして、寄附はされて町有地として、あとはまた、町のほうで校地とかあるいは校舎等施設、町で引き受けて、本科4年、実科2年の町立の高等女学校をまた運用されたということになっておりますが、これも、町のほうとしましても財政のために、昭和8年3月に廃校になったということに、こういった歴史がありますけども、そういった過去、信教寺さんがそういうことで町に寄附をしたいいきさつがあるから、できたら、そういう、上のグラウンドですかね、そこの一角を利用させていただきませんかというお話がございました。

なかなか、今後、屋地の中心市街地のところでありますし、いろんな、もしも場合の避難の場所とか、なる場所でありますし、場合によってはまた今後、公共施設の整備ということも将来的には何か、また、出てくるときに貴重な土地となり得る場所でありますので、そこについては、ちょっと、無理ですねと、できたらそこも、まあ、無償で貸し付けていただきたいと、そんなお話だったんですけども、そこはそのようなことでお断りをいたしましたところでございます。

その後、また、白男川小学校の跡地はいかがでしょうかとかいう話もあったり、そこは、また、今後、そういう形でお使いになったらある程度考える余地はあるんじゃないでしょうかということでもありましたんですけど、また、いろいろ、役員会等で話をされる中で、たまたま、屋地の五日町の上のほうですね、解体をしてあいてきましたので、適当な広さもあるということで、そこに移転をしたいので、何とか考えていただきたいというようなことがございまして、結果的に、有償ならどうでしょうかと、売買という話もありましたけども、非常に広大な土地でありますし、相当な金額になりますから、それについては一挙に解決できる話じゃないちゅうことで、有償貸し付けという話で落ち着いたところであります。

そのようなことでありますが、おっしゃるとおり、やはり、建物が建つということでもありますので、信教寺さんのほうには、また、今後、こういう話もございましてということでおつなぎをしながら、話は継続をしまいたいと思っております。当分、こういう形で有償貸し付けという形で、この前説明申し上げましたとおりで、有償貸し付けで対応していきたいと思っております。

○副町長（紺屋 一幸議員）

新たな費用の関係でありますけれども、個々の部分については、建物の撤去が終わりまして、更地にしてございまして、中ほどに入ります道路の隅切りが必要ということで、隅切り部分を一応町有地ということで確保した上で、残った部分について有償の貸し付けを行うということで、新たな費用の発生については、今のところ何も想定してないと、もう現状のままで信教寺さんのほうで全て、柵とか、そういったものまで設置をしてもらおうという考え方で協議を行ってきたところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第6「議案第84号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第7「議案第85号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第6「議案第84号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び日程第7「議案第85号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の議案2件を一括して議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から12月7日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月21日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時29分

平成28年第4回さつま町議会定例会

第 4 日

平成28年12月21日

平成28年第4回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成28年12月21日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副 町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総 務 課 長	崎野 裕二 君
企画財政課長	押川 吉伸 君	財産管理課長	小永田 浩 君
税 務 課 長	丸田 忠 君	町民環境課長	三腰 善行 君
福 祉 課 長	鍛冶屋 勇二 君	介護保険課長	中村 慎一 君
健康増進課長	四位 良和 君	農 政 課 長	上野 俊市 君
耕地林業課長	杉水流 博 君	商工観光課長	羽 有 郁夫 君
建 設 課 長	三浦 広幸 君	農業委員会事務局長	岩下 純一 君
教育総務課長	角 茂樹 君	社会教育課長	中窪 啓二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第77号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 2 議案第78号 さつま町納骨堂条例の廃止について
- 第 3 議案第80号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 4 議案第81号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 5 議案第83号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第7号）
- 第 6 議案第84号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第85号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第89号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 第 9 議案第90号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第91号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第92号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第8号）
- 第12 発委第 3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）の提出について
- 第13 議員派遣の件
- 第14 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成28年第4回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第77号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、日程第2「議案第78号 さつま町納骨堂条例の廃止について」、日程第3「議案第80号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第4「議案第81号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第5「議案第83号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」、日程第6「議案第84号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第7「議案第85号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第77号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から日程第7「議案第85号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案7件についてを議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

総務厚生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第78号 さつま町納骨堂条例の廃止について」、「議案第80号 さつま町税条例の一部改正について」、「議案第81号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、「議案第83号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」関係分、「議案第84号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第85号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の議案6件については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第78号 さつま町納骨堂条例の廃止について」であります。

町の施設であるさつま町青芝野共同納骨堂及びさつま町山峯納骨堂を地元公民会等へ譲渡するため「さつま町納骨堂条例」を廃止しようとするもので、施行日は平成29年1月1日であります。現在、青芝野共同納骨堂は35区画中、27区画が使用中であり、山峯納骨堂は15区画中、3区画が使用中であります。両納骨堂とも設置から40年近く経過しており、多くの方が納骨堂から寺院へ改葬される中、今後も新たな使用者は見込めず、また、「さつま町の公の施設の管理のあり方に関する検討委員会」においても施設を廃止する方針が出されていたことから、今回、

条例を廃止して地元は無償譲渡するものであります。

なお、山峯納骨堂は私有地に建設されているため、敷地内での事故、災害時の対応、利用がなくなった後の納骨堂の管理は地元の方々で対処していただく主旨の覚書を締結したいとの説明であります。

質疑の中で、山峯納骨堂は私有地に建設されているが、町有地に変更せず私有地のまま建設した経緯についてたどりましたところ、本施設は旧薩摩町時代に建設されたものであるが、当時の状況について確認することができなかつた。また、土地の所有者の名前は判明しているが、存在する人物かどうかについても不明であるとの説明であります。

次に、「議案第80号 さつま町税条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、日本と台湾との間で二重課税の回避や脱税防止などの租税条約に相当する枠組みを構築するため「日台民間租税取決め」が取り結ばれたことを受け、日本国内で実施するための法整備として所得税法等の一部を改正する法律が施行されたこと等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

主な内容は、台湾に所在する投資事業組合等を通じ、日本居住者が支払いを受ける利子所得及び配当所得について、申告等に基づき他の所得と区分し、所得の3%を町民税として課税するものであります。

質疑の中で、さつま町の居住者で今回の条例改正の対象者は存在するかたどりましたところ、これまでに台湾関係で利子や配当所得を受けていた住民は確認されておらず、現時点では対象者はいないと考えられるとの説明であります。

次に、「議案第81号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、議案第80号と同じく「日台民間租税取決め」の締結に伴い関連する法律が施行されたことによるもので、台湾関係で生じた利子や配当所得等について、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めようとする規定の追加等であります。

次に、「議案第83号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項、総務管理費、情報システム費の需用費120万円は、地域高規格道路、北薩横断道路、国道504号線、広瀬道路事業着手区間において、工事に支障となる本町設置の光ケーブルの移設に要する経費を計上するもので、県からの補償費を充当して実施するものであります。

質疑の中で、光ケーブルの延長が42メートル、埋設方式による移設とあるが、実際に移設が行われる場所はどのあたりかたどりましたところ、広瀬地区のゴルフ練習場跡地付近で陸橋を建設している場所との説明であります。

次に、歳出の3款2項、児童福祉費、保育所運営費の私立保育所改修事業補助として1億2,025万2,000円が計上されております。

信教寺保育園の施設整備補助金として、県からの補助金8,267万3,000円と町の負担分3,757万9,000円であります。この中には、学童保育施設分として県の補助金792万5,000円と町の負担分360万2,000円の合計1,152万7,000円が含まれているとのことであります。

信教寺保育園は施設の老朽化等のため、現在の場所で園舎の新築計画を進めていましたが、建設期間中の仮園舎を確保することが困難であったことから、旧五日町町営住宅団地跡地を町から借り受け、保育園を新築移転しようとするものであります。

質疑の中で、信教寺保育園に対して町有地の有償貸付を行うとのことであるが、このような施

設を建設する場合、土地の貸し付けではなく売却が適当ではないかたまたましたところ、当初、信教寺保育園は土地を購入して新築移転する計画であったが、事業規模が大きくなったことから資金繰りを安定化させるため、貸し付けによる利用をお願いされたものである。現在、信教寺保育園との間では覚書を締結するための協議をしており、期限は設けないものの早期に購入してもらう内容で作成しているとの説明であります。

その答弁に対して、町は軽減措置等も検討しながら土地の早期売却に努め、借地状態の長期化を防止する覚書を作成するよう要請しました。

次に、「議案第84号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳出では、総務費、保険給付費、諸支出金を計上し、歳入では、療養給付費交付金及び前年度繰越金1億3,815万3,000円を財源充当し、予算総額を40億3,007万5,000円にしようとするものであります。今回の補正予算により、前年度繰越金の留保額は5,596万9,000円になるとのことです。

質疑の中で、昨年度と比較してどのような状況であるかたまたましたところ、2款の保険給付費については、一般から高額療養費まで含めて1億200万円の増額補正を計上しており、補正後の予算総額は、25億778万3,000円、対前年度では99.1%である。一人当たりの医療費は、被保険者が減少しているため上昇しているが、総額医療費としては保健指導等の成果もあり、少しずつ減少しているとの説明であります。

次に、「議案第85号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金を計上し、歳入では、前年度繰越金16万6,000円を財源充当するなど予算総額を35億2,186万1,000円にしようとするものです。

主には、低所得者に対する施設利用の部屋代、食事代を補助する特定入所者介護サービス費1,530万円、要支援1、2の方々を対象とする介護予防サービス費800万円など、予算の組み替えを行うものであります。

最後に「さつま町納骨堂条例の廃止」について、特に町長の見解を求めたところであります。

青芝野共同納骨堂については、空き区画も少なく、譲渡後も地元公民会組織によって適切な管理が行われると思われるが、山峯納骨堂で使用中の3区画のうち、実際に納骨されているのは2区画のみで12区画が空き状態である。

管理組合が組織されていないため、町は管理人を代表者として協議しているが、残り2区画の使用者の意向は確認しておらず、関係者と十分な協議を行ったという説明には疑問が残る。通常、条例の制定、改廃を行う際、利害関係者がある場合には、一定の猶予期間を設けて施行するのが通例だが、公布後、即、施行しなければならない理由も不明確である。また、役目を終えた納骨堂の撤去について、審査開始時、執行部から「無償譲渡後、町は一切関知しない立場なので、譲受人同士で協議するもの」と説明があったが、その後は副町長から「町と譲受人が協議し、町が責任を持って撤去する」との説明であった。

町長はこれまでの経緯や問題点を踏まえ、両納骨堂を無償譲渡するにあたり、どのような内容の覚書を締結することが適当と考えるかたまたましたところ、今回の条例廃止は、納骨堂から寺院への改葬が一般的となる中、今後の管理について地域住民との間で十分な協議を重ねており、無償譲渡に関する確約書もいただいていることから、施行日についても問題ないと考える。役目を終えた納骨堂の撤去については、旧薩摩町時代の公共事業として民有地に建てられている経緯

や事業の目的、施設の性質等を勘案し、町の責任によって撤去する主旨の覚書を締結していきたいとの答弁でありました。

また、委員会での審査中、多くの指摘事項をいただき感謝申し上げます。今回のように利害関係者がある場合、行政は最大限の注意を払った上で対処すべきと考えているので、今後も最大限の注意を払いながら行政の執行に当たっていききたいとのことでありました。

今回の当委員会の審査では、議案を提案される執行部側の準備不足と思われる場面が見受けられ、提案前に解決しておくべき事務、利害関係者との間で慎重に進めるべき条項等について、審査の中で指摘されてから対応する事項もあり、少なからず委員会の運営に支障をきたしたところでもあります。

議会は、町の意志決定機関として重大な責務があります。議案の議決が、後世に禍根を残すものとならないためにも、提案された議案は慎重に審査する責任があることから、担当課はもとより、行政審議委員会及び提案者との間で十分に協議した上で議案を提案されるよう要請いたしました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの総務厚生常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○文教経済常任委員長（森山 大議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第77号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」及び「議案第83号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」関係分の議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第77号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。

本条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行の中に農業委員会等に関する法律の改正が含まれており、農業委員の選出の方法を公選制から市町村長の選任制に変更及び農地利用最適化推進委員の新設を行うことから、関係条例の整備を行うものであります。

質疑の中で、農業委員の任命権は町長による選任制に移行することになるが、選任のあり方、選考基準等を含め具体的な選任の流れについてただしましたところ、現在の農業委員の任期は平成29年7月31日までであり、翌日の8月1日から新しい農業委員の任期が始まるが、その前に町長が選任する必要があることから、来年3月頃に1カ月の期間を設けて募集を行う計画である。農業委員の場合は地域の指定もなく、町内、町外居住も問わないことから、評価委員会または推薦委員会的な組織を設置し、選考基準等を定めながら、最終的には点数制で評価又は選考し、町長に報告する形になると考えているとのことでありました。

次は、「議案第83号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」関係分であります。

まず、2款1項総務管理費の関係であります。

17目諸費の償還金利息及び割引料の返還金の中には、中山間地域等直接支払交付金に係る返還金3万1,278円が含まれています。

質疑の中で、会計検査において補助金返還の指摘がなされた自治体があったことから、本町においては指摘を受けるような事項はなかったものかたどりましたところ、中山間地域等直接支払交付金については、毎年、職員による現地確認を行っているが、中には目的に達していない地区もあることから、対象地区協定の責任者等へ説明を行うとともに、必要な場合は現地において改善を指導しているところである。今回の返還金については、河川工事の関係で農地として活用できなかったことから返還が生じたもので、本町では指摘事項による返還は発生していないとのことであります。

次は、6款1項農業費の関係であります。

5目農産園芸振興費の活動火山周辺地域防災営農対策事業補助959万7,000円は、平成29年度事業を前倒しで取り組むもので、桜島等の噴火活動に伴う降灰により、お茶の適期摘採・計画的摘採が困難なことから、被害防止策として摘採前洗浄機を1工場で1台、1組合で4台導入するものです。

質疑の中で、摘採前洗浄機の町内茶工場への導入状況についてたどりましたところ、降灰対策事業におけるお茶の摘採前洗浄機導入は、3年前から採用されており、全茶工場の導入には至っていないところである。大規模経営の茶工場は導入が進められており、約半分の茶工場は導入されているが、中規模、小規模経営体の導入はまだ進んでいないとのことであります。

次に、9目担い手育成費の農地中間管理事業費には、人・農地プランと関連して、地域ぐるみで担い手への農地の集積及び農地中間管理機構を通じた集約化の支援を目的に耕作者集積協力金、地域集積協力金及び経営転換協力金の1,986万1,000円が計上されています。

質疑の中で、地域集積協力金の単価についてたどりましたところ、平成27年度の地域集積協力金の単価は、集積面積の2割を超え5割以下の場合で、10アール当たり2万円、5割を超え8割以下の場合で2万8,000円、8割を超えると3万6,000円であったが、平成28年度の単価は、同様の集積面積の場合で1万5,000円、2万1,000円、2万7,000円にそれぞれ減額になっているとのことであります。

次は、6款2項林業費の関係であります。

3目森林土木整備事業費には、森林作業道の機能を高め木材輸送機能を強化・補完する目的で、林業専用道「耳取線」の開設に伴う測量設計業務委託料及び施設整備工事請負費として1,450万円が計上されています。

質疑の中で、道路を利用する山林面積についてたどりましたところ、間伐の計画が約6ヘクタール、平成27年の台風による被害木の整理区域が約3ヘクタール、今回の林業専用道を活用して搬出する計画であるとのことであります。

次は、7款1項商工費についてであります。

2目商工振興費の商工振興事務費には、商工業制度資金利息補給補助金の不足分として100万円が計上されています。

質疑の中で、補助金が不足に至った経緯についてたどりましたところ、融資を受けた額が当初予算額を上回ったことから、11月、12月の新規分を見込んで100万円の補正を計上したとのことであります。

次は、8款2項道路橋りょう費についてであります。

2目道路維持費には、宮之城屋地区の城之口五日町線、山崎区の草田古野線の交通安全施設整備に要する測量設計委託料及び工事請負費として2,060万円が計上されています。主な内容としては、城之口五日町線がガードパイプと区画線の整備を、草田古野線が区画線と路面着色を計画しているとの説明であります。

質疑の中で、最近では特に歩行者の事故が多いことから、草田古野線の防護柵設置についてただしましたところ、今回、計画している2路線のうち城之口五日町線は車の通行量も多いが、草田古野線はそれほど多くないと捉えており、路面着色をメインにし、必要な箇所については、防護柵の設置も対応したいとのことであります。

次は、10款1項教育総務費についてであります。

2目事務局費には、教育系ネットワーク分離業務に係るシステム保守等業務委託料461万2,000円が計上されています。主な内容としては、県と各自治体の情報セキュリティ強化対策に基づき、行政系と教育系のネットワークを分離する必要性が生じたことから、教育系は独自に回線を設けインターネットへ接続するための整備に要する経費であるとの説明であります。

次は、10款5項社会教育費についてであります。

10目歴史民俗資料館運営費の宮之城歴史資料センターの一般需用費には、電気工作物保安管理委託業者の点検結果の指摘により、非常用発電設備の修繕料として、11万9,000円が計上されています。

質疑の中で、発電機の定期的な試運転の実施状況についてただしましたところ、業者による定期点検には試運転も含めているが、職員による毎月の試運転等は行っていないとのことあります。

この回答を受けて、非常時の起動に支障が出ないように保安業者とも取り決めを行い、職員においても定期的に試運転を行うよう要請しました。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの文教経済常任委員長報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第77号、議案第78号、議案第80号及び議案第81号の議案に4件について、一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案4件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第77号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、「議案第78号 さつま町納骨堂条例の廃止について」、「議案第80号 さつま町税条例の一部改正について」及び「議案第81号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」の議案4件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号から議案第85号までの議案3件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの議案3件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第83号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」、「議案第84号 平成28年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第85号 平成28年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の議案3件は、原案のとおり可決されました。

△日程第8「議案第89号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」、日程第9「議案第90号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第10「議案第91号 さつま町町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」、日程第11「議案第92号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第8「議案第89号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」から日程第11「議案第92号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」までの議案4件についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。それでは、議案第89号から議案第92号までの議案4件につきまして、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第89号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」及び「議案第90号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

以上2件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第91号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町長等の期末手当の支給率を一般職員に準じて改正するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

最後に、「議案第92号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」についてであります。

これは、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた人件費の調整に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億9,098万6,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第89号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第90号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第91号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第92号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第89号及び議案第90号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、ただいまの議案2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮ります。ただいまの議案2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第89号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」及び「議案第90号 さつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号及び議案第92号の議案2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

○新改 幸一議員

町長にお伺いしますが、ただいま議案第89号、第90号も可決されたところでございます。特にこの勤務時間、休暇、それから育児休業等も国の法律改正ということでございまして理解をするんですが、この議案第91号につきましても人事院勧告に基づいたということでございますので、理解はいたします。

そういう中に、これから先のさつま町の流れの中で思うには、さつま町の、私たちこの行政と関係するそれぞれの組織あると思います、町の職員、臨時職員、準ずるいろんな仕事をしてもらっている方、そういう方々にもそれなりのこういう法律改正で流れが出てくると思うんですが、これから先のそういう運営に当たって関係組織の、もちろん職員の給料関係も当然ある程度の流れも変わってくるでしょうし、そういうふうになりますと、やっぱりこれから先、行政からの補助金とかそれから指定管理の関係の問題とか、今までの査定のやり方ちゅうのが、若干違ってくるんじゃないかというふうに感ずるんです。そこあたりが、町民サイドから見たときに、役場んしゃよかなあと、公務員のしゃよかなあと、それは法律改正がしてくれるわけですから理解はするんですが、一般町民からすればそれができないという組織もあると思うんです。そういう流れを、町民からも不満も聞くもんですから、こういう質問をしますけれども、特にこの行政との関連のあるそういう組織の方々の、今後のそういう補助金なり指定管理のあり方ちゅうのを、流れというのを町長はどんなふう感じ取っていらっしゃるかって、それが今後はどういうふう指導していきたいと思っていられるのか、町長の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回、一般職につきましては給与の関係と手当の関係の改正をいたしたところでの。これにつきましては、法的にもう人事院制度ということになっております。公務員は労働三権というのがいろいろ制約があります。そういう件とか、そういうのがあるものですから、いわゆる第三者的な人事院制度に則って、民間と比較をしてやっぱり民間のほうとの差が出るということになりますと、勧告で必要な法律をつくって、国会で承認をいただいて、その上でまた、都道府県、あるいは市町村の動向も含めながら対処をしていくということで、いわゆるいろんな経済とか社会情勢のそれに準じた形で改正を行っているわけでありまして。

ただ、特別職については必ずしも決まったことはないんですけども、やはりこの一般職が改定になりますと、やはり特別職との、一般職の最高給与者と特別職との差というのがやっぱりあるべきだという一つの基準がありますので。やはりそこは見ながら、報酬等については、あるい

は給与の改定も行っておりますけど、ここ数年、給与等そのものは改定をしてないんです。ほとんど改定をしておりませんので。あるいは、過去においては、私も20%カットとか10%カットとか、そういう形でやってきましたけども、今は大体この財政的な関係も落ち着いてますので、そういうところまでは踏み込んでおりませんけれども。

あとは、この一般職の改定があったときにこの手当関係だけは、それに合った形での改正は出しておるということでありまして。したがって報酬そのもの、あるいは給与そのものを改定するときには特別報酬等の審議会というのがありますので、そういった民間の皆さん方の御意見を聞いた上で、改定をするということでありまして、今、そこまで至っていないわけです。

したがって、今、給与等、一般職等については改正をしますが、これはどこも全国同じような取り扱いになっておりますので、それはそれとしてですが。おっしゃるこの町内のいろいろな組織との関係というのが、当然、考慮に入れなければならないと思っております。そこは今、人事院勧告の中でもやっぱり地域のそういった状況も踏まえた上ですということになっておりますので、そのような情勢適用の原則に基づいたやり方になっておりますので、今後、いろんな臨時職員等については最低賃金制度が変わってきてまして、そのたびごとにそれを下回らないような改定も行ってきておるわけでありまして。

ただ、その他の非常勤職員等につきましては、そこら辺の均衡というのはいろいろ、また状況を見た上で、経済的な状況とか将来の経済の状況とか、そういうことも踏まえた上です必要があるかと思っておりますけど、今のところ改定の段階までは至っていないのかなと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、ただいまの議案2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第91号 さつま町長等の給与に関する条例及びさつま町教育長の給与等に関する条例の一部改正について」及び「議案第92号 平成28年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」の議案2件は原案のとおり可決されました。

△日程第12「発委第3号 地方議会議員の厚生年金制度
への加入を求める意見書（案）の提出について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第12「発委第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○議会運営委員長（川口 憲男議員）

ただいま議題となりました「発委第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

本意見書を提出するに当たり、議会運営委員会の協議の中では、この制度が導入された場合、保険料の一部として地方公共団体からの公費支出を伴うことから、政府としても導入過程における国民への丁寧な説明を十分に果たしてもらいたいとの意見も出されましたことを事前に報告いたしておきます。

さて現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることであります。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうちおよそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村は定員割れという状況でありました。

御承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、お手元に配付してあります意見書に対する議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

△日程第13「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第13「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第14「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第14「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって議会を閉じ、平成28年第4回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前10時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 岸 良 光 廣

さつま町議会議員 上久保 澄 雄

